

令和 6 年度 概算要求主要事項

文部科学省初等中等教育局

目 次

○事項別表

1. 教育の質の向上に向けた、教師等の働き方改革の更なる加速化、 処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的な推進	4
◆義務教育費国庫負担金	
◆学校における働き方改革の推進のための支援スタッフ等の充実	
2. GIGA スクール構想の着実な推進と学校 DX の加速化	16
3. 教育課程の充実、特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援 の推進	26
4. 新時代に対応した高等学校改革の推進	32
5. 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上	39
6. 現代的健康課題に対応するための健康教育の推進	52
7. 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校、いじめ対策等 の推進	56
8. 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実	65
9. 道徳教育の充実	69
10. 子供の体験活動の推進	73
11. キャリア教育・職業教育の充実	75
12. 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進等	77
13. 高校生等への修学支援	83
14. 義務教育教科書の無償給与	89
15. 地方教育行政の推進	91

参考：令和6年度東日本大震災復興特別会計概算要求【初等中等教育局関係分】

令和6年度概算要求事項別表

(初等中等教育局)

事 項	前 年 度 予 算 額	令和6年度 要求・要望額	比 較 増 減 額	備 考 ()内 前年度予算額			
	千円	千円	千円				
1. 教育の質の向上に向けた、教師等の働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的な推進	1,530,812,053	1,549,299,164	18,487,111	1. 義務教育費国庫負担金 1,530,159,000 (1,521,553,000)			
				2. 補習等のための指導員等派遣事業 18,771,600 (9,091,973)			
				(1)教員業務支援員の配置 12,561,824 (5,490,800)			
				(2)学力向上を目的とした学校教育活動支援 4,528,906 (3,601,173)			
				(3)副校長・教頭マネジメント支援員 1,680,870 (0)			
				3. 学校における働き方改革推進事業 82,431 (82,431)			
				4. 教育政策形成に関する実証研究 54,076 (84,649)			
				5. 行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業 232,057 (0)			
				(参考)復興特別会計 1,226,000	1,107,000	△ 119,000	義務教育費国庫負担金
				2. GIGAスクール構想の着実な推進と学校DXの加速化	3,310,508	22,956,735	19,646,227
2. GIGAスクール運営支援センター整備事業 4,023,187 (1,013,960)							
3. ネットワークアセスメント実施促進事業 1,024,800 (0)							
4. GIGAスクールにおける学びの充実 633,594 (276,558)							
5. 学習者用デジタル教科書の導入 1,800,903 (1,800,963)							
6. 次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進 219,582 (139,768)							
7. 次世代の校務デジタル化推進実証事業 478,516 (79,259)							
3. 教育課程の充実、特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進	2,462,670	2,672,171	209,501				
				2. 特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進 77,265 (77,265)			
				3. 理数教育の充実のための総合的な支援等 2,073,922 (1,918,468)			
				4. 小・中・高等学校を通じた英語教育強化 350,053 (301,612)			
				5. 学習指導要領のよりよい実施と現代的課題に対応した教育の充実等 101,736 (96,130)			
				4. 新時代に対応した高等学校改革の推進	787,430	1,177,073	389,643
2. 新時代に対応した高等学校改革推進事業 297,142 (251,540)							
3. マイスター・ハイスクール(次世代地域産業人材育成刷新事業) 353,104 (252,598)							
4. WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業 231,171 (206,164)							
5. 高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究 108,740 (77,128)							
5. 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上	2,287,812	5,981,458	3,693,646				
				2. 幼児教育の質の向上を支える自治体への支援 383,225 (297,895)			

事 項	前 年 度 額	令和6年度 要求・要望額	比 較 増 減	備 考 ()内 前年度予算額	
	千円	千円	千円		
6. 現代的健康課題 に対応するための 健康教育の推 進	660,122	946,953	286,831	3. 幼児教育の質を支える教育環境の整備	5,010,000 (1,469,682)
				(1)教育支援体制整備事業費交付金	2,671,500 (992,300)
				(2)私立幼稚園施設整備費補助金 (事項要求)	2,338,500 (477,382)
				1. 学校保健の推進	792,871 (571,248)
				2. 学校給食・食育の充実	154,082 (88,874)
7. 誰一人取り残さ れない学びの保 障に向けた不登 校、いじめ対策 等の推進	8,618,566	11,531,101	2,912,535	1. いじめ対策・不登校支援等総合推進事業	11,435,856 (8,543,512)
				(1)専門家を活用した教育相談体制の整備・ 関係機関との連携強化等	10,071,373 (8,461,280)
				(2)いじめ対策・不登校支援等推進事業	1,322,835 (50,025)
				(3)有識者会議等開催経費等	41,648 (32,207)
				2. 夜間中学の設置促進・充実	95,245 (75,054)
(参考)復興特別会計	1,572,435	1,502,766	△ 69,669	緊急スクールカウンセラー等活用事業	
8. 切れ目ない支援 体制構築に向け た特別支援教育 の充実	4,113,916	5,616,120	1,502,204	1. インクルーシブ教育システムの更なる実現	100,000 (0)
				2. 医療的ケアが必要な児童生徒等への支援	4,761,556 (3,354,846)
				3. ICTを活用した障害のある児童生徒等への支援	409,405 (390,863)
				4. 特別支援教育の支援体制等の充実に資する 施策	345,159 (368,207)
9. 道徳教育の充実	4,176,885	4,272,230	95,345	1. よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育 の推進等	4,272,230 (4,176,885)
10. 子供の体験活動 の推進	108,250	132,092	23,842	1. 健全育成のための体験活動推進事業 [総合教育政策局に計上]	120,404 (99,365)
				2. 小・中・高等学校等における起業体験推進事業 【後掲】	11,688 (8,885)
11. キャリア教育・職 業教育の充実	270,341	381,248	110,907	1. 将来の在り方・生き方を主体的に考えられる 若者を育むキャリア教育推進事業 (総合教育政策局予算を含む)	28,144 (17,743)
				2. マイスター・ハイスクール(次世代地域産業人材 育成刷新事業)【再掲】	353,104 (252,598)
12. 学校をプラット フォームとした総 合的な子供の貧 困対策の推進等	2,886,788	3,248,157	361,369	1. スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	2,659,398 (2,313,168)
				2. 要保護児童生徒援助費補助	588,759 (573,620)
(参考)復興特別会計	804,223	695,086	△ 109,137	被災児童生徒就学支援等事業	
13. 高校生等への修 学支援	430,482,573	431,158,123	675,550	1. 高等学校等就学支援金交付金等	413,044,993 (412,855,878)
				(1)高等学校等就学支援金交付金	410,369,763 (410,371,023)
				(2)高等学校等就学支援金事務費交付金	2,670,025 (2,477,704)
				(3)公立高等学校授業料不徴収交付金	5,205 (7,151)
				2. 高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)	15,262,665 (14,761,470)
				3. 高等学校等修学支援事業費補助金(高校生等 奨学給付金を除く)	713,167 (715,070)

事 項	前 年 度	令和6年度	比 較 増 △ 減 額	備 考	
	予 算 額	要 求・要 望 額		()内 前年度予算額	
	千円	千円	千円		
14. 義務教育教科書の無償給与	46,356,000	47,303,000	947,000	4. へき地児童生徒援助費等補助金	2,137,298 (2,150,155)
				1. 義務教育教科書購入費	47,303,000 (46,356,000)
15. 地方教育行政の推進	242,701	490,081	247,380	1. 行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業【再掲】	232,057 (0)
				2. 地方教育行政の連携促進事業	17,536 (20,586)
				3. 公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業	65,094 (66,912)
				4. 地方公共団体に対する指導助言や連絡協議会等の開催等に要する経費	175,394 (155,203)

※スポーツ庁及び文化庁計上
部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備

4,855,225 (2,840,899)

1. 教育の質の向上に向けた、教師等の働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的な推進

令和6年度要求・要望額 1,549,299 百万円
 (前年度予算額 1,530,812 百万円)
 [参考：復興特別会計 1,107 百万円]

1. 要 旨

教科指導の専門性を持った教師による小学校における高学年の教科担任制の強化や、小学校における35人学級の計画的な整備等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するための教職員定数の改善を図る。さらに、定年引上げに伴う特例定員を活用した定数改善の前倒しにより、教師を取り巻く環境整備を加速化する。

また、教師の負担軽減のための教員業務支援員、副校長・教頭マネジメント支援員、学習指導員等の支援スタッフや行政による相談体制を充実する。

2. 内 容

(1) 義務教育費国庫負担金 1,530,159 百万円(1,521,553 百万円)

義務教育費国庫負担制度は、公立の義務教育諸学校の教職員の給与費について都道府県及び指定都市が負担した経費の3分の1を国が負担するものである。

✓教職員定数の改善	+128 億円 (+5,910 人)
✓定年引上げに伴う特例定員	+105 億円 (+4,857 人)
✓教職員定数の自然減等	▲168 億円 (▲7,776 人)
✓教員給与の改善	+ 8 億円
✓定年引上げ等に伴う給与増	+ 13 億円
計 対前年度	+ 86 億円

《小学校高学年における教科担任制の推進》 +1,900 人

学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、教員の持ちコマ数軽減など学校の働き方改革を進めるため、地域や学校等の実情に応じた取組が可能となるよう専科指導教員の計画的な配置充実を図る。

なお、令和4年度から4年程度かけて段階的に進める予定を1年前倒しで実施することにより取組の強化を図る。(改善見込総数は3,800人程度)

(小学校高学年における教科担任制に係る改善数)

年度	R4	R5	R6
改善数	950	950	1,900

(優先的に専科指導の対象とすべき教科：外国語、理科、算数、体育)

※小中一貫・連携教育の観点からの中学校教員の活用も想定。

《少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備等》 +3,610人

1. 小学校における35人学級の推進 +3,171人

令和3年3月の義務標準法の改正を踏まえ、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備するため、令和6年度は、第5学年の学級編制の標準を35人に引き下げる。

(学級編制の標準の引下げに係る計画)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

※少人数学級等の実施のために措置している加配定数の一部振替を含む。

(参考) 35人学級等の効果検証に必要な実証研究を令和4年度から実施中。

2. 教育課題への対応のための基礎定数化関連 +439人

(平成29年3月義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減)

- ✓ 発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 +744人
- ✓ 外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 +122人
- ✓ 初任者研修体制の充実 ▲116人
- ※基礎定数化に伴う定数減等 ▲311人

《様々な教育課題への対応や、特例定員の活用》 +400人 +4,857人

様々な教育課題に対応するため、①中学校における生徒指導や不登校特例校等への支援、②離島や過疎地域を含む小規模校への支援、③チーム学校や学校DXの推進に向けた運営体制の強化、④貧困等に起因する学力課題の解消を図るための加配定数の充実を図る。

上記のほか、令和5年度からの定年引上げに伴う特例定員(4,857人)を活用した定数改善の前倒しを図る(例:小学校35人学級、通級指導等の基礎定数化)。

《教員給与の見直し》

教師の給与体系の改善については、骨太方針2023に基づき、具体的な制度設計を進めつつ、職務の負荷や職責を踏まえ、先行して以下の処遇改善を図る。

- ・主任手当の額の改善 +4億円(令和7年1月からの3か月分)
- ・管理職手当の額の改善 +4億円(令和7年1月からの3か月分)

(参考:復興特別会計)

被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数(495人)を別途要求。

1,107百万円(1,226百万円)

(2) 学校における働き方改革の推進のための支援スタッフの充実

◆補習等のための指導員等派遣事業〔補助率1/3〕

18,772 百万円 (9,092 百万円)

多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組を支援

①教員業務支援員の配置

12,562 百万円 (5,491 百万円)

教師の負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるよう、学習プリント等の準備や来客・電話対応、行事や式典等の準備補助等をサポートする教員業務支援員の配置を支援。(12,950人→28,100人)

※ 学校教育法施行規則第65条の7に該当する教員業務支援員

- ・想定人材：地域の人材（卒業生の保護者など）
- ・実施主体：都道府県・指定都市
- ・負担割合：国1/3，都道府県・指定都市2/3

※ 教師の負担軽減を図るための事業として実施。各自治体において明確な成果目標を設定し、効果の検証を含めて実施するものに対し、補助を行う。

②学力向上を目的とした学校教育活動支援 4,529 百万円 (3,601 百万円)

児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため、学校教育活動を支援する人材の配置を支援。また、教職に関心のある学生の積極的な活用を推進することで、教職への意欲を高める。(11,000人→13,800人)

- ・想定人材：退職教員、教師志望の学生をはじめとする大学生、学習塾講師、NPO 等教育関係者等、地域における幅広い人材
- ・実施主体：都道府県・指定都市
- ・負担割合：国1/3，都道府県・指定都市2/3

《具体例》

- ・TT 指導 (team-teaching) や習熟度別学習、放課後の補習など発展的な学習への対応
- ・外国人児童生徒等の学力向上への取組
- ・校内教育支援センターへの配置等による不登校児童生徒への支援
- ・キャリア教育支援、就職支援のための相談員の配置
- ・専門家による出前授業の実施に向けた調整等
- ・校長経験者による若手教員への授業指導
- ・子供の体験活動の実施への支援

③副校長・教頭マネジメント支援員の配置 1,681 百万円 (新規)

副校長・教頭の厳しい勤務実態を踏まえ、その学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援するための人材の配置を支援。(2,350人(新規))

- ・想定人材：退職教員、教育委員会勤務経験者、民間企業等での事務経験者等
- ・実施主体：都道府県・指定都市
- ・負担割合：国1/3，都道府県・指定都市2/3

《具体例》

- ・教職員の勤務管理事務の支援
- ・施設管理

- ・保護者や外部との連絡調整
- ・学校徴収金等の会計管理 等

(3) 学校における働き方改革推進事業

82 百万円(82 百万円)

学校における働き方改革の推進により、勤務状況の改善が見込まれる学校を対象に、民間事業者等の専門的な知見による伴走型の支援を行い、組織運営や意識改革等に係る年間を通じた改善を図る。また、その成果を客観的に評価した上で、取組の成果を上げるまでのプロセスや、具体的な方策について、事例集への掲載やフォーラムの開催等により、全国展開を図る。併せて、学校の働き方改革のための取組状況調査の実施・分析・市町村別結果公表等を通じて、教育委員会や各学校における「働き方改革」の自走サイクルを構築する。

- ・民間事業者等の専門的な知見を活用した伴走型の支援・効果検証の実施
- ・事例紹介、働き方改革フォーラムの実施
- ・教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査・分析等

(4) 教育政策形成に関する実証研究

54 百万円(85 百万円)

令和3年義務標準法改正法における附則及び附帯決議等を踏まえ、学校の望ましい指導体制の検討のため、少人数学級及び支援スタッフ（外部人材）の効果検証を行うことを目的とした実証研究を実施する。

【参考】経済財政運営と改革の基本方針2023（抜粋）

35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく。

(5) 行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業

232 百万円(新規)

保護者や地域住民からの過剰な苦情や不当な要求等の学校のみでは解決が難しい事案について、経験豊かな学校管理職OB等を学校問題解決支援コーディネーター（仮称）として活用し、様々な専門家と連携した行政による支援体制の構築に向けたモデル事業を実施する。

- ・市区町村における学校・保護者等間の問題解決支援体制の構築
- ・都道府県における広域的な学校への支援体制の構築

新しい時代の学びの環境整備（義務教育費国庫負担金）

～小学校高学年における教科担任制の強化と35人学級の計画的整備～



令和6年度要求・要望額 1兆5,302億円
 (前年度予算額 1兆5,216億円) 文部科学省

教科指導の専門性を持った教師による小学校における高学年の教科担任制の強化や、小学校における35人学級の計画的な整備等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数5,910人の改善を要求。さらに、定年引上げに伴う特例定員を活用した定数改善の前倒しにより、教師を取り巻く環境整備を加速化する。

また、教師の給与体系の改善に向けた検討を進めつつ必要な処遇を改善する。

- ・教職員定数の改善 + 128億円 (+ 5,910人) ・定年引上げに伴う特例定員 + 105億円 (+ 4,857人) ・教職員定数の自然減等 ▲ 168億円 (▲ 7,776人)
- ・教員給与の改善 + 8億円 ・定年引上げ等に伴う給与増 + 13億円 計 対前年度 + 86億円

①小学校高学年における教科担任制の強化

1,900人

○小学校高学年における教科担任制の強化 + 1,900人

学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行う教育の質の向上を図るとともに、教員の持ちこたえ減など学校の働き方改革を進めるため、地域や学校等の実情に応じた取組が可能となるよう専科指導教員の計画的な配置充実を図る。

なお、令和4年度から4年程度をかけて段階的に進める予定を1年前倒しで実施することにより取組の強化を図る。(改善見込総数は3,800人程度)

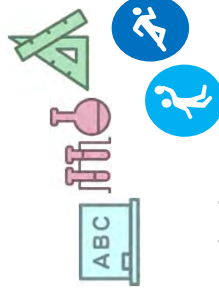
(小学校高学年における教科担任制に係る改善数)

年度	R4	R5	R6要求
改善数	950	950	1,900

(優先的に専科指導の対象とすべき教科)

外国語、理科、算数、体育

※小中一貫・連携教育の観点からの中学校教員の活用も想定。



③様々な教育課題への対応や、特例定員の活用 400人 + 4,857人

- ①中学校における生徒指導や不登校特例校等への支援 + 200人
- ②離島や過疎地域を含む小規模校への支援 + 30人
- ③チーム学校や学校DXの推進に向けた運営体制の強化 + 100人
(主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員の配置改善)
- ④貧困等に起因する学力課題の解消 + 70人

上記のほか、令和5年度からの定年引上げに伴う特例定員(4,857人)を活用した定数改善の前倒し(ex.小学校35人学級、通級指導等の基礎定数化)。

②少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備等 3,610人

○小学校における35人学級の推進 + 3,171人

令和3年3月の義務標準法の改正を踏まえ、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備するため、令和6年度は、第5学年の学級編制の標準を35人に引き下げる。
 (学級編制の標準の引下げに係る計画)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

※少人数学級等の実施のために措置している加配定数の一部振替を含む。

(参考) 35人学級等の効果検証に必要な実証研究を令和4年度から実施中。

○教育課題への対応のための基礎定数化関連 + 439人

(H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減)

- ✓発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 + 744人
- ✓外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 + 122人
- ✓初任者研修体制の充実 ▲ 116人
- ※基礎定数化に伴う定数減等 ▲ 311人

④教師の職責等を踏まえた処遇改善

教師の給与体系の改善については、骨太方針2023に基づき、具体的な制度設計を進めつつ、職務の負荷や職責を踏まえ、先行して以下の処遇改善を図る。

- ①主任手当の額の改善 + 4億円(令和7年1月からの3か月分)
- ②管理職手当の額の改善 + 4億円(令和7年1月からの3か月分)

(参考)被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数【495人】を別途要求(11億円)【復興特別会計】

(初等中等教育局財務課)



多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組を支援

教師と多様な人材の連携により、**学校教育活動の充実と働き方改革を実現**

教員業務支援員の配置【拡充】

事業内容

教師の負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるように、学習プリント等の準備や来客・電話対応、行事や式典等の準備補助等をサポートする教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置を支援

想定人材

地域の人材
(卒業生の保護者など)

概算要求額 : 126億円 (55億円)
人数 : 28,100人 (12,950人)



実施主体

都道府県・指定都市

国1/3

都道府県・指定都市2/3



負担割合

学習指導員等の配置（学力向上を目的とした学校教育活動支援）【拡充】

事業内容

児童生徒一人一人にあつたきめ細かな対応を実現するため、学校教育活動を支援する人材の配置を支援。また、教職に関心のある学生の積極的な活用を推進することで、教職への意欲を高める。

児童生徒の学習サポート

- TT指導(team-teaching)や習熟度別学習、放課後の補習など発展的な学習への対応
- 外国人児童生徒等の学力向上への取組

進路指導・キャリア教育

- キャリア教育支援、就職支援のための相談員の配置
- 専門家による出前授業の実施に向けた調整等

学校生活適応への支援

- 校内教育支援センターへの配置等による不登校児童生徒への支援

教師の指導力向上等

- 校長経験者による若手教員への授業指導
- 子供の体験活動の実施への支援

想定人材



概算要求額 : 45億円 (36億円)
人数 : 13,800人 (11,000人)

実施主体

都道府県・指定都市

国1/3

都道府県・指定都市2/3



負担割合

【新規】副校長・教頭マネジメント支援員の配置

事業内容

副校長・教頭の厳しい勤務実態を踏まえ、その学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援するための人材の配置を支援

想定人材

退職教員、教育委員会勤務経験者、民間企業等での事務経験者等

概算要求額 : 17億円 (新規)
人数 : 2,350人 (新規)

実施主体

都道府県・指定都市

国1/3

都道府県・指定都市2/3

負担割合



教員業務支援員の配置を拡充【28,100人】

教師の負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるよう、学習プリント等の準備や来客・電話対応、行事や式典等の準備補助等を行い、教師をサポートする教員業務支援員の配置を支援。



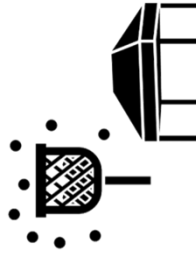
学習プリントや家庭への配布文書等の各種資料の印刷、配布準備



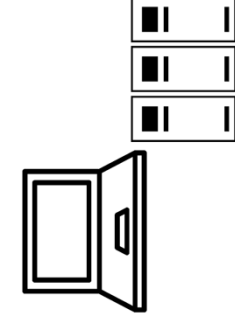
来客・電話対応や採点業務の補助



学校行事や式典等の準備補助



データの入力・集計や各種資料の整理



子供の健康観察のとりまとめや消毒作業

対象校種	公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程のみ）、特別支援学校（小学部・中学部）
想定人材	地域の人材（卒業生の保護者など）、教師志望の学生をはじめとする大学生等幅広い人材
資格要件	自治体の定めによるが、基本的には特別な資格等は必要なし

実施主体	都道府県・指定都市
補助割合	国 1/3 都道府県・指定都市 2/3
補助対象経費	報酬、期末・勤勉手当、補助金・委託費

学力向上を目的とした学校教育活動支援

(補習等のための指導員等派遣事業の一部)

令和6年度要求・要望額

45(億円)

(前年度予算額)

36(億円)



文部科学省



学習指導員等の配置を支援【13,800人】

児童生徒一人一人にあらかじめ細かな対応を実現するため、学校教育活動を支援する人材の配置を支援。

また、教職に関心のある学生のある積極的な活用を推進することで、教職への意欲を高める。

TT指導 (team-teaching) や家庭の経済状況等に関わらず**基礎学力の定着を放課後等にサポート**する等、きめ細かな学習指導を実施するために配置

授業の進度や内容の充実度などに応じて、きめ細かく個別にフォローに入ります。
また、特別な配慮が必要な子供たちのケアもしていきます。



習熟度にばらつきが出やすい教科等について、**習熟度別学習**を実施するために配置



※教育課程内の授業を単独で学習指導員が行う場合は教員免許状が必要。

活用イメージ (例)

校内教育支援センターへの配置等による**不登校児童生徒**への支援



専門性をもった外部講師等による、体験活動や出前授業等を通じた多様な学習活動の充実
英語の授業等における**英語が堪能な地域人材**等の活用



対象校種	公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校
想定人材	退職教員、教師志望の学生をはじめとする大学生、学習塾講師、NPO等教育関係者等、地域における幅広い人材
資格要件	自治体の定めによるが、教員免許状は必須ではない (教育課程内の授業を単独で行う場合等は、教員免許状は必要)

実施主体	都道府県・指定都市
補助割合	国 1 / 3、都道府県・指定都市 2 / 3
補助対象経費	報酬、期末・勤勉手当、報償費、交通費・旅費 補助金・委託費

(初等中等教育局財務課)

副校長・教頭マネジメント支援員の配置

(補習等のための指導員等派遣事業の一部)

令和6年度要求・要望額

17億円

(新規)



文部科学省

副校長・教頭マネジメント支援員を新たに配置(2,350人)

副校長・教頭の厳しい勤務実態を踏まえ、

その学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援する人材の配置を支援。



補習等のための
指導員等派遣事業
Support for school
management staff

活用
イメージ
(例)



教職員の勤務管理
事務の支援



施設管理



保護者や外部との
連絡調整



学校徴収金等の
会計管理

対象
校種

公立の小学校、中学校、義務教育学校
中等教育学校 (前期課程のみ)
特別支援学校 (小学部・中学部)

想定
人材

退職教員、教育委員会勤務経験者、
民間企業等での事務経験者等

資格
要件

自治体の定めによるが、基本的には特別な資格等は
必要なし
(ただし、マネジメント等に係る業務の支援を念頭に置いていることから、学
校や一般企業等において、一定の期間勤務した経験を有することを想定)

実施
主体

都道府県・指定都市

補助
割合

国 1/3
都道府県・指定都市 2/3

補助対象
経費

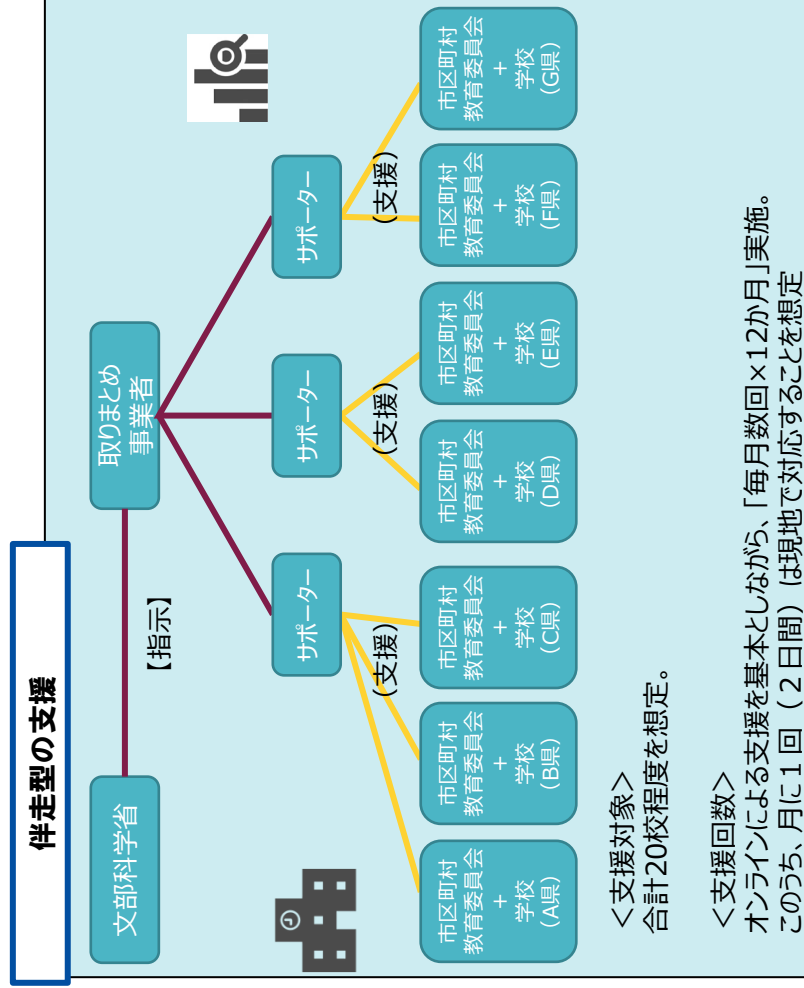
報酬、期末・勤勉手当、
交通費・旅費、補助金・委託費

学校における働き方改革推進事業

令和6年度要求・要望額 0.8億円
 (前年度予算額 0.8億円)

- ・ 学校における働き方改革の推進により、勤務状況の改善が見込まれる学校を対象に、民間事業者等の専門的な知見による伴走型の支援を行い、組織運営や意識改革等に係る年間を通じた改善を図る。
- ・ また、その成果を客観的に評価した上で、取組の成果を上げるまでのプロセスや、具体的な方策について、事例集への掲載やフォーラムの開催等により、全国展開を図る。

支援スキーム



委託内容等

委託先	民間事業者
委託対象経費	サポーターによる学校支援、効果検証、事例集の作成、フォーラムの実施に必要な経費 (諸謝金、旅費、雑役務費等)

○ サポーターによる伴走型の学校支援

- ・ 民間事業者等（サポーター）の専門的な知見による伴走型の支援を実施。

○ 実証校における効果検証

- ・ サポーターの伴走型の支援の実施による業務改善の内容及び教師の勤務実態を把握し、取組前後を比較した効果検証を実施

○ 事例集の作成及びフォーラムの開催

- ・ 取組の成果を上げるまでのプロセスや具体的な方策を整理し、全国の学校現場での活用を想定した事例集を作成するとともにフォーラムを開催し、取組の普及展開を図る。

- ・ 各地域での年間の支援事例を収集し、フォーラムを通じて全国に情報発信を行う。

教育政策形成に関する実証研究

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

0.5億円
0.8(億円)



文部科学省

趣旨

令和3年義務標準法改正法における附則及び附帯決議等を踏まえ、学校の望ましい指導体制の検討のため、少人数学級及び支援スタッフ（外部人材）活用の効果検証を行うことを目的とした実証研究を実施する。

現状

令和3年3月の義務標準法改正により、令和3年度から約40年ぶりに学級編製の標準が引き下げられたところ、附則において、さらなる望ましい指導体制の在り方の検討に資するため、その標準引き下げに係る学力その他の教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果を実証的に研究することが求められている。

※公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第14号）【附則第3条関係】（抄）

この法律の施行後速やかに、学級編成の標準の引下げが教育活動に与える影響及び外部人材の効果に関する実証研究や、教員免許更新制度等の在り方に関する検討を行い、それらの結果に基づいて必要な法制上の措置等を講ずるものとする。

少人数学級及び支援スタッフ（外部人材）活用の効果に関する実証研究

（1）少人数学級の効果に関する実証研究

義務標準法の改正により、令和7年度までの学年進行で学級編製の標準が35人に引き下げられることに伴い、**少人数学級が学力に加え、いわゆる非認知能力や教師の勤務環境に与える影響等を実証的に研究。（3か年目）**

（2）支援スタッフ（外部人材）活用の効果に関する実証研究

質の高い教育を行う学校の指導・運営体制の構築に向けた検討に資するため、多様化・複雑化する課題に対応し、円滑な学校運営に大きな役割を果たしている支援スタッフについて、**その活用が教師や児童生徒等に与える効果について実証的に研究し、支援スタッフの役割や配置の在り方等について検証。（3か年目）**

調査・分析の考え方

- ①少人数学級の効果、②外部人材活用の効果のそれぞれについて、以下のポイントを重視しつつ、一体的に効果検証を実施。
- ✓ 学力に加え、社会情動的スキル（いわゆる非認知能力）や学校適応感などに係る**多角的な影響を検証**。その際、心理学に係る専門的な知見を用いた体系的な調査分析を実施。
- ✓ 児童生徒への影響のみならず、その過程にある**教師への影響（働き方改革や精神的健康等）などに係る分析も実施**。
- ✓ **教師による指導方法の工夫の視点**を取り入れた分析。
- ✓ **有識者による研究チームの下**、分析を実施。

調査手法

【学力】

調査対象自治体独自の学力調査の結果を活用。

【社会情動的スキルや教師への影響】

文部科学省が作成する質問紙による調査を実施
（児童生徒、教師、保護者、学校、教育委員会）

調査対象

政令市や中核市を含む一定数の地方自治体

（初等中等教育局財務課）

行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業

令和6年度要求・要望額

2億円

(新規)



文部科学省

背景・課題

- 社会環境が多様化、複雑化する中で、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求など、学校だけでは解決が難しい事案について学校運営上の大きな課題との認識が強まっており、経験豊かな学校管理職OB等の活用も含め、様々な専門家と連携した行政による支援が必要。
- 分野横断的な問題については、福祉等の首長部局との連携により、共に解決に当たる仕組みが必要。

学校問題解決支援コーディネーター（仮称）を中心に、様々な専門家も参画する体制を整備。
学校のみによる対応としない、行政による学校問題解決のための支援体制の構築を目指す。

事業内容

①市区町村における学校・保護者等間の問題解決支援体制の構築

- 市区町村教育委員会等に、**学校管理職OB等による学校問題解決支援コーディネーター（仮称）を配置**。学校や保護者等から直接相談を受け付けるとともに、申し立てに応じ、両者から事情を必要に応じて聴取り、専門家の意見も聞きながら、**事案ごとに解決策を整理・提示**する。
- **適切な専門家を学校に派遣し、専門的な立場から解決に向けた助言**を行う。

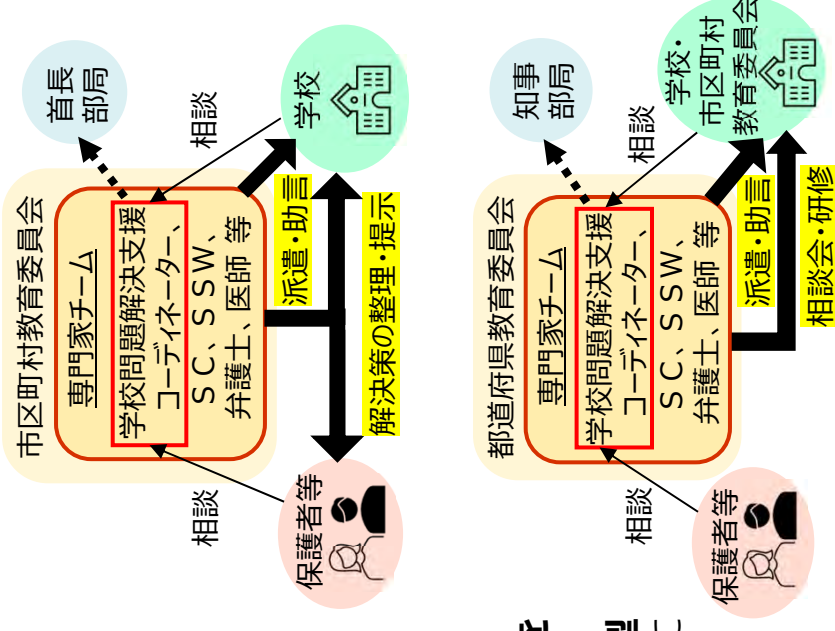
<委託先> 市区町村 <件数・単価> 47団体×約400万円（単年）

②都道府県における広域的な学校への支援体制の構築

- 都道府県教育委員会等に、**学校管理職OB等による学校問題解決支援コーディネーター（仮称）を配置**。域内市区町村の学校や保護者等から直接相談を受け付けるとともに、**適切な専門家を学校に派遣し、専門的な立場から解決に向けた助言**を行う。
- 学校問題解決支援コーディネーター等が市区町村教育委員会や学校を訪問する**アウトリーチ型の巡回相談会**や、指導主事や教職員等を対象とした**研修会の定期的な開催**等を通じ、対応に係る**知見を共有・蓄積**するとともに、**各市区町村関係者のネットワーク構築**を図る。

<委託先> 都道府県 <件数・単価> 10団体×約500万円（単年）

※教育委員会に委託した場合のイメージ図



(担当：初等中等教育局初等中等教育企画課)

2. GIGA スクール構想の着実な推進と学校 DX の加速化

令和 6 年度要求・要望額 22,957 百万円
(前年度予算額 3,311 百万円)

1. 要 旨

GIGA スクール構想の次なる展開に向け、運営支援センターの機能強化、アドバイザー派遣や先進事例の横展開等による徹底的な伴走支援を強化するとともに、公教育の必須ツールである 1 人 1 台端末の更新を着実に推進する。

また、小中学校等における英語等のデジタル教科書の導入や次世代型 DX 学習空間の拠点創出、次世代の校務デジタル化の推進、生成 AI の実証、先端技術や教育データの効果的な利活用を推進するための実証等を行い、学校 DX の加速化を図る。

2. 内 容

(1) 1 人 1 台端末の着実な更新

14,776 百万円（新規）

全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和 2～3 年度に「1 人 1 台端末」と高速通信ネットワークを集中的に整備し、GIGA スクール構想を推進。学校現場では 1 人 1 台端末の利活用が進み、効果が実感されつつある一方、利活用が進むにつれて、故障端末の増加、バッテリーの耐用年数が迫るなど、早い自治体では令和 6 年度中の更新を要する。

このため、GIGA スクール構想第 2 期を念頭に、今後、3～4 年程度をかけて端末を計画的に更新するとともに、端末の故障時等においても子供たちの学びを止めない観点から、予備機の整備もあわせて進める。

※国私立学校の学習者用端末や障害のある児童生徒のための入出力支援装置も別途要求。

(2) GIGA スクール運営支援センター整備事業

4,023 百万円（1,012 百万円）

GIGA スクール第 1 ステージ半ばで顕在化した自治体間格差を解消するため、令和 5～6 年を集中推進期間と位置づけ伴走支援を徹底強化することとしている。都道府県を中心とした広域連携の枠組みである「協議会」を設置し、域内全ての自治体が ICT 活用を推進していく体制を強化（運営支援センターの機能強化）することで、全ての学校が端末活用の”試行錯誤”から”日常化”のフェーズに移行し、子供の学びの DX を実現していくための支援基盤を構築することが必要。そのため、これまでの支援メニューの充実を図り、引き続き、広域のかつ組織的な取組を推進する。

(3) ネットワークアセスメント実施促進事業

1,025 百万円（新規）

1 人 1 台端末の利活用の取組を更に進めていくに当たり、最大の阻害要因の一つはネットワークの遅延や不具合である。

今後、デジタル教科書の導入、全国学力・学習状況調査の CBT 化、充実の一

途をたどる動画教材やクラウドベースでのデジタル教材の十全な活用、クラウドベースの次世代型校務システムの導入を進め、教育 DX を加速させる上でも、通信ネットワーク環境の整備は重要であり、全国的にネットワーク診断（アセスメント）を促進し、必要な改善を早急に図る。

（４）GIGA スクールにおける学びの充実

634 百万円（277 百万円）

1 人 1 台端末環境の本格運用を踏まえ、その効果的な活用を通じた児童生徒の学びの充実に向けて、自治体への指導支援、教師の指導力向上支援の更なる強化を図るとともに、児童・生徒の情報モラルを含めた情報活用能力の育成及びその把握を踏まえた指導内容の改善等を一体的に行う。

○GIGA スクール構想の加速化事業（伴走支援強化・先進事例創出）

472 百万円（150 百万円）

GIGA スクール第 1 ステージ半ばで顕在化した自治体間格差を解消するため、令和 5～6 年を集中推進期間と位置づけ、伴走支援を徹底強化することとしており、アドバイザーの派遣や、生成 AI の適切な活用や高度なプログラミング教育、デジタルものづくりなどの先進事例も含め、効果的な実践事例を創出・横展開する。

○情報モラル教育推進事業

62 百万円（50 百万円）

1 人 1 台端末の活用など子供たちの ICT 環境が大きく変化する中で、児童生徒が自他の権利を尊重し、ICT 端末等を適切に扱う責任を児童生徒が自覚し、直面する諸課題（生成 AI、ファクトチェックなど）を解決するために児童生徒が自ら考え行動できるよう先進的な情報モラル指導の充実が必要であり、指導者向けの研修、モデルカリキュラムの整理など情報モラル教育の更なる充実を図る。

○児童生徒の情報活用能力の把握に関する調査研究

100 百万円（66 百万円）

言語能力などと同様に学習の基盤となる資質・能力と位置付けられた情報活用能力を定期的に測定するため、小学校・中学校・高等学校等における児童生徒の情報活用能力調査を全国規模で実施する。

※令和 5 年度に予備調査を実施、令和 6 年度に本調査を実施予定。

（５）次世代の校務デジタル化推進実証事業

479 百万円（80 百万円）

統合型校務支援システムの整備率は 81.0%（R4.3）まで上昇し、校務効率化に大きく寄与してきたが、その殆どがネットワーク分離（閉鎖系ネットワーク）による自組織内設置型運用であり、校務用端末は職員室に固定され、教育 DX の阻害要因となっている。それらを解決するモデルケースを創出するため、令和 5 年度に引き続き、次世代の校務のデジタル化モデル実証研究を

行う。また、生成 AI の校務での活用について、業務の効率化や質の向上など、学校の働き方改革の観点から、活用時の留意点等も含め学校現場での活用に向けた実証研究を行う。

(6) 学習者用デジタル教科書の導入

1,801 百万円 (1,801 百万円)

GIGA スクール構想による 1 人 1 台端末環境の実現を踏まえ、児童生徒の学びの充実や障害等による学習上の困難の低減に資するよう、全ての小中学校等を対象に英語、一部の小中学校等を対象に算数・数学の学習者用デジタル教科書を導入する。また、学習者用デジタル教科書のより一層の効果的な活用や研修モデル等について検討する実証研究を行う。

(7) 次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進

220 百万円 (140 百万円)

「GIGA スクール構想」により 1 人 1 台端末の活用が進む中、目指すべき次世代の学校・教育現場を見据えた上で、教育の質の向上に向けて、生成 AI など含む先端技術や教育データの効果的な利活用を推進するための実証を行うとともに、諸外国における技術動向に関する調査研究等を行う。

GIGAスクール構想の着実な推進 ～1人1台端末の更新～

令和6年度要求・要望額

148億円

(新規)



文部科学省

現状・課題

- 全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和2～3年度に「1人1台端末」と高速通信ネットワークを集中的に整備し、GIGAスクール構想を推進。学校現場では活用が進み、効果が実感されつつある。
- 一方、1人1台端末の利活用が進むにつれて、故障端末の増加や、バッテリーの耐用年数（4～5年程度）が迫るなど、早い自治体では令和6年度中の更新を要する。
- このため、GIGAスクール構想第2期を念頭に、今後、**3～4年程度をかけて端末を計画的に更新**するとともに、**端末の故障時等においても子供たちの学びを止めない観点から、予備機の整備**も進めるとし、当面令和6年度の更新等に要する経費を要求する。

骨太の方針2023〔令和5年6月16日閣議決定〕（抜粋）

第4章 中長期の経済財政運営 5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進
(質の高い公教育の再生等)

GIGAスクール構想について、次のフェーズに向けて周辺環境整備を含め、ICTの利活用を日常化させ、人と人の触れ合いの重要性や発達段階、個人情報保護や健康管理等に留意しながら、誰一人取り残されない教育の一層の推進や情報活用能力の育成など学びの変革、校務改善につなげるため、運営支援センターの全国的な設置促進・機能強化等徹底的な伴走支援の強化により、家庭環境や利活用状況・指導力の格差解消、好事例の創出・展開を本格的に進める。各地方公共団体による維持・更新に係る持続的な利活用計画の状況を検証しつつ、国策として推進するGIGAスクール構想の1人1台端末について、公教育の必須ツールとして、更新を着実に進める。

事業内容

【補助内容】

- 補助対象
- ① 児童生徒数全体の2/3台分
 - ② 予備機（①の5%以内）

実施主体

都道府県、市町村

補助割合

定額補助

補助上限

4.5万円/台

※国私立学校の学習者用端末や障害のある児童生徒のための入出力支援装置も別途要求

【事業スキーム】

- ① 都道府県、市町村が児童生徒が使用するPC端末を整備する経費を補助。
- ② 前回整備時同様に、端末整備に当たってはリース・買取の両方を可能とする。
- ③ 小規模自治体の調達支援と整備後の広域での利活用を効果的・効率的に進める観点から、都道府県等の適切な関与の下での共同調達を強く推奨。

【補助要件等】

- ① 日常的な利活用計画を立てること。
- ② 補助対象の端末とあわせ、残りの1/3の端末や予備機等の確実な整備。
- ③ 一人一台の指導者用端末について確実な整備。
- ④ アダプタを付けければ活用可能な古い端末はリユースを徹底するとともに適切なリサイクル計画の策定
- ⑤ その他、第1期の整備における課題を十分踏まえた整備・運用計画の策定

担当：初等中等教育局修学支援・教材課

GIGAスクール運営支援センター整備事業

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

40億円
10億円

文部科学省

背景・課題

- GIGAスクール第1ステージ半ばで顕在化した自治体間格差を解消するため、令和5～6年を集中推進期間と位置づけ伴走支援を徹底強化することとしている。
- 都道府県を中心とした広域連携の枠組みである「協議会」を設置し、域内全ての自治体がICT活用を推進していく体制を強化（運営支援センターの機能強化）することで、全ての学校が端末活用の「試行錯誤」から「日常化」のフェーズに移行し、子供の学びのDXを実現していくための支援基盤を構築することが必要。
- そのため、これまでの支援メニューの充実を図り、引き続き、広域的かつ組織的な取組を推進する。なお、ネットワークアクセスに係る支援は別途要求。

事業内容

【事業スキーム】

学校のICT運用を広域的に支援する「GIGAスクール運営支援センター」の整備を支援するため、都道府県等が民間事業者へ業務委託するための費用の一部を国が補助

実施主体	都道府県、市町村
補助割合等	3分の1

	R4年度補正	R5年度	R6年度	R7年度以降
補助割合	1/3	1/3	1/3	-

※都道府県が域内の全ての市町村（政令市を除く）と連携してGIGAスクール構想の推進に取り組んでいること（協議会の設置など）を要件とする。

※補助事業はR6年度までを予定

“端末活用の日常化を支える支援基盤構築”

【主な業務内容（支援対象）】

- ◆ヘルプデスクの運営及びサポート対応
 - ヘルプデスク運営、各種設定業務
 - 可搬型通信機器(LTE通信)広域一括契約（学校外の学びの通信環境整備）等
- ◆ネットワークトラブル対応
 - ネットワークトラブル対応
 - セキュリティポリシー改訂支援、セキュリティアクセスメント（セキュリティ基盤の確保）等
- ◆支援人材の育成
 - 支援人材の確保
 - 教師・事務職員・支援人材ICT研修
 - 学びのDXに向けたコンサルティング等

◆休日・長期休業等トラブル対応

- ・端末持ち帰り時の運用支援
- ・休日等/緊急時の故障等のトラブル対応

◆ヘルプデスク運営、ネットワーク対応等

- ・ICTに係る日常的な業務支援、学習支援等
- ICT支援員（情報通信技術支援員）
※ICT支援員の雇用に係る経費は別途地方財政措置



GIGAスクール運営支援センター

民間事業者

- ◆学校や市町村単位を越えて“広域的”にICT運用を支援
- ◆自治体のニーズに応じた専門性の高い支援を“安定的”に提供



学校

- ICTに係る日常的な業務支援、学習支援等
- ICT支援員（情報通信技術支援員）
※ICT支援員の雇用に係る経費は別途地方財政措置

“都道府県を中心とした広域連携”



※学校DX推進コーディネーターによる支援も連携

支援人材の確保

- ・教師、事務職員、支援人材育成のための研修等

“人材不足”
“ミスマッチ”



担当：初等中等教育同修学支援・教材課

ネットワークアクセスメント実施促進事業

令和6年度要求・要望額

10億円

(新規)



文部科学省

現状・課題

- ① GIGAスクール第1ステージ半ばで顕在化した自治体間格差を解消し、1人1台端末の活用をさらに進めていく必要がある。取組の最大の阻害要因の一つはネットワークの遅延や不具合である。
- ② 今後、デジタル教科書の導入、全国学力・学習状況調査のCBT化、充実の一途をたどる動画教材やクラウドベースでのデジタル教材の十全な活用、クラウドベースの次世代型校務システムの導入を進め、教育DXを加速させる上でも、通信ネットワーク環境の問題は致命的。
- ③ このため、全国的にネットワーク診断（アセスメント）を推進し、必要な改善を早急に図ることが重要。

事業内容

【事業スキーム】

都道府県、市町村等が、民間事業に委託するネットワークアクセスメント実施に要する費用の一部を国が補助する。

実施主体	都道府県、市町村
補助割合	2分の1
補助上限※	400千円/校

※補助対象となる事業費の上限。交付される補助金の上限は200千円/校。

○都道府県が域内の全ての市町村（政令市を除く）と連携してGIGAスクール構想の推進に取り組んでいること（協議会の設置など）を要件とする。
○GIGAスクール運営支援センター整備事業と一体的に事業実施することも可能。なお、ネットワークアクセスメント促進事業のみを実施することも可能。

ネットワークアセスメントについて

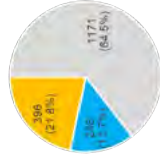
ネットワークアセスメントとは、現状のネットワークを分析・診断することで、ネットワーク環境の現状を把握するとともに、課題があった場合は問題点や改善策を提示することにより、最適な通信ネットワーク環境の実現を目的とするもの。

ネットワークアセスメントの例

- ・ ネットワーク測定（通信量やセッション数を測定）
- ・ ネットワーク構成調査（ネットワークの構成や機器の設定の調査）
- ・ スループット・レイテンシ調査（通信速度や通信遅延の調査）
- ・ 無線調査（無線の電波干渉の有無やカバーエリアの調査）

●自治体等で発生した不具合事例（令和4年度文科省調べ）

動画視聴時に、映像の乱れが発生したり、スムーズに再生できない。



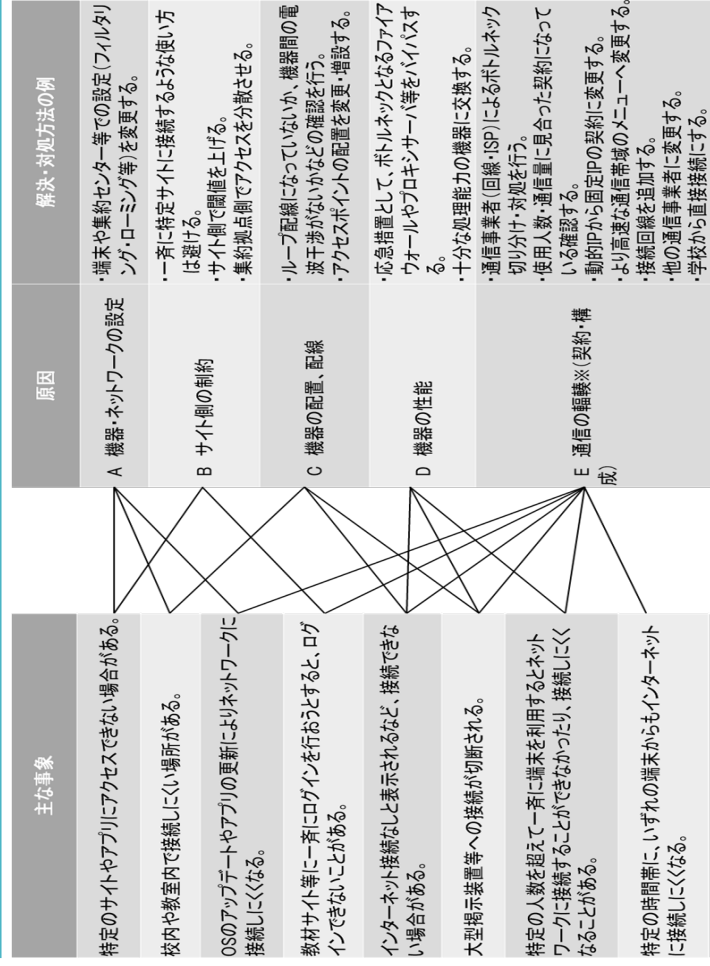
発生しない 発生

クラスで一気にオンライン教材などを利用する際、一部の児童生徒が教材に接続できない状況が発生する。



発生しない 発生

学校のネットワークが遅くなる原因の解決・対処方法



「GIGAスクール構想の実現に向けた校内通信ネットワーク環境等の状況について」（令和3年8月文部科学省）

担当：初等中等教育局修学支援・教材課

GIGAスクールにおける学びの充実

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

6.3億円

2.8億円



文部科学省

現状・課題

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など、教育の質を向上させるために、「GIGAスクール構想」の下で児童生徒の1人1台端末及び通信ネットワーク等の学校ICT環境での新しい学びが本格的に開始されている。各学校において学習者用情報端末などを活用した学習活動が一層促進されるよう、ICT環境を積極的に活用する中で一つ一つの課題の解決を図りながら、改善に取り組み必要がある。

事業内容

事業実施期間

平成27年～

1人1台端末環境の本格運用を踏まえ、その効果的な活用を通じた児童生徒の学びの充実に向けて、自治体への指導支援、教師の指導力向上支援の更なる強化を図るとともに、児童・生徒の情報モラルを含めた情報活用能力の育成及びその把握を踏まえた指導内容の改善等を一体的に行う。

OGIGAスクール構想の加速化事業（伴走支援強化・先進事例創出）

GIGAスクール第1ステージ半ばで顕在化した自治体間格差を解消するため、令和5～6年を集中推進期間と位置づけ、効果的な実践事例を創出・横展開するとともに、伴走支援を徹底強化する必要がある。また、GIGAスクール構想第2ステージに向けては、準備が整った自治体・学校において生成AIの適切な活用や高度なプログラミング教育、デジタルものづくりなどの先進事例を創出する必要がある。

学校DX戦略アドバイザー

- 課題を抱える自治体・学校にアドバイザーの国費派遣（ICT活用に関する学識経験者、先進地域関係者、ネットワークや情報セキュリティ、ICT支援、AI等の専門家）
- 事前の調整により、年間を通じて計画的にオンライン/現地派遣を組み合わせて集中的な伴走支援を行うスタイルも新たに実施。

リーディングDXスクール（TYPE1）（100箇所程度）

- GIGA端末とクラウド環境の徹底活用による教育活動の高度化
- 指定校が実施する様々な実践例から効果的な指導技術を創出・展開（都道府県・指定都市に1箇所以上設置）
- 1人1台端末の活用状況の把握・分析



リーディングDXスクール（TYPE2）（20箇所程度）

- 生成AIを活用した校務・授業実践研究
- 高度なプログラミング教育やデジタルものづくりに関する実践研究
- 以上から生成される事例による指導資料や動画研修資料の作成

他

○情報モラル教育推進事業

普段から意識すべきことや直面する諸課題（生成AI、ファクトチェックなど）について、児童生徒が自分で考え、解決できる力を身に付けることを目指し、情報モラルポータルサイトにおける各種コンテンツの充実や情報モラル教育指導者セミナーを開催。

- 情報モラル教育指導者セミナーの実施
- 情報モラル指導モデルカリキュラム表の再整理
- 情報モラルを含む情報活用能力ポータルサイトによる情報発信
- 情報モラル教育の推進に係るコンテンツ（動画教材等）の充実



○児童生徒の情報活用能力の把握に関する調査研究

令和5年度に予備調査を実施し令和6年度に本調査を実施予定（前回調査令和3年度）

プログラミング教育によって育成される資質・能力も含め、「情報活用能力」を構成する要素を児童生徒がどの程度身に付けているかを測定し、それを踏まえて、今後の情報教育関係施策の改善等に活用。

- 調査問題の妥当性等を検証するための予備調査実施など
- 次回調査に向けた準備



担当：初等中等教育局修学支援・教材課

次世代の校務デジタル化推進実証事業

令和6年度要求・要望額 4.8億円
(前年度予算額 0.8億円)



背景・課題

- ① 統合型校務支援システムの整備率は81.0% (R4.3) まで上昇し、校務効率化に大きく寄与してきたが、その殆どがネットワーク分離（閉鎖系ネットワーク）による自組織内設置型運用であり、校務用端末は職員室に固定され、教育DXの阻害要因となっている。それらを解決するモデルケースを創出するため、令和5年度に引き続き、次世代の校務のデジタル化モデル実証研究を行う。
- ② また、生成AIの校務での活用については、業務の効率化や質の向上など、働き方改革の一環として利用することが考えられる一方で、現状では「約款による外部サービス」での利用が主であり、個別契約によるセキュアな環境での実践例がないことから、学校現場での活用時の留意点を含め、実証研究を通じて整理する必要がある。

	現状の課題	今後の目指すべき方向性
データ連携	<ul style="list-style-type: none">● 学習系の膨大なデータと、校務支援システムに蓄積されたデータとの連携が困難又は高コスト● 教育データを学校・教育行政向けに可視化するインターフェースがなく、活用されていない● クラウドベースとなっており、自宅や出張先での校務処理ができない、緊急時の業務継続が困難	<ul style="list-style-type: none">▶ 校務系・学習系ネットワークの統合によるシームレスなデータ連携▶ データ連携基盤（ダッシュボード）の創出
働き方改革	<ul style="list-style-type: none">● 自治体によってシステムが大きく異なり、人事異動の際の負担が大きい● 生成AIに入力した個人情報等が、生成AIの機械学習に利用されるリスクがある	<ul style="list-style-type: none">▶ ロケーションフリー化とクラウド化の推進▶ 広域での共同調達の促進▶ セキュアな環境下で校務の生成AIの活用に向けた実践例の創出

事業内容

民間事業者を活用しつつ、教育委員会・学校現場の共通理解を得ながら以下を実施。

- ① 次世代の校務のデジタル化モデル実証研究 3.7億円 (0.8億円) **継続**
都道府県が域内の市町村と連携した次世代の校務のデジタル化モデルの実証研究を実施する。令和5年度に構築したネットワーク環境を活用し、校務のデジタル化や効率化を進めるユースケースの創出や、ダッシュボードを活用した校務でのデータ分析等を行い、モデルケースを創出することで、事業終了後の全国レベルでの効果的かつ効率的なシステム入れ替えを目指す（民間事業者：1者、実証地域：全国3箇所（都道府県、政令市））。
- ② 生成AIの校務での活用に関する実証研究 1.0億円 **新規**
個人情報や機密情報が自治体や学校の外に漏れないよう対策したセキュアな環境下において、校務での生成AIを活用する実証研究を行い、学校や教育委員会での活用時における留意点を含めた実践例を創出する。（民間事業者：1者、実証地域：2市町村）。

⇒ 上記実証研究を踏まえながら、「校務DXのガイドラインの更新」の更新や、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂を実施。

担当：初等中等教育局修学支援・教材課

学習者用デジタル教科書の導入

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

18億円

18億円)



文部科学省

デジタル教科書については、令和6年度から、小学校5年生から中学校3年生を対象として「英語」、その次に現場のニーズが高い「算数・数学」を段階的に導入。

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に資するデジタル教科書のより一層の効果的な活用について、研究・発信を行うことで、デジタル教科書の導入効果を最大限に発揮し、児童生徒の学びの充実に貢献することが重要。

デジタル教科書の導入による児童生徒の学びの充実や 障害等による学習上の困難の低減を実現

事業内容

① 学習者用デジタル教科書購入費 1,616百万円
(1,560百万円)

・全ての小・中学校等（特別支援学校小学校小学部・中学部及び特別支援学級を含む。以下同様）を対象として、**英語**のデジタル教科書を提供する。

・一部の小・中学校等の小学校5年生～中学校3年生を対象に**算数・数学**のデジタル教科書を提供する。

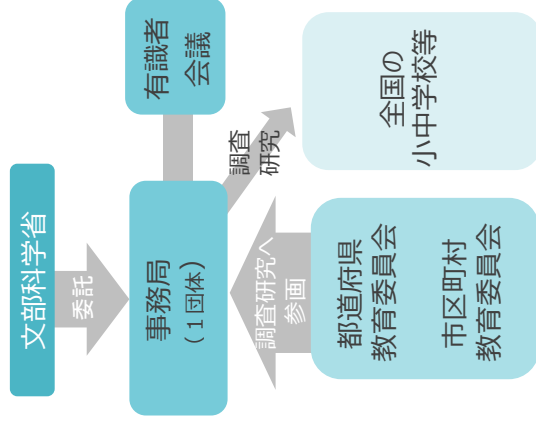
対象
校種
・
学年

国・公・私立の小学校5・6年生、中学校全学年
(特別支援学校小学校小学部・中学部及び特別支援学級も同様に対応)

② 学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する
実証研究事業 185百万円 (241百万円)

・デジタル教科書の**全国的な活用状況**やより一層の**効果的な活用方法**に関する**調査研究**を実施する。

・都道府県・市区町村教育委員会における、効果的な活用を展開するための**研修モデル**について**調査研究**を実施する。



(担当：初等中等教育局教科書課)

次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進

令和6年度概算要求額

2億円

(前年度予算額)

1億円



文部科学省

「GIGAスクール構想」により1人1台端末の活用が進み、また、生成AIの利用が社会に急速に普及する中、教育の質の向上を図るとともに、新たな政策課題に対応するため、目指すべき次世代の学校・教育現場を見据えた上で、**最先端の技術や、教育データの効果的な利活用を推進するための実証等**を行う。

事業内容

(1) 最先端技術及び教育データ利活用に関する実証事業

- **学校が抱える教育課題解決に向けて**、1人1台端末環境とクラウド環境、デジタル教科書の導入を前提とした上で、例えば、**センシング（画像認識や音声認識）、メタバース・AR（拡張現実）・VR（仮想現実）**などの**先端技術の利活用**について、**実証研究**を実施。

(2) 教育課題の解決に向けた生成AIの導入・利活用に関する実証事業

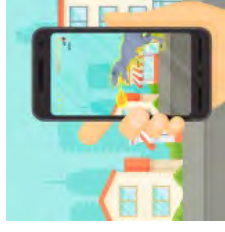
- 「生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」を踏まえ、**学校が抱える教育課題の解決を図るため、学校現場向けの生成AIツール（アプリケーション等）の導入・利活用に向けた実証研究**を実施。

※例えば、ChatGPT等の既存の生成AIツールとAPI連携等を行うことで、学校現場向けの生成AIツール（アプリケーション等）の導入を行うことなどを想定

(3) 実証事例を踏まえた先端技術の活用方法・諸外国の先端技術の動向に関する調査研究

- **先端技術の教育活用に関する諸外国の動向調査**（我が国での導入可能性に関する分析を含む）を継続的に実施・公表することにより、事業者・学校設置者における技術開発・導入検討を促す。
- 上記に加え、(1)(2)の**実証団体の取組状況を調査・分析し、利活用事例の普及に向けた検討**を実施。さらに、**生成AIに関する動向**についても調査を実施し、生成AIについての最新情報の把握・検討を実施。

- AR（拡張現実）



- VR（仮想現実）



- 文章型生成AI



- 委託先
- (1) 学校設置者、民間事業者、研究機関等
 - (2) 学校設置者、民間事業者、研究機関等
 - (3) 民間事業者、研究機関等

対象経費

- (1) 最先端技術の利活用に関する実証等に必要経費
- (2) 生成AIツールの構築、利活用に関する実証等に必要経費
- (3) 先端技術の活用状況や技術動向の調査研究に必要経費

- 単価
- (1) 1,400万円
 - (2) 1,900万円
 - (3) 4,000万円

箇所数・期間

- (1) 4箇所、1年間
- (2) 5箇所、1年間
- (3) 1箇所、1年間

3. 教育課程の充実、特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進

令和6年度要求・要望額 2,672百万円
(前年度予算額 2,463百万円)

1. 要 旨

学習指導要領を着実に実施し、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるように、初等中等教育の教育課程の充実を図る。

2. 内 容

○次代を見据えた教育課程・指導方法等に関する先導的研究開発

69百万円(69百万円)

今後の教育課程の基準の改善等に資する実証的資料を得るため、現行の学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施を認める研究開発学校を指定し、新しい教育課程、指導方法等についての研究開発等を行う。

○特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進

77百万円(77百万円)

特定分野に特異な才能のある児童生徒が有する学習上・生活上の困難を解消するとともに、その個性や才能を伸ばす指導・支援を行うため、教職員研修パッケージの開発や認知・発達や行動特性等の把握に資するツール等に関する情報共有、教育委員会・学校における指導・支援に関する実証研究を行う。

○理数教育の充実のための総合的な支援等

2,074百万円(1,918百万円)

観察・実験の充実を図るため、理科教育振興法に基づいた観察・実験に係る理科設備整備の補助や、理科観察実験アシスタントの配置の支援を行う。また、理数好きな児童・生徒を育てるための指導法の開発・普及等を行う。

○小・中・高等学校を通じた英語教育強化

350百万円(302百万円)

全国学力・学習状況調査や英語教育実施状況調査の結果において、生徒の「話すこと」「書くこと」や、地域間格差、教師の英語力・指導力等の課題が見られており、これらの改善に向けて、AI等のデジタル技術を活用した実証研究や、自治体が行う生徒の英語力向上に向けた取組の支援、教師へのオンライン研修等を推進する。

○学習指導要領のよりよい実施と現代的課題に対応した教育の充実等

102 百万円(96 百万円)

現代的な諸課題に対応した資質・能力の育成や学校における放射線に関する教育の支援、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実のための指導の手引きの開発など、学習指導要領のよりよい実施のために必要な調査研究等を行う。

- ・主体的な社会参画の力を育む指導の充実
- ・学校における放射線に関する教育の支援
- ・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実のための指導の手引きの開発 等

特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

0.8億円
0.8億円



文部科学省

趣旨

特定分野に特異な才能のある児童生徒は、その才能や認知・発達の特性等がゆえに、**学習上・学校生活上の困難を抱える**ことがあると指摘されている。しかし、これまで我が国の学校において、特定分野に特異な才能のある児童生徒を念頭において指導・支援の取組はほとんど行われてこなかった。

今後は、全ての子供たちの可能性を引き出す、**個別最適な学びと協働的な学び**の**一体的な充実の一環**として、学校外とも連携し、特定分野に特異な才能のある児童生徒に対してきめ細かな指導・支援を行っていく必要がある。

事業内容

○ **特異な才能のある児童生徒の理解のための周知・研修の促進** [7百万円]

特定分野に特異な才能のある児童生徒に関する教職員等の理解を醸成するため、教職員等が児童生徒の特性や効果的な支援の在り方について学習したり、教職員同士が課題認識を共有したりできる研修パッケージを開発する。

【委託先：民間企業】

○ **特性を把握する手法・プログラム等の情報集約** [3百万円]

特定分野に特異な才能のある児童生徒に対して、学校関係者及び学校外の機関が適切な支援を行えるようにするとともに、才能を伸長できる機会を広く提供できるように、特異な才能のある子供たちの認知・発達等の特性や困難の把握に資するツール等に関する情報や、特異な才能のある児童生徒の指導・支援に関わるプログラム・イベント等に関する情報を収集し、共有する。

【委託先：民間企業】

○ 連携施策

上記に加えて、下記施策との連携を図りながら、特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する支援を総合的に推進。

次代の科学技術イノベーションを担う人材の育成（ジュニアドクター育成塾、グローバルサイエンスキャンパス、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）事業等）、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、学習指導員の配置 など

アウトプット（活動目標）

- ・特異な才能のある児童生徒に対する理解の醸成
- ・支援に関する実践事例の蓄積、支援策の開発、横展開

アウトカム（成果目標）

- ・特定分野に特異な才能のある児童生徒の困難の解消及び才能の伸長

インパクト（国民・社会への影響）

- ・一人一人の才能・個性の尊重
- ・多様性を重視する社会の形成

担当：初等中等教育局教育課程課

【学校で経験した困難の例】

- （特定分野に特異な才能のある児童生徒の本人・関係者に対するアンケート結果より）
- ・発言すると授業の雰囲気壊してしまい、申し訳なく感じてしまうので、分らないふりをしていなければならない
 - ・授業の中に自分を見出すことができなかった。
 - ・鉛筆で文字を書く速度と脳内での処理速度が釣り合わず、プリントでの学習にストレスを感じていた。
 - ・同級生との話が合わず、大人と話している方が良い。変わっている子扱いされる。
 - ・先生の間違いを指摘してもすぐにわかってもらえず悔しい思いをする。先生の矛盾した指導に納得いかない。
 - ・早熟な知能に対して情緒の発達が遅く感情のコントロールが未熟なので、些細な事で怒られてしまったり泣いてしまったり、他の児童と言い合いになったりする。

○ **実証研究を通じた実践事例の蓄積** [67百万円]

特異な才能のある児童生徒の指導・支援に関する実証的な研究を実施し、実践事例を蓄積し、その横展開を図る。

【委託先：都道府県教育委員会、市町村教育委員会、国立大学法人、学校法人（8団体）】

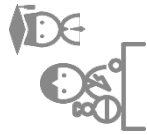
＜実証研究を通じて検証する事項＞

- * 子供の関心等に合った授業
- * 多様性を包摂する学校教育環境
- * 多様な学びの場の設定や、過ごしやすい居場所としての環境整備
- * 学校と学校外の機関の連携による学習面・生活面の指導・支援
- * 才能と障害を併せ有する児童生徒の対応 など

【委託先：民間企業（1団体）】

＜実証研究を通じて検証する事項＞

- * 教職員・保護者に対する、児童生徒の対応に関する相談支援 など



理数教育充実のための総合的な支援

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

20億円
19億円



文部科学省

背景・課題

○PISA2018や、TIMSS2019といった国際調査からは、「我が国の理数関係の学力は、国際的に見て高水準であるものの、児童生徒の理数に対する興味・関心に課題がある」等の結果が見られるため、理数科目に対する子供たちの興味・関心を高めたいための教育の推進が必要。

○また、令和4年4月実施の全国学力・学習状況調査の理科の結果において、知識を日常生活に関連付けて理解することや、他者の考えの妥当性を検討したり、実験の計画が適切か検討して改善したりすることに課題が見られたため、観察・実験活動の一層の支援を通じた理数教育の更なる充実が必要。

目的・目標

子供たちが、科学に対して興味・関心を持ち、科学的に探究する能力等を育成するためには、学習指導要領で重視する観察、実験の充実が不可欠。

そのため、観察、実験にかかる理科設備等の充実を図るとともに、理科の観察・実験の充実及び指導に注力できる環境の整備等の物的・人的の両面にわたる総合的な支援を目的とする。

事業内容 1

理科教育設備の整備

理科教育設備整備費補助【1,716百万円】

(国庫補助事業：理科教育設備整備費等補助金)

「理科教育振興法」に基づいて、公・私立の小・中・高等学校等の設置者に対して、理科教育等設備の整備に要する経費の一部を補助

補助対象経費	理数教育のための設備を整備するために必要な経費
補助割合	1/2 (沖縄 3/4)
実施主体	地方公共団体、学校法人
対象校種	小学校（義務教育学校の前期課程含む）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程を含む）、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）及び特別支援学校

物的支援

成果、事業を実施して、期待される効果

観察、実験を充実させ、指導に注力できる環境を整備することにより、子供たちの科学に対する興味・関心を高めるとともに、科学的に探究する能力等の育成を図る。

事業内容 2

理科教育における観察・実験の支援

理科観察実験支援事業【326百万円】

(国庫補助事業：理科教育設備整備費等補助金)

公・私立の小・中学校等の設置者に対して、理科の補助員（観察実験アシスタント（PASEO））の配置に要する経費の一部を補助。

補助対象経費	理科の観察・実験の支援等を行う補助員（観察実験アシスタント（PASEO））の配置にかかる経費
補助割合	1/3
実施主体	地方公共団体、学校法人
対象校種	小学校（義務教育学校の前期課程含む）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程を含む）、特別支援学校（小学部及び中学部）

人的支援

担当：初等中等教育局教育課程課

理数好きなきな児童生徒を育てる探究学習推進プラン

現状・課題

- ・国際学力調査等 (TIMSS) の結果によれば、算数・数学や理科における学力は国際的に高い水準にあるものの、「勉強が楽しい」といった興味・関心に関わる項目については、国際平均を下回ったり、学校種が上がるにつれて減少傾向。
- ・学習指導要領においては問題解決や探究がより一層重視されているが、それに対応した指導法が学校現場にまだ十分に浸透していない状況。
- ・児童生徒が理数系教育に興味・関心をもち、知的好奇心を高めていくため、探究的な学習を小学校段階から着実に推進することが有効。

事業内容

探究的な学習を推進するための指導法について開発・調査し、それらの成果を全国に展開することで、初等中等教育段階からの理系の素養をもつ人材の育成を推進する。

事業実施期間 令和6年度～未定 (予定) (事務費：2百万円)

① 探究に関する指導法の開発

小学校から高等学校までを対象として、文科省の伴走支援などを活用しながら、児童生徒発表会等での発表を目指し、探究に関する指導法を開発する。
※理数教育に一部でも関わりがあれば、教科は問わない。

件数・単価	8 箇所×約 2 百万円	交付先	小学校～高等学校 ※SSH指定校等は除く
-------	--------------	-----	-------------------------

② 大学の専門性を活かした調査及び児童生徒発表会の実施 5百万円 (新規)

大学が自身の専門性を踏まえた探究について調査を行うとともに、そこでの実践や①の実践を共有するための児童生徒発表会を開催し、事例を周知する。

件数・単価	1 箇所×約 5 百万円	交付先	大学
-------	--------------	-----	----

③ 教師のための指導法を研究する協議会の実施 2百万円 (新規)

①で採択した学校を中心として協議会を開催し、各校における指導法を研究・分析し、その成果や課題を共有する。

件数・単価	1 箇所×約 2 百万円	交付先	大学
-------	--------------	-----	----

アウトプット (活動目標)

- ・指導事例集、教師指導案の作成及び周知
- ・探究的な学習の指導法の調査及び開発

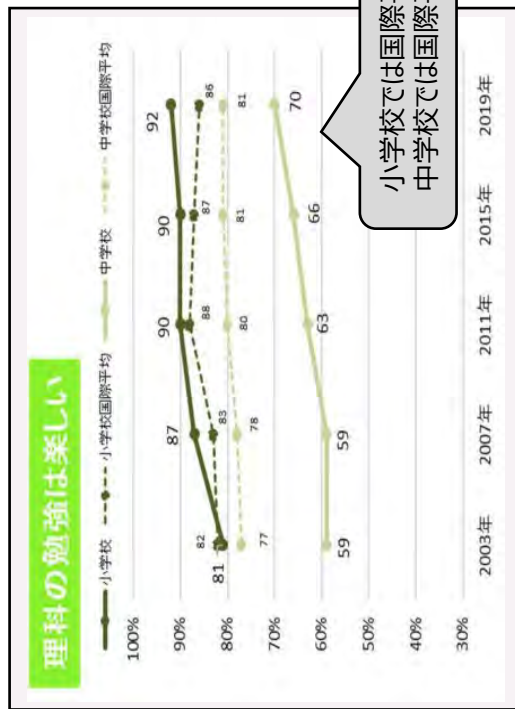
アウトカム (成果目標)

- ・理数系教育に興味・関心をもつ児童生徒の増加
- ・探究的な学習の普及

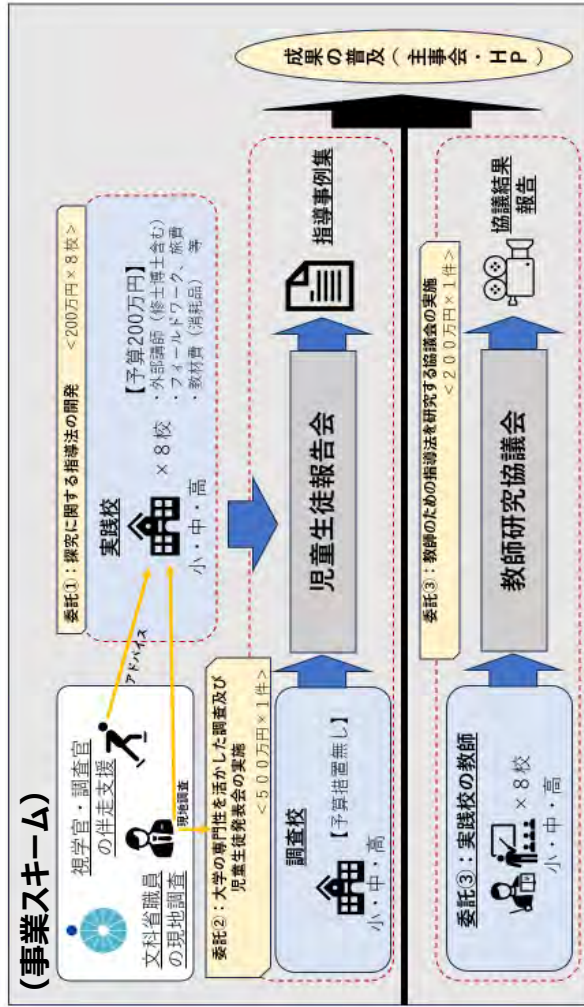
インパクト (国民・社会への影響)

- ・理系の素養をもつ人材の育成
- ・自ら課題を発見し、根拠をもって説明できる人材の育成

担当：初等中等教育局教育課程課



国際数学・理科教育動向調査 (TIMSS2019) (令和元年度)



小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

4億円
3億円



文部科学省

背景・課題

- ◆ 令和5年度の全国学力・学習状況調査の英語の結果において、特に「書くこと」「話すこと」に課題が見られたため、生徒の英語による発信力の更なる強化が必要。
- ◆ 令和4年度英語教育実施状況調査の結果において、生徒の英語力は着実に向上しているものの、地域間格差や教師の英語力・指導力等の課題が見られる。
- ◆ 第4期教育振興基本計画における生徒の英語力等の指標の達成に向け、英語教育のより一層の強化を図る。

【第4期教育振興基本計画（R5～R9）指標】

- ・英語力について、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合の増加（5年後目標値：6割以上）
- ・全ての都道府県・政令指定都市において、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合を5年後までに5割以上にする 것을 目指す
- ・特にグローバルに活躍することが期待される層の拡充に向けて、高等学校卒業段階でCEFRのB1レベル相当以上を達成した高校生の割合の増加（5年後目標値：3割以上）

事業内容

（1）グローバル人材育成のための英語力向上事業【140百万円】

A I等のデジタル技術を活用した発信力（話す・書く力）強化のための調査研究や、生徒の英語力の地域間格差解消に向けて、英語力の向上に取り組む自治体の取組を支援する。さらに、各種調査等の分析等を行い、効果的な取組の普及を図る。

① デジタルを活用した発信力向上事業

- ・A I等のデジタルの効果的な活用方法等について、パフォーミング・パフォーマンス向上の実証研究を行い、効果的な取組について具体的な取組内容や活用方法を広く周知し、活用を促進する。
- ・併せて、MEXCBT（文部科学省 CBT システム）上に、「話すこと」「書くこと」等に関する問題を搭載し、学校でのパフォーミング・パフォーマンスの実施促進や、児童生徒の学習支援、教師の課題作成の効率化等を図る。



② 生徒の英語力向上支援事業

生徒の英語力に関する地域間格差を踏まえ、自治体が行う生徒の英語力向上に向けた取組を支援し、その効果的な取組内容については周知・普及する。

委託先
箇所数
単価

- ① 都道府県・市区町村教育委員会、民間企業等 / 6箇所程度（1箇所当たり 150万円程度）
- ② 都道府県・指定都市教育委員会 / 5箇所程度（1箇所当たり 500万円程度（2年間指定））
- ③ 専門機関等 / 2箇所程度（1箇所当たり 210万円程度）
- ④ 大学、都道府県・指定都市教育委員会、専門機関等 / 15箇所程度（1箇所当たり 1～500万円程度）

担当：初等中等教育局課程課

（2）教師の英語力・指導力の向上のための実践的オンライン研修【43百万円】

教師の英語力・指導力の向上及び地域間格差の解消に向けて、全国の教師が参加できるオンライン研修プログラムを実施。

- ・ネイティブ講師等による双方向とオンデマンドを組み合わせたプログラム
- ・小学校教師、中学校教師、高等学校教師それぞれに対応したプログラムを実施
- ・授業を英語で行い、生徒の理解に応じた英語を使用し、言語活動を通じた指導を充実するためのプログラム



（3）免許法認定講習の開設等、教員養成機関等による専門人材育成・確保事業【26百万円】

- ・英語教育の指導体制の充実に向け、
- ・小学校教師等が中学校英語免許状を取得するための免許法認定講習等
- ・JETプログラムで来日した外国語指導助手（ALT）の資質・能力向上のための研修
- ・英語以外の外国語に関する指導者の養成・確保のための講習や教材開発等を実施。

（4）学習指導要領に対応した外国語教育の整備・情報発信事業【142百万円】

- ・小学校外国語活動教材「Let's Try!」の配布
- ・小・中・高等学校の授業映像や解説等の映像資料の作成

連携施策

英語専科教員の加配措置（3,000人）

小学校英語教育の早期化・教科化に伴う専科指導に必要な教師の充実
※上記に加え、外国語を含む小学校高学年の教科担任制を推進するための加配措置により更に取組を充実

4. 新時代に対応した高等学校改革の推進

令和6年度要求・要望額 1,177百万円
(前年度予算額 788百万円)

1. 要 旨

少子化の進行や高校生の多様化等を見据え、探究・STEAM教育の推進、専門高校と企業等との連携・協働の充実、遠隔・通信等の活用による生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びの推進など、新時代に対応した高等学校教育改革に向けた取組を支援する。

2. 内 容

(1) 各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業

187百万円(新規)

高等学校において、学校の立地、リソース等に伴う制約や、各課程に関する制度等により、学校が生徒の多様な学習ニーズに対応しきれていない等の課題がある。このような課題を解消し、地理的状況や各学校・課程・学科の枠に関わらず、いずれの高等学校においても柔軟で質の高い学びを実現するため、公立通信制高校や教育センター等を中心拠点とする、遠隔教育や通信教育を活用した、域内の学校間連携・併修ネットワークの構築や、都道府県の枠組みを超えた高等学校間の連携ネットワークの構築を行う。

(2) 新時代に対応した高等学校改革推進事業

297百万円(252百万円)

令和3年1月の中央教育審議会答申において提言された普通教育を主とする学科の弾力化(普通科改革)や教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成を推進し、探究・STEAM教育や特色・魅力ある文理融合的な学び、今後の社会に望まれるデジタル人材育成等を実現するため、令和4年度から設置が可能となった新しい普通科の設置を予定している学校の取組を推進するとともに、遠隔・オンライン教育等を活用した新たな教育方法を用いたカリキュラム開発等のモデル事業を実施する。加えて、新学科における学びや教科等横断的な学びを実現するためには、地域、大学、国際機関等との連携協力、調整が必要であり、その役割を担う「コーディネーター」について、その育成や活用を支援するための全国プラットフォームを構築する。

(3) マイスター・ハイスクール(次世代地域産業人材育成刷新事業)

353百万円(253百万円)

デジタルトランスフォーメーション(DX)、六次産業化等、産業構造・仕事内容は急速かつ絶えず革新しており、さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、こうした革新の流れは一層急激になっていくことが予見される。我が国の産業の発展のためには、成長産業化を図る産業界と専門高校が一体となり、地域産業の持続的な成長を牽引する最先端の職業人材育成の取組を全国的に推進することが必要である。このため、産業界等と一体となった教育課程開発等の先進的取組を行う都道府県等・専門高校が中核となって牽引する産業界等と連携した人材育成の広域ネットワークの構築

や、産業界等との連携に課題のある地域の連携体制強化の取組等を実施する。

(4) WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業

231 百万円 (206 百万円)

Society5.0 をリードし、SDGs の達成を牽引するイノベーティブなグローバル人材育成のリーディング・プロジェクトとして、国内外の大学等との連携により文理横断的な知を結集し、社会課題の解決に向けた探究的な学びを通じた高校教育改革や大学の学びの先取り履修等を通じた高大接続改革を推進する。特にコロナ禍の影響で限定的となった、インバウンド・アウトバウンド両方の海外交流推進によるグローバル人材育成の強化を図る。

(5) 高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究

109 百万円 (77 百万円)

高等学校においては、不登校経験など、多様な背景を持つ生徒が在籍しており、その背景に応じた学びの充実が求められていることから、全日制・定時制高校におけるオンライン等を活用した効果的な学習の在り方に関する調査研究や、通信制高校における学び充実支援事業など、不登校生徒等の学び充実支援等に向けた実証研究や調査等により、高等学校における教育の質の確保及び多様性への対応の充実を図る。

各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業

○ 離島・中山間地域等の学校の立地、リソース等に伴う制約により、学校が生徒の多様な学習ニーズに対応しきれない等の課題がある

○ 各課程に関する制度等により、多様な背景を有する生徒の受け入れが特定の学校・課程に偏っていたり、生徒の在籍する学校・課程・学科により、その後の進路の固定化が生じやすかったりといった課題がある

→ **地理的状況や各学校・課程・学科の枠に関わらず、いずれの高等学校においても生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びを実現し、全ての生徒の可能性を最大限引き出すことができるようにしていくことが必要**

そのためにも、遠隔授業や通信による教育方法の活用、学校間連携の推進を通じ、生徒の多様な学習ニーズへの対応や特色ある教育の展開、生徒同士の学び合いの深化等を可能とする体制・環境の整備が必要

背景・課題

事業内容：遠隔授業や通信による教育の方法を活用しながら、地理的状況や各学校・課程・学科の垣根を超えて、多様な高校生一人ひとりの学習ニーズに応える新しい通学型高校のモデルを創出（効果的な手法の検証等を実施）

(1) 遠隔・通信等も活用した、学びの機会の充実ネットワークの構築

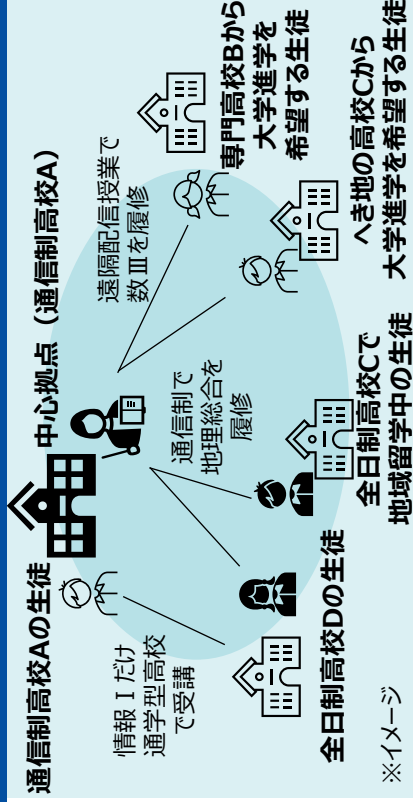
原籍校において安定して登校することが難しい生徒の学びの保障や、原籍校で開講されない科目の履修など生徒の多様な学習ニーズに応えるため、通信制高校や教育センター等を中心拠点として**遠隔教育や通信教育を活用した積極的な域内の学校間の連携・併修ネットワークを構築する事例を創出。**

当該中心拠点における**機材整備、中心拠点に配置され、各生徒の原籍校との間の連絡調整業務を担う者の配置**に係る費用、遠隔教育の**受信側原籍校に配置されるスタッフの人材育成・確保**に係る費用などを支援。

(2) 都道府県の枠組みを超えた、高等学校連携ネットワークの構築

都道府県の枠組みを超えた複数の高等学校により構成される**学校群ネットワーク**を構築。

複数高校での合同授業（総合的な探究の時間や学校設定科目を想定。）の実施を通じた**生徒同士の学び合いの深化、各々の得意分野を持つ指導者・外部人材等のリソースの共有**を図る。ネットワークでの取組に係る経費のほか、ネットワークが定着・自走するまでの間、**各校に配置される連絡調整スタッフや、ネットワークでの取組に伴走支援を行う外部アドバイザー等への人件費・謝金等**を支援。



対象校種	国公立の高等学校
委託先	① 都道府県・市町村教育委員会、国公立大学法人、学校法人等 ② 民間団体等
箇所数 単価等	① 指定校 16箇所・約800万円/箇所 伴走支援 1箇所・約1300万円 ② 1箇所 年間約4000万円/箇所
対象経費	① ネットワークの構築、運営に必要な経費 ② 都道府県を超えたネットワーク構築に必要な経費（人件費、旅費、謝金等）

新時代に対応した高等学校改革推進事業

令和6年度要求・要望額 3.0億円
 (前年度予算額 2.5億円)

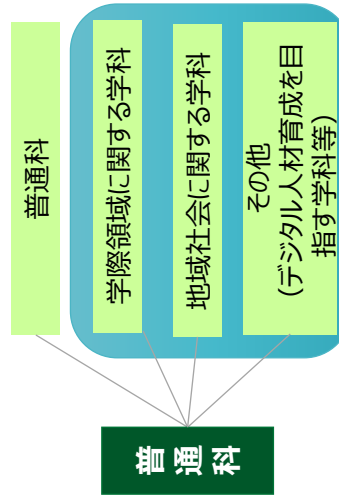


令和3年1月の中央教育審議会答申において提言された普通教育を主とする学科の弾力化（普通科改革）や教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成を推進し、探究・STEAM教育、特色・魅力ある文理融合的な学び、今後の社会に望まれるデジタル人材育成等を実現するため、令和4年度から設置が可能となった新しい普通科の設置を予定している学校の取組を推進するとともに、遠隔・オンライン教育等を活用した新たな教育方法を用いたカリキュラム開発等のモデル事業を実施する。加えて、新学科における学びや教科等横断的な学びを実現するためには、地域、大学、国際機関等との連携協力、調整が必要であり、その役割を担う「コーディネーター」について、その育成や活用を支援するための全国プラットフォームを構築する。

事業内容

① 普通科改革支援事業

令和4年度より設置が可能となった新しい普通科を設置する予定の高等学校等に対し、関係機関等との連携協力体制の整備や、コーディネーターの配置などの支援を行い、新学科設置の取組を推進すること。探究・STEAM教育や特色・魅力ある文理融合的な学びを実現する。



② 創造的教育方法実践プログラム

教科等横断的な学びの実現による資質・能力の育成、デジタル人材育成を目指し、遠隔・オンライン教育（質の高い通信教育を含む。）を活用した新たな方法による学びを実現する。(1) Society 5.0の実現に向けた最先端の技術を活用した学び、(2) 自らの興味関心に応じた探究的な学びに着目し、同一設置者の学校間のみでなく、他地域における大学や研究機関、国際機関等の関係機関からの同時双方向型の授業を取り入れたカリキュラム開発を行い、新しい時代の学びを創造する。



③ 高校コーディネーター 全国プラットフォーム構築事業 (PDCAサイクルの構築)

高校と地域、関係団体等をつなぐコーディネーターの全国的なプラットフォームを構築する。プラットフォームにおいては、コーディネーター人材やコーディネーターを受け入れる学校に対する研修を行うとともに、コーディネーター間の情報共有を促す場を創出することで、コーディネーターが持続的に活躍できるようにするとともに、成果指標の検証による高等学校改革のPDCAサイクルの構築を図る。



対象
校種

国公立の高等学校

箇所数
単価
補助率

- ① 44校（継続校分を含む） 5,600千円 / 1校
- ② 8校（継続校分を含む） 3,600千円 / 1校
- ③ 1団体 20,000千円 / 1団体

委託先

- ①② 学校設置者 ③ 民間団体等

委託
対象経費

- ① 新学科の設置に必要な経費
- ② 新たな教育方法を用いた学びに必要な経費
- ③ プラットフォームの構築や成果検証に必要な経費

(初等中等教育局参事官（高等学校担当）付)

マイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）

令和6年度要求・要望額 3.5億円
（前年度予算額 2.5億円）



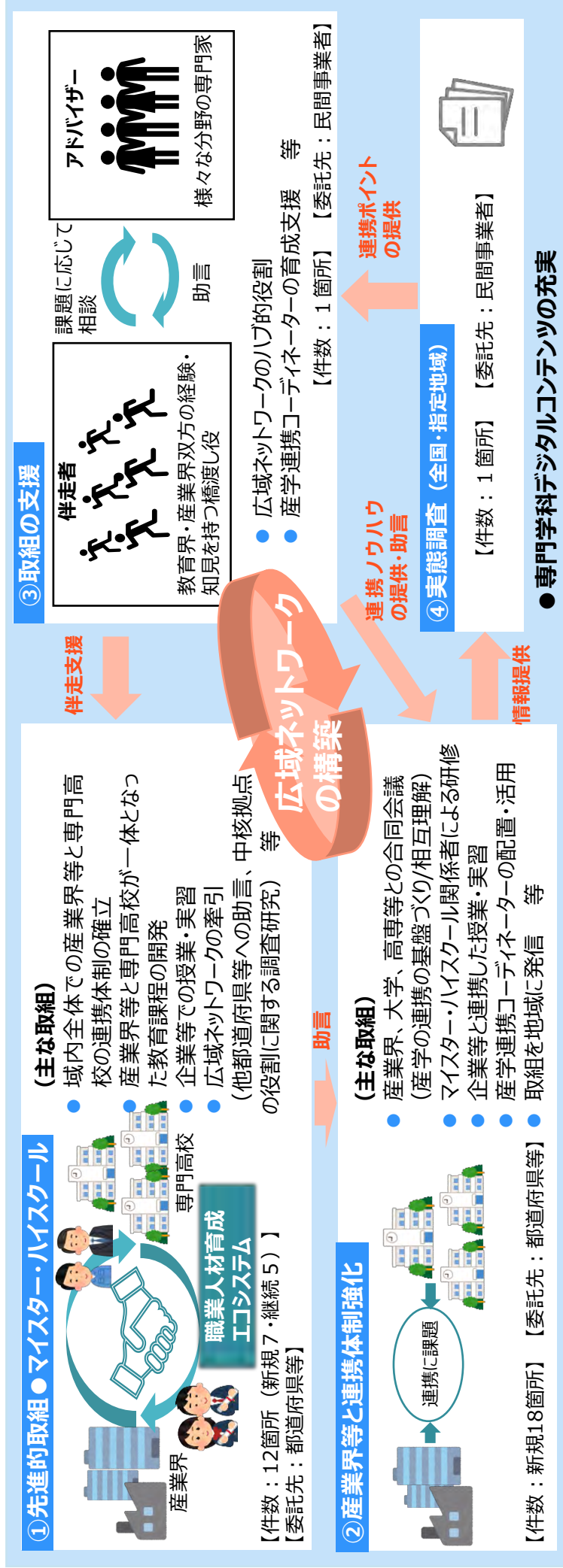
現状・課題

- 第4次産業革命の進展、デジタルトランスフォーメーション（DX）、六次産業化等、産業構造・仕事の内容が急速かつ絶えず革新する中、専門高校では、**産業構造の絶え間ない変化に即応した職業人材育成が急務**。
- そのため、令和3年度より、産業界等と専門高校が一体となって職業人材育成を行うマイスター・ハイスクールを実施。
- 我が国の産業の発展のためには、**マイスター・ハイスクールの全国的な横展開が必須**。しかし、産業界等との連携に課題のある地域では導入が困難であることから、実践的な取組を通じた研究や全国実態調査等を通じて、連携体制の強化の方策について明らかにする必要。

事業内容

- ① 産業界等と一体となった教育課程開発などの先進的取組を行う都道府県等・専門高校が中核となり、産業界等と連携した人材育成の**広域ネットワーク**を牽引
- ② 産業界等との**連携に課題のある地域が、先進的取組を直接学びつつ、連携体制の強化プロセスを実践研究**
- ③ 民間事業者による**取組に応じた支援、広域ネットワーク内をつなぐネットワークハブ**
- ④ 産業界等と専門高校の**連携段階ごとの課題及びその解決策**について調査し、実効性のある連携体制構築のポイントを整理

▶▶ 地域産業の持続的な成長を牽引する最先端の職業人材育成エコシステムを確立



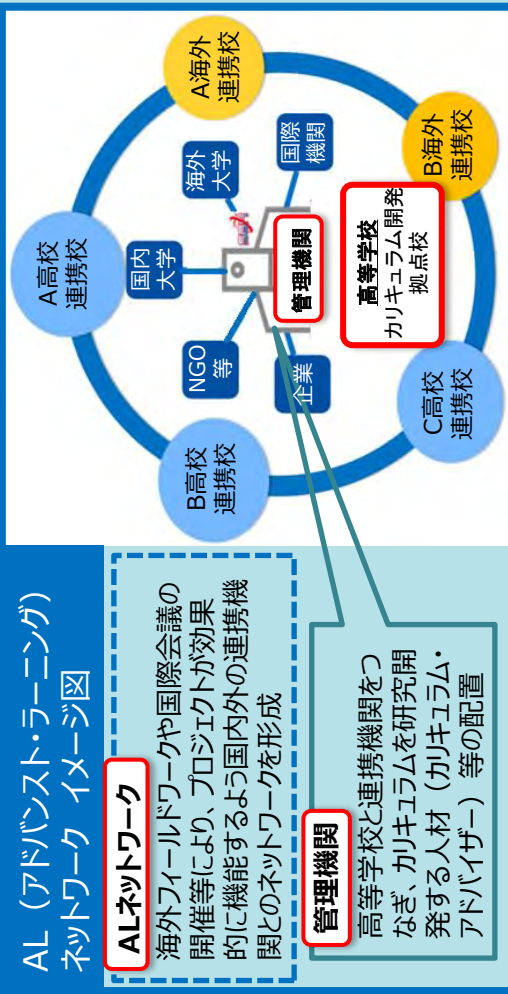


WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援事業

事業概要

Society5.0をリードし、SDGsの達成を牽引するイノベティブなグローバル人材育成のリーディング・プロジェクトとして、国内外の大学等との連携により文理横断的な知を結集し、社会課題の解決に向けた探究的な学びを通じた高校教育改革や大学の学びの先取り履修等を通じた高大接続改革を推進する。

- ◆ 高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等とが協働し、高校生が主体となり、海外をフィールドにグローバルな社会課題の解決に向けた探究的な学びを実現するカリキュラムを開発。
- ◆ これまで訪問できなかった国の高校生や大学生等とのオンライン海外フィールドワークなど、世界規模で生じた豊かなオンライン環境を駆使したカリキュラム開発。
- ◆ 大学等と連携した大学教育の先取り履修 (カリキュラム開発) により、高度かつ多様な科目等の学習プログラム/コースを開発。
- ◆ コロナ禍の影響で限定的となった、海外の連携校等への短期・長期留学、海外研修や、海外の連携校等からの外国人留学生と日本人高校生とが一緒に履修する英語等による授業、探究活動等を重点的に実施。
- ◆ 学習を希望する高校生へ高度な学びを提供するため、拠点校間及び関係機関との連携の上、個別最適な学習環境を構築。
- ◆ イノベティブなグローバル人材育成に関心のある高校がグローバルな課題探究成果を共有するためのミニフォーラムの開催。



AL (アドバンスト・ラーニング) ネットワーク イメージ図

ALネットワーク

海外フィールドワークや国際会議の開催等により、プロジェクトが効果的に機能するよう国内外の連携機関とのネットワークを形成

管理機関

高等学校と連携機関をつなぎ、カリキュラムを研究開発する人材 (カリキュラム・アドバイザー) 等の配置

WWLコンソーシアム

高校や国の枠を超えて、高校生に高度な学びを提供するAL (アドバンスト・ラーニング) ネットワークを形成した拠点校を全国に50校程度配置し、WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築へとつなげる。

対象校種

国公立の高等学校及び中高一貫教育校

管理機関 (都道府県・市町村教育委員会、国公立大学法人、学校法人) 等

委託先

箇所数 単価 期間

- カリキュラム開発：8拠点 (継続8)
790万円程度/拠点・年、原則3年
- グローバル人材育成の強化：15拠点 (新規15)
700万円程度/拠点・年、原則3年
①アウトバウンド型 (海外留学等を重点的に実施)
②インバウンド型 (留学生受入等を重点的に実施)
- 個別最適な学習環境の構築：4拠点 (新規1、継続3)
新規校 660万円程度/拠点・年、原則3年

○カリキュラム開発に必要な経費

(海外研修旅費、謝金、借損料、国際会議経費等)

○グローバル人材育成の強化に必要な経費

(海外連携校との調整に必要な経費、英語等による授業の実施に必要な経費等)

○個別最適な学習環境の構築に必要な経費

(連携交渉旅費、謝金、ウェブサイトを構築経費、委員会経費等)

(初等中等教育局参事官 (高等学校担当) 付)

高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究

令和6年度要求・要望額 1.1億円

(前年度予算額 0.8億円)



文部科学省

高等学校においては、不登校経験など、多様な背景を持つ生徒が在籍しており、その背景に応じた学びの充実が求められていることから、調査や実証研究により、高等学校における教育の質の確保及び多様性への対応の充実を図る。

不登校生徒等の学び充実支援策

①オンライン等を活用した効果的な学習の在り方に関する調査研究

全日制・定時制高校において、不登校傾向にある生徒が学びを継続できるよう、オンライン等も活用した、柔軟で質の高い学びを提供する事例の創出を行う。

対面とオンラインとのハイブリッドで授業を行う際のノウハウや、オンラインで参加する生徒、通信の方法（オンデマンド型）で学ぶ生徒への学習支援・学習評価の工夫等を整理し、不登校傾向のある生徒の学びの保障を目指す。



②通信制高校の学び充実支援事業

不登校傾向の生徒が進学する選択肢である通信制高校において、社会的自立に必要な資質・能力が身に付けられるよう、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に通じた主体的・対話的で深い学びの実現及び心理的・福祉的支援やキャリア支援の在り方に関する調査研究を実施する。

③多様な生徒が学ぶ高等学校の

状況等に係る調査

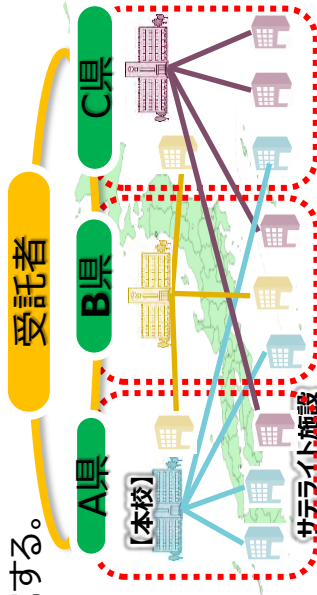
多様な背景を抱える生徒の受入等に関する課題等に関する調査や、「高校生のための学びの基礎診断」の活用に係る調査研究を実施する。

④広域通信制高校の適切な指導監督

・情報発信を通じた質保証

都道府県の区域を越えて活動するサテライト施設を含め、広域通信制高校への所轄庁による適切な指導監督の在り方を研究するとともに、都道府県の連携等を促す都道府県間プラットフォームを構築・運営する。

また、通信制高校の増加の背景やニーズの現状把握を踏まえた生徒や保護者等が適切な情報を得られるような情報発信の方法を研究する。



対象
校種

国公立の高等学校等

委託先

- ①・② 国公立の高等学校等
- ①・③・④ 民間企業等

箇所数
単価等

- ① 6箇所 約400万円・1箇所 約1300万円
- ② 5箇所 約400万円
- ③ 1箇所 約1,000万円
- ④ 2箇所 約2,700万円・約800万円

委託
対象経費

- ① オンライン授業等に必要な経費
- ② カリキュラム開発等に必要な経費
- ③ 各種調査に必要な経費
- ④ 点検調査やプラットフォーム構築等に必要な経費

(初等中等教育局参事官(高等学校担当)付)

5. 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上

令和6年度要求・要望額 5,981百万円 + 事項要求
(前年度当初予算額 2,288百万円)

1. 要 旨

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上に向けて、「幼保小の架け橋プログラム」の実施、質を支える体制整備の支援により、全ての子供に対して格差なく質の高い学びを保障する。

2. 内 容

(1) 幼児教育の質の向上

◆幼保小の架け橋プログラム事業 223百万円(217百万円)

[委託事業者：都道府県、市町村、研究機関等]

幼保小の接続期の教育の質的向上に向け、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」について、全国的な取組の充実と併せて、モデル地域において「架け橋期のカリキュラム」の開発・実施などに取り組むとともに、国において、その成果の検証等に関する調査研究を実施する。

◆幼児教育に関する大規模縦断調査

78百万円(67百万円)

[委託事業者：大学]

子供の成長に資する質の高い幼児教育を科学的に明らかにし、今後の幼児教育の政策形成に資するエビデンスを得るため、幼児教育に関する大規模縦断調査を実施する。本調査では、5歳児を対象に5年間の追跡調査を行い、幼児教育が、子供の発達、小学校以降の学習や生活にどう影響を与えるかについて検証を行う。

◆幼児教育の学び強化事業

71百万円(35百万円)

[委託事業者：都道府県、市町村、大学、研究機関、幼児教育関係団体等]

幼児教育の更なる質的向上を目指し、幼児教育施設における教育課題、子育ての支援や家庭等との連携強化、幼児教育施設における教育活動等の実態に関する調査研究を実施する。

◆幼児教育のデータの蓄積・活用に向けた調査研究事業 37百万円(37百万円)

[委託事業者：研究機関等]

幼児教育の好事例等を収集・蓄積して活用するとともに、小学校や家庭とも共有する。

◆幼児教育の理解・発展推進事業 29百万円(29百万円)

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に基づく活動を着実に実施するため、都道府県において幼児教育に関する専門的な研究協議等を行い、その成果を中央協議会において発表・共有する。また、具体的な教育課程の編成や指導の在り方等に関する指導資料等を作成する。

- ◆大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業
135 百万円（123 百万円）
〔委託事業者：民間事業者、大学等〕

質の高い幼児教育・保育の実践の根幹となる優れた人材の確保・定着に向けて、教育活動に集中する環境整備のため園務の効率化を推進するとともに、養成校入学前段階からの幼児教育現場の魅力発信、個人のキャリア形成支援や離職者等の復職支援等を効果的に実現していく。

- ◆OECD ECEC Network 事業の参加 15 百万円（12 百万円）

OECD において計画されている「OECD 国際幼児教育・保育従事者調査」及び「質の高い包括的な幼児教育・保育を目的とした政策への研究の転換に関する調査研究」に参加し、質の高い幼児教育の提供に向けた施策展開のための重要な基礎情報を得る。

※ECEC：Early Childhood Education and Care

（2）幼児教育の質の向上を支える自治体への支援

- ◆幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業〔補助率 1 / 2〕
383 百万円（298 百万円）
〔補助事業者：都道府県、市町村〕

公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に地域全体の幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育センターの設置やアドバイザーの配置、外部専門職や自治体の保健、福祉部局との連携等により、地域の課題に的確に対応する自治体の幼児教育推進体制の充実・活用への支援を強化する。

（3）幼児教育の質を支える教育環境の整備

- ◆教育支援体制整備事業費交付金〔補助率 1 / 2 等〕
2, 672 百万円（992 百万円）
〔補助事業者：都道府県〕

幼児教育の質の向上に必要な遊具等の購入経費を支援するとともに、園務の ICT 化に向けて、幼稚園の ICT 環境整備に係る費用等を支援する。

- ◆私立幼稚園施設整備費補助
〔補助率 1 / 3（Is 値 0.3 未満の耐震補強・改築及び特別防犯対策は 1 / 2）〕
2, 339 百万円＋事項要求（477 百万円）
〔補助事業者：私立幼稚園の設置者〕

緊急の課題となっている園舎や外壁等の非構造部材の耐震対策や防犯対策に要する経費とともに、子育て支援の更なる充実を図るための預かり保育に必要な環境整備、省エネルギーの推進に向けたエコ改修、バリアフリー化等に要する経費の一部を補助する。

※国土強靱化（加速化分）に係る経費については、事項要求。

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

60(億円+事項要求
23(億円)



幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上に向けて、「幼保小の架け橋プログラム」の実施、質を支える体制整備の支援等により、全ての子供に対して格差なく質の高い学びを保障する。

1 幼児教育の質の向上 6億円（5億円）

幼保小接続期の教育の質的向上に向け、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」について、モデル地域における開発・実践とその成果の検証等を実施する調査研究や、今後の幼児教育の政策形成に資するエビデンスを得るため、幼児期の環境や体験、学びが、その後の子供の成長に与える影響に関する大規模な追跡調査を実施。

- 幼保小の架け橋プログラム事業
- 幼児教育に関する大規模縦断調査事業
- 幼児教育の学び強化事業
- 幼児教育のデータ蓄積・活用に向けた調査研究事業
- 幼児教育の理解・発展推進事業
- 大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業

2.2億円（2.2億円）
0.8億円（0.7億円）
0.7億円（0.4億円）
0.4億円（0.4億円）
0.3億円（0.3億円）
1.4億円（1.2億円）

2 幼児教育の質の向上を支える自治体への支援 4億円（3億円）

地域全体の幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育センターの設置やアドバイザーの配置、外部専門職や自治体の保健、福祉部局との連携等により、地域の課題に的確に対応する自治体の幼児教育推進体制の活用支援の強化

- 幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業

4億円（3億円）

3 幼児教育の質を支える教育環境の整備 50億円（15億円）

ICT環境整備や施設の耐震化等、幼児教育の質を支える教育環境整備を支援

- 教育支援体制整備事業費交付金
- 私立幼稚園施設整備費補助金

27億円（10億円）

23億円（5億円）+事項要求

(担当：初等中等教育局幼児教育課)

幼保小の架け橋プログラム事業

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

2.2億円

2.2億円



文部科学省

背景・課題

幼保小の接続期の教育の質的向上に向け、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で**学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」**を推進する。具体的には、全国的な取組の充実と併せて、モデル地域において、地方自治体の担当者や幼児教育施設及び小学校の教職員等が連携・協働して**「架け橋期のカリキュラム」を開発・実施**するとともに、国において、その成果の検証等に関する調査研究を実施する。

事業内容

モデル地域における実践・成果の検証等を通じた「幼保小の架け橋プログラム」の推進

①モデル地域における「幼保小の架け橋プログラム」の実施

- 中央教育審議会初等中等教育分科会「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」における議論の成果を踏まえ、以下の取組を実施
 - 架け橋期のカリキュラム開発会議の設置・運営
 - 架け橋期のカリキュラムの開発、園や小学校における指導計画や保育の計画の作成・実施、指導の改善
 - 架け橋期のカリキュラムの実施に必要な教材や研修等の開発・実施 等

②モデル地域の成果検証

研究機関による実地調査やヒアリング、アンケート等の客観的な調査を通じて、モデル地域における「幼保小の架け橋プログラム」の取組状況やその成果を検証するとともに、幼保小の接続に関する改善事項を整理し、全国展開に向けた提言を行う

③「幼保小の架け橋プログラム」の成果普及

「幼保小の架け橋プログラム」の更なる全国展開に向け、モデル地域における3か年の取組等を踏まえ、「幼保小の架け橋プログラム」の取組・成果について、全国への広報・プロモーションを実施

委託先	① 都道府県、市町村 ② 研究機関 ③ 研究機関 等
委託対象 経費	調査研究に必要な経費 (人件費、委員旅費、謝金等)

箇所数、 単価	① 19箇所 700万円/箇所【継続のみ】 ② 1箇所 4,800万円/箇所【継続のみ】 ③ 1箇所 2,000万円/箇所
------------	---

担当：初等中等教育局幼児教育課

幼児教育に関する大規模縦断調査事業



令和6年度要求・要望額 0.8億円
(前年度予算額) 0.7億円

文部科学省

背景・課題

- 幼児教育の分野においては、長年にわたり、より良い教育を目指した実践等が積み重ねられてきたが、今後は調査・研究から得られた実証データの分析によるエビデンスに基づきながら、政策形成に取り組むことが重要。また、諸外国では、幼児教育の効果を示した長期追跡調査の研究成果はあるが、各国の教育制度や文化等も異なることから、日本においても、大規模な追跡調査を実施することが必要。
- 本調査では、**子供の成長に資する質の高い幼児教育を科学的に明らかにし**、今後の幼児教育の政策形成（幼稚園教育要領の改訂や指導資料の充実等）に資するエビデンスを得るため、**5歳児を対象に5年間の追跡調査を行い、幼児教育が、子供の発達、小学校以降の学習や生活にどう影響を与えるかについて検証**を行う。

調査の概要

(1) 実施規模 約15,000名の5歳児を対象にした5年間の追跡調査

※地域区分や人口規模等を踏まえて、全国8ブロックから大規模・中規模・小規模自治体合わせて46市町村（予定）から調査対象者を無作為抽出

(2) 調査方法・調査対象 以下の調査対象者にアンケート調査を実施

- ① 調査開始時点で、**就学前教育・保育施設（施設種、公立・私立、認可・無認可は問わない）に通う5歳児の子供をもつ保護者**
- ② 上記①の5歳児の子供が通う**施設の園長・担任保育者**（幼稚園教諭、保育教諭、保育士等）
- ③ 上記①の5歳児が就学した**小学校の校長・担任教師**（本調査の2年目以降）

(3) 調査内容

- ① 保護者：子供の成長、資質・能力、家庭での養育環境等
- ② 園長・保育者：保育者の人数、園の取組、労働環境、保育者の実践等
- ③ 小学校の校長・担任教師：幼保小接続の取組、学級風土等

※なお、調査の実施に当たっては、委託先において、幼児教育や発達心理学に加え、経済学、脳科学、教育政策等の様々な分野からの研究者でネットワークを構築し、多様な視点から分析等を行う。

委託先・箇所数

- ・大学1箇所（継続のみ）
- ・約7,500万円
- ・調査実施に必要な経費

単価

対象経費

スケジュール（事業実施期間）

R5年度
先行調査の実施

R6年度
本調査(5歳児)の実施

R7～10年度
本調査(小学校1年生～4年生)の実施

担当：初等中等教育局幼児教育課

幼児教育の学び強化事業

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

0.7億円
0.4億円



背景・課題

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。幼児教育施設の有する機能を家庭や地域に提供することにより、未就園児も含め、幼児期にふさわしい学びを深めていくことが重要である。そして、幼児教育施設入園後には、幼児教育が直面している課題解決を図ることにより、幼児が園での活動を通して、学びを深めていくことが重要である。

事業内容

① 教育課題に関する調査研究

幼児教育施設における教育の質の向上のため、幼児教育施設が直面している様々な教育課題について調査研究を行う。

(研究の視点の例)

- ・ 幼児教育施設における教育の質に関する評価の在り方
- ・ 幼児教育施設の管理職や幼児教育アドバイザーを対象とした研修の在り方
- ・ 障害のある幼児や外国人幼児などに対する支援の在り方

② 子育ての支援や家庭等との連携強化に関する調査研究

未就園児も含め、幼児教育施設の機能を家庭や地域に提供して幼児の学びを深めていくことや、遊びを通じた総合的な指導を行う幼児教育の重要性等について家庭や地域と認識を共有して意識を高めることなど、子育ての支援や家庭等の連携の強化について調査研究を行う。

(研究の視点の例)

- ・ 幼稚園が0～2歳の未就園児を受け入れて行うふさわしい活動の在り方
- ・ ICT機器を活用した子供の学びの見える化
- ・ 幼児教育施設の機能を生かした子育ての支援の在り方

③ 幼児教育施設における教育活動等の実態に関する調査研究

今後の幼児教育の教育課程の基準の改善等に向けた資料・データ収集のため、実態把握に係る調査研究を行う。

(研究の視点の例)

- ・ 幼稚園教育要領等に基づく教育活動の実施状況調査
- ・ 諸外国における最新の幼児教育の動向調査

対象校種

幼稚園、保育所、認定こども園

委託先 研究機関、大学、都道府県、市町村、幼児教育関係団体 等

箇所数、単価

- ① 6箇所 270万円/箇所
- ② 2箇所 920万円/箇所
- ③ 2箇所 1,640万円/箇所

委託対象経費
調査研究に必要な経費
(人件費、委員旅費、謝金等)

担当：初等中等教育局幼児教育課

幼児教育のデータの蓄積・活用に向けた調査研究事業

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

0.4億円

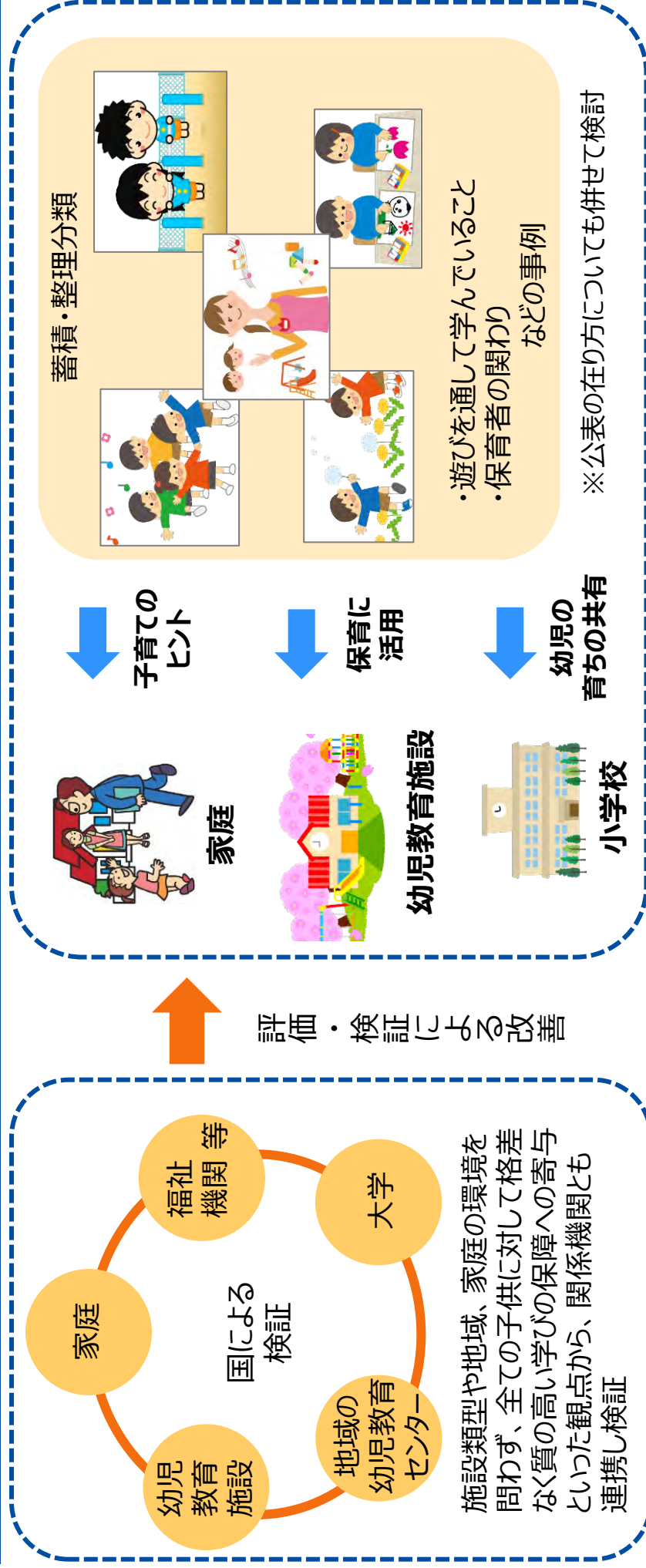
0.4億円



背景・課題

幼児の多様性に配慮し、幼児の学びや発達を促すような保育の充実を図るとともに、**幼児教育の成果が小学校教育につながる仕組みの構築**が求められている。このため、**幼児教育施設における幼児教育の好事例（データ）等を収集・蓄積して活用**するとともに、**小学校や家庭とも共有**する。

事業内容



対象校種	幼稚園、保育所、認定こども園	委託先	研究機関等
箇所数、単価	事例（データ）収集 1箇所 3,000万円/箇所 データ公表の在り方 1箇所 300万円/箇所	委託対象経費	調査研究に必要な経費 (人件費、委員旅費、謝金等)

担当：初等中等教育局幼児教育課

幼児教育の理解・発展推進事業

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

0.3億円

0.3億円



文部科学省

背景・課題

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の整合性が図られており、これらの正しい理解の下、**幼児教育施設が一体となって、幼児に対して適切な指導が行われることが求められている。**

幼児教育施設を取り巻く現状を踏まえ、研究協議会の開催や指導資料等の作成を行い、**先進的な実践や幼保小の架け橋プログラム等の理解を深める。**

事業内容

幼児教育の理解・発展推進事業

各都道府県において、設置者（国公私）や施設類型（幼稚園、保育所、認定こども園）を問わず、自治体の幼児教育担当者や幼稚園教諭、保育士、保育教諭等を対象として、幼保小の架け橋プログラムなど、**幼児教育に関する専門的な研究協議等を行う都道府県協議会を開催する。**

また、都道府県協議会における成果を**中央協議会において発表・共有**することで、さらなる幼児教育の振興・充実を図る。

幼児教育実施のための指導資料の作成

幼稚園教育要領等に基づき活動を着実に実施するため、その内容を踏まえた具体的な教育課程の編成や指導の在り方等に関する指導資料等を作成する。

中央協議会（文部科学省）

（都道府県協議会の成果の発表、先進事例の発表等）

協議の成果報告、
中央協議会への参加 等



協議主題の提示、
中央協議会への参加依頼 等

都道府県協議会（教育委員会）

1. 幼稚園、保育所、認定こども園を対象とした幼稚園教育要領等に関すること
2. 幼保小の架け橋プログラムに関すること 等

国公立幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、小学校の教職員の参加

対象 校種

幼稚園、保育所、認定こども園、小学校

支出先

都道府県

※幼児教育実施のための指導資料の作成は本省執行

箇所数、 単価

4 7箇所
5 0万円／箇所

対象経費

都道府県協議会に必要な経費
(諸謝金、委員等旅費、教職員研修費)

担当：初等中等教育局幼児教育課

大学等を通じたキャリア形成支援による 幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業

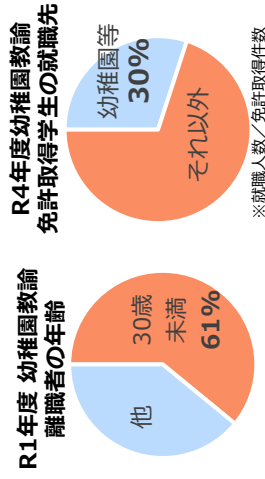
令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

1.3億円
1.2億円



背景・課題

- **幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上の根幹を成す幼稚園教諭等の人材**については、養成校生の多くが他業種へ就職する、平均勤続年数が少ない、離職者の再就職が少ないなど、**人材の需要の高止まりに供給が追いついていない**。
- より多くの人材が幼児教育の道を志し、継続的に働き続けられる職場環境の中で体系的に資質能力を向上させていけるよう、また、幼稚園教諭免許保有者が円滑に復職できるよう、**総合的なキャリア形成支援の取組を実施する必要がある**。



有効求人倍率の推移 (年平均)

	H29	R4
全職種	1.35	1.34
幼稚園教諭	1.66	2.22
保育士	2.47	2.42

事業内容

① 「職」の魅力向上のための園務改善実証事業

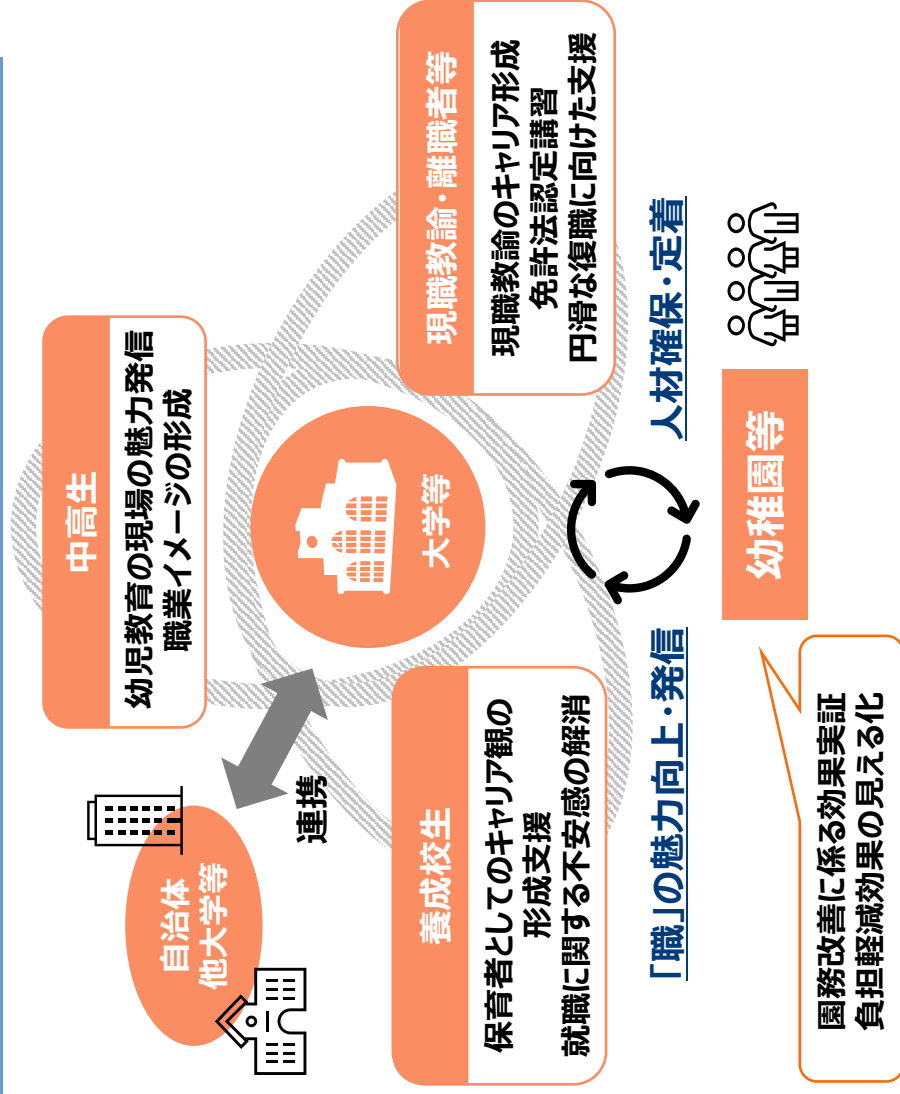
教育活動に集中できる職場環境整備に向けて、民間事業者等の専門的な知見を得つつ、幼稚園教諭等が日々行う業務を効率化する実証事業を実施し、負担軽減効果の見える化を図る。

② 大学等を拠点とする「職」の魅力発信モデル事業

地域の幼児教育を担う人材を輩出する大学等が拠点となり、自治体や他大学等とも連携しつつ、養成校入学前からの幼児教育の現場の魅力発信、学生のキャリア観の形成支援、現場教諭の職場定着や離職者が円滑に現場に復帰するための支援等を行う。

「職」の魅力発信・向上と人材確保の好循環を実現

事業規模	2,000万円	1団体	1団体 (1団体が園務改善の調査研究及び)
	1,000万円	8団体	8大学等の事業を総括することを想定)
	200万円	16団体	(免許法認定講習の開設等)
委託先	法人団体、大学等 (自治体等含む)		





令和6年度要求・要望額 0.2億円
 (前年度予算額 0.1億円)

OECD ECEC Network事業への参加

背景・課題

- 質の高い幼児期の教育の提供を基本理念とする「子ども・子育て支援新制度」の開始、幼児教育・保育の無償化の実施に加えて、令和2年9月のG20教育大臣会合において質の高い幼児教育へのアクセスの重要性が宣言されるなど、**国内外で幼児教育の質に対する関心が高まっている**ところ。
- このため、OECDが実施する国際幼児教育・保育従事者調査等に参加し、質の高い幼児教育を提供するための**基礎データの整備に貢献**するとともに、これらの事業への参加により、**国際比較可能な幼児教育・保育施設の活動実態に関するデータや、各国の好事例**など、質の高い幼児教育の提供に向けた**施策展開のための重要な基礎情報**を得ることとする。

事業内容

次年度実施の下記の事業に参画し、幼児教育の質向上のための施策立案に活かす。

「OECD国際幼児教育・保育従事者調査」
 (Starting Strong Teaching and Learning International Survey (TALIS Starting Strong))

勤務環境や研修などの保育者の資質・能力の向上に関する状況等に関する**第2期サイクルが2021年から開始**。
 第1期調査(2018年)では、日本の保育者の**研修等による専門性向上への意識の高さ**などが明らかになった一方、保育者の**処遇や社会的評価、保育者の不足等**についての課題もあり、調査結果を参考に施策立案に活用。

「質の高い包括的な幼児教育・保育を目的とした政策への研究の転換」
 (Translating Research into Policies for Quality and Inclusive Early childhood education and care)

「**幼児教育・保育を通じたより平等な機会と包括性の確保**」に向けて、子供の発達、学習、福祉に関する最新の研究を基に、幼児教育・保育に関する政策の改善、新しい政策の導入条件等を調査。**2023年から2024年にかけて調査・公表予定**。

過去の参加実績

- 「OECD国際幼児教育・保育従事者調査」(2018年)
 勤務環境や研修などの保育者の資質・能力の向上に関する状況等を調査。

- 「デジタル世界における幼児教育・保育」(2021～2023年)
 デジタルテクノロジーの普及によってもたらされる社会的・経済的変化に対応して、幼児教育・保育が子供たちの学びや発達等を効果的に支援していくための方策等を調査。

※ 拠出金については、文部科学省、こども家庭庁で按分して負担。

※ 国内における調査実施の事務的経費は国立教育政策研究所で負担。

担当：初等中等教育局幼児教育課

幼児教育推進体制を活用した 地域の幼児教育の質向上強化事業

令和6年度要求・要望額

4.0億円

(前年度予算額)

3.0億円



文部科学省

背景・課題

- 複数の施設類型が存在し、私立が多い幼児教育の現場において、公私・施設類型問わず幼児教育の質の向上等の取組を一体的に推進するためには、教育内容面での質向上を担う地方公共団体の体制の充実が必要。
- また、幼児教育施設の教職員が幼児教育の質向上にしっかりと向き合えるよう、地域の幼児教育に関する課題に対して的確に対応した保健・福祉等の専門職をはじめとした人的体制の充実を図ることが必要。

事業内容

地域全体の幼児教育の質の向上を図るため、**幼児教育センターの設置やアドバイザーの配置、外部専門職や自治体の保健、福祉部局との連携等**により、地域の課題に的確に対応する自治体における**幼児教育推進体制の充実・活用への支援を強化。**

- 体制の充実
 - ・ 幼児教育アドバイザー（幼保小接続アドバイザー含む）の配置、質向上のための取組、新規アドバイザーの育成
 - ・ 外部専門職や自治体の保健、福祉部局との効果的な連携
- 体制の活用等
 - ・ 研修支援・巡回訪問の充実（保健、福祉等の専門職を含む）
 - ・ 幼保小接続の推進、接続カリキュラムの作成・活用
 - ・ 人材育成方針の更新・活用 等
- 域内全体への波及
 - ・ 都道府県・市町村の連携を含めた関係者間の情報共有
 - ・ 域内全体における幼児教育の質向上を図るための仕組み作り

新規体制整備促進策

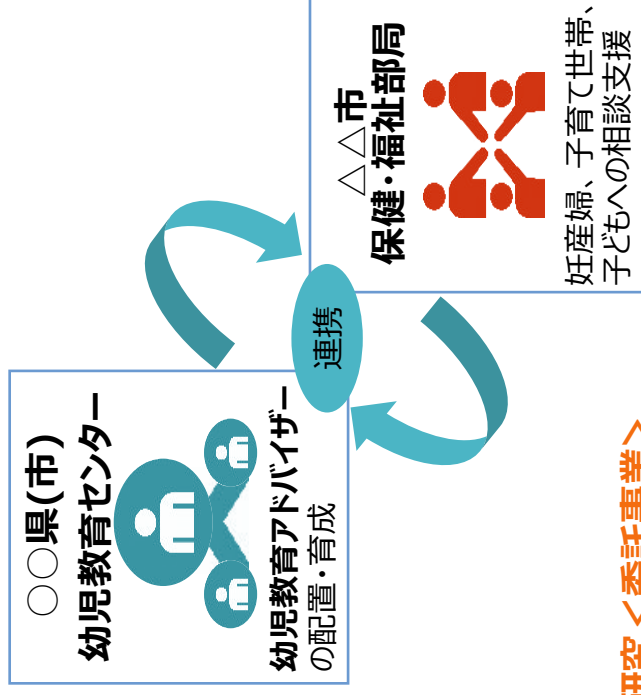
- ① 幼児教育センターの設置
- ② 担当部局一元化（PT等での対応可）
- ③ 小学校指導担当課との連携体制確保

補助要件

- 【補助】・幼児教育アドバイザー配置に必要な経費（人件費等）
- ・ 専門職との連携に必要な経費（謝金等）
 - ・ 研修・巡回訪問等に必要な経費（謝金、旅費等）

対象経費

- 【委託】・検討会議運営経費（会議費等）
- ・ 先進地視察に係る経費（旅費）
 - ・ 幼児教育アドバイザー試行配置経費（謝金等）



補助対象

都道府県、市町村
（補助） 7～9百万円程度（1/2）× 87団体
（委託） 130万円程度× 4団体

単価・個所数

・ 補助率

担当：初等中等教育局幼児教育課

教育支援体制整備事業費交付金

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

27億円
10億円)



現状・課題・事業内容

令和4年度第2次補正予算額 19億円

子育て支援の更なる充実を図るため、認定こども園の設置を支援するとともに、幼稚園における預かり保育の推進など幼児を健やかに育むために必要な環境整備を推進する。併せて、幼児教育の質の向上を支える環境整備のために必要な経費の一部を支援する。

1 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

子供の学びに必要な不可欠な遊具・運動用具、保健衛生用品等の整備を支援



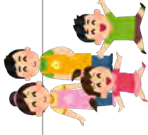
3 認定こども園等の業務体制への支援

- 認定こども園等に移行する準備に必要な経費を支援
- 認定こども園等の園務の平準化に必要な経費を支援



2 幼児教育の質の向上のための研修支援

教育の質の向上を図るため、教職員を対象とした研修を支援



4 ICT環境整備の支援

幼児教育の質の向上に向け、教育に係る資料の電子化に必要なICT環境の整備に係る費用を支援



- 1 幼稚園、幼稚園型認定こども園、
幼保連携型認定こども園

対象
校種

- 2 幼稚園・認定こども園・保育所の教職員
- 3 幼稚園、幼稚園型認定こども園
- 4 幼稚園、幼稚園型認定こども園、
幼保連携型認定こども園

実施
主体

都道府県

- 1 物品等の購入費 等
- 2 研修参加費
- 3 事務職員雇用費 等
- 4 端末・システム導入費 等

対象
経費

補助
割合

国 1 / 2 等

私立幼稚園施設整備費補助金

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

23億円 + 事項要求
5億円)



現状・課題・事業内容

緊急の課題となっている**国土強靱化**の取組を推進する園舎や外壁等の非構造部材の**耐震対策**、子どもの命を守る**防犯対策**、徹底した**省エネルギー**の推進に向けた**工口改修**等の施設整備に要する経費に対する補助を実施する。また、**子育て支援**の更なる充実を図るため**預かり保育**などに幼稚園として取り組みのために必要な環境整備を促進する。

令和4年度第2次補正予算額 17億円

1	耐震補強工事	…	耐震補強、非構造部材の耐震対策、耐震診断、防災機能強化
2a	防犯対策	…	門・フェンス・防犯監視システム等の設置工事
2b	特別防犯対策	…	防犯カメラ・オートロックシステム・非常通報装置等を含めた防犯対策整備 (R5-R7：補助率の嵩上げ1/3→1/2による促進)
3	新築・増築・改築等事業	…	新築、増築、耐震改築、その他危険建物の改築
4	アスベスト等対策工事	…	吹き付けアスベストの除去等
5	屋外教育環境整備	…	アスレチック遊具、屋外ステージ、防音壁等の整備
6	工口改修	…	太陽光発電、省エネ型設備等の設置・改修
7	内部改修工事	…	預かり保育等のための園舎の改修（間仕切り設置、空き教室の空調整備等）
8	バリアフリー化工事	…	スロープの設置、トイレのバリアフリー化等



対象 校種	私立の幼稚園	補助 割合	国1/3、事業者2/3 ※地震による倒壊等の危険性が高い施設の 耐震改築 ・補強 国1/2、事業者1/2
実施 主体	事業者（学校設置者）	対象 経費	工事費、実施設計費、耐震診断費等

6. 現代的健康課題に対応するための健康教育の推進

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

947百万円
660百万円)

1. 要 旨

複雑化・多様化する児童生徒等の現代的健康課題に対応するため、子供の心身の健康の保持増進等を担う養護教諭等の業務支援の充実や、学校健康診断情報の本人・保護者への提供の電子化（PHR）の推進、外部講師を活用した教育活動の支援、学校給食における地場産物・有機農産物の使用促進、栄養教諭による食の指導に関する指導支援等の取組を通じて健康教育を一層推進する。

2. 内 容

(1) 学校保健の推進

793百万円（571百万円）

① 学校保健推進体制支援事業

181百万円（44百万円）

複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童生徒等に対し、よりきめ細かな支援を実施するため、養護教諭等を支援する体制を強化することが課題となっていることを踏まえ、都道府県・指定都市が実施する、経験豊富な退職養護教諭等を学校に派遣し、繁忙期や研修時等の体制強化を図る事業に対し、その経費の一部を補助する。

- ・対象校種：公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
- ・補助率 1／3

② 学校健康診断情報のPHRへの活用推進事業

356百万円（320百万円）

政府全体のPHR（Personal Health Record）推進の方針を踏まえ、令和5年度までに実施した実証研究や導入マニュアル等を活用しつつ、学校健診のPHR実現に向け、学校健診情報を本人へ電子的に提供できる推進体制の構築のため、ヘルプデスク設置やアドバイザー派遣等の伴走型支援等を行う。

③ 外部講師を活用したがん教育等現代的な健康課題理解増進事業

47百万円（32百万円）

地域におけるがん教育の取組の成果について、全国への普及を図るとともに、併せて、がんや生活習慣病、心の健康等に関する学習を通じて、自身の生活行動を改善する力を育み、また、がんや難病、てんかん、精神疾患、摂食障害など、様々な病気を抱える人々への共感的な理解を深め、さらには、そうした人々と共に生きる社会づくりに向けて、献血への理解など社会に貢献する意欲や態度を養うため、地域の実情に応じた外部講師を活用した教育活動を支援する。

④ 換気対策支援事業

112 百万円（新規）

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後においても、適切な換気の確保等の対策を講じることは重要であるため、各学校が実施する効果的な換気対策に係る取組等を支援する。

- ・対象校種：国公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
- ・補助率：公立・私立：1/2 国立：10/10

⑤ 日本学校保健会補助

81 百万円（68 百万円）

学校保健のセンター的機関である日本学校保健会において、近視、アレルギー、感染症などの学校保健の重要問題に関する普及指導・調査研究・健康増進事業を実施。

等

(2) 学校給食・食育の充実

154 百万円（89 百万円）

◆学校給食の改善充実に向けた支援事業

① 学校給食地場産物・有機農産物使用促進事業

43 百万円（45 百万円）

第4次食育推進基本計画の目標ともなっている、学校給食における地場産物の活用を一層促進する観点から、地場産物の活用に当たっての課題解決に向けた支援に加え、令和6年度においては、みどりの食料システムの確立に向け、学校給食への有機農産物の活用やそれを通じた環境負荷低減に係る理解を促す食育の実施が求められていることに鑑み、有機農産物を活用する際の課題解決に向けた支援を拡充。

- ・対象校種 公立義務教育諸学校
- ・補助率 1 / 3

② 学校給食に関する衛生管理の調査・指導等

17 百万円（17 百万円）

各都道府県教育委員会の学校給食の衛生管理に関する指導者に対して文部科学省が衛生管理に係る研修を実施するとともに、当該指導者を各都道府県が学校給食施設に派遣し、衛生管理の改善指導を実施する。

③ 学校給食の改善充実に関する調査研究

61 百万円（新規）

学校給食のより一層の充実を図るため、①食品ロス削減に資する効率的で安定的な食材の調達方法・契約の在り方や、②各地域における学校給食の運営の在り方等について、調査研究を行う。

◆食の指導改善充実事業

① 食に関する健康課題対策支援事業

27 百万円（27 百万円）

栄養教諭の食に関する個別指導力を一層向上させるため、個別指導の重要性や手法等についての研修会を実施するほか、個別指導の経験豊富な専門家等を学校に派遣し、必要とされる資質・能力を身につけられるよう、栄養教諭に対して指導・助言を行う。

② 食の指導改善充実に向けた検討

6 百万円（新規）

食品ロス、食品の安全性、環境問題など、食に関する現代的な課題を踏まえた食に関する指導が行えるよう、児童生徒用教材の改訂を行うとともに、検討委員会を設置し、食に関する指導の評価の在り方について検討を行う。

現代的健康課題に対応するための健康教育の推進

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

9億円
7億円



文部科学省

複雑化・多様化する児童生徒等の現代的健康課題に対応するため、外部講師を活用した理解増進や、子供の心身の健康の保持増進を担う養護教諭等の業務支援の充実、学校健康診断情報の本人への提供の電子化（PHR）の推進、学校給食における地場産物・有機農産物の使用促進、栄養教育による食に関する指導支援等の取組を通じて健康教育を一層推進する。

概要

1. 学校保健の推進 793百万円 (571百万円)

① 学校保健推進体制支援事業

- 地方公共団体が、学校に経験豊富な退職養護教諭・栄養教諭等を派遣し、児童生徒等に対するきめ細かな支援の充実を図る事業（繁忙期や研修時等の体制強化のための派遣）に必要な経費を補助する
対象校種：公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等 補助率：1/3



181百万円 (44百万円)

② 学校健康診断情報のPHRへの活用推進事業

- 政府全体のPHR（Personal Health Record）推進の方針を踏まえ、学校健診のPHR実現に向け、学校健診情報を本人へ電子的に提供できる推進体制の構築のため、ヘルプデスク設置やアドバイザー派遣等の伴走型支援等を行う
【委託先：1団体（民間団体等）】

356百万円 (320百万円)

③ 外部講師を活用したがん教育等現代的な健康課題理解増進事業

- 地域におけるがん教育の取組の成果について、全国への普及を図る。併せて、がんや生活習慣病、心の健康等に関する学習を通じて、自身の生活行動を改善する力を育み、また、がんや難病、てんかん、精神疾患、摂食障害など、様々な病気を抱える人々への共感的な理解を深め、さらには、そうした人々と共に生きる社会づくりに向けて、献血への理解など社会に貢献する意欲や態度を養うため、地域の実情に応じた外部講師を活用した教育活動を支援する【委託先：1団体（民間団体等）】

47百万円 (32百万円)

④ 換気対策支援事業

- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後においても、適切な換気の確保等の対策を講じることは重要であるため、各学校が実施する効果的な換気対策に係る取組等を支援する
対象校種：国公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
補助率：公立・私立：1/2 国立：10/10

112百万円 (新規)

⑤ 日本学校保健会補助

- 学校保健のセンター的機能である日本学校保健会において、近視、アレルギー、感染症などの学校保健の重要問題に関する普及指導・調査研究・健康増進事業を実施

81百万円 (68百万円)

2. 学校給食・食育の充実 154百万円 (89百万円)

① 学校給食の改善充実に向けた支援事業

- <<学校給食地場産物・有機農産物使用促進事業>>
● 学校給食における地場産物・有機農産物の使用に当たっての課題解決支援として、関係者による協議会の設置、調理に必要な備品の購入、生産者等との連携等の必要な経費を補助する
対象校種：公立義務教育諸学校 補助率：1/3
- <<学校給食に関する衛生管理の調査・指導等>>
● 各都道府県教育委員会の学校給食の衛生管理に関する指導者に対して研修を実施するとともに、当該指導者を学校給食施設に派遣して衛生管理の改善指導を実施する



43百万円 (45百万円)

17百万円 (17百万円)

② 食の指導改善充実事業

- <<食の指導改善充実に関する調査研究>>
● 学校給食のより一層の充実を図るため、①食品ロス削減に資する効果率的で安定的な食材の調達方法・契約の在り方や、②各地域における学校給食の運営の在り方等について、調査研究を行う【委託先：2団体（民間団体等）】
- <<食に関する健康課題対策支援事業>>
● 児童生徒の食物アレルギーや、肥満・痩身等の食に関する健康上の諸課題が多様化する中、個々の課題へのきめ細かな対応が求められることから、栄養教諭による個別指導の充実をより一層図るため、研修会を実施するほか、指導者を学校に派遣し、栄養教諭に対し指導・助言を行う【委託先：1団体（民間団体等）】

61百万円 (新規)

27百万円 (27百万円)

③ 食の指導改善充実に向けた検討

- 学校における食育のより一層の充実を図るため、食の指導で使用する児童生徒用教材の更新を行うとともに、食の指導の評価の在り方について検討を行う

6百万円 (新規)



※公立学校の給食施設整備については、学校施設環境改善交付金（令和6年度要求・要望額 2,097億円＋事項要求）の内数で別途計上

等

(担当：初等中等教育局健康教育・食育課)

7. 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校、いじめ対策等の推進

令和6年度要求・要望額	11,531百万円
(前年度予算額)	8,619百万円)
[参考：復興特別会計]	1,503百万円]

1. 要 旨

近年、いじめの重大事態の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数等の増加傾向や、不登校が長期化しているにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が4.6万人に上るなど、様々な困難を抱える児童生徒等に対する支援が喫緊の課題となっている。

そのため、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）や「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月閣議決定）等に基づき、こども家庭庁等の関係機関とも連携を図りながら、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等を推進する。

2. 内 容

◆ いじめ対策・不登校支援等総合推進事業 11,436百万円（8,544百万円）

（1）専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等

10,071百万円（8,461百万円）

①不登校児童生徒に対する支援推進事業〔補助率1／3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市・中核市等〕

不登校特例校（※）の設置促進等や学校内外の教育支援センターの整備等不登校児童生徒の多様な学びを支援。

※名称変更予定

- ・不登校特例校について、設置準備に加え、設置後の運営支援
- ・校内教育支援センター（SSR）の設置促進
- ・在籍校とつないだり、自宅にいる児童生徒・保護者へ学習・相談支援を行うための教育支援センターのICT環境の整備
- ・教育支援センターにおける多様な相談・支援体制の強化等（中核市を対象に追加）

②スクールカウンセラーの配置充実〔補助率1／3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市、中核市〕

- ・スクールカウンセラーの全公立小中学校への配置（27,500校）
- ・課題を抱える学校への重点配置（7,800校）
- ・より課題を抱える重点配置校の配置時間充実（2,000校）（新規）
- ・オンライン活用拠点（67箇所）

- ・不登校特例校への配置充実（週5日）（24校）（新規）
- ・中核市を対象に追加 等

③スクールソーシャルワーカーの配置充実〔補助率1／3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市、中核市〕

- ・スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置（10,000中学校区）
- ・課題を抱える学校への重点配置（10,000校）
- ・より課題を抱える重点配置校の配置時間充実（2,000校）（新規）
- ・オンライン活用拠点（67箇所）
- ・不登校特例校への配置充実（週5日）（24校）（新規） 等

④24時間子供SOSダイヤル〔補助率1／3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市〕

いじめ等を含む子供のSOSを受け止めるための通話料無料の電話相談の実施。

⑤SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援〔補助率1／3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市〕

いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対するSNS等を活用した相談体制の整備を図る。

⑥幅広い外部専門家を活用していじめ問題等を調整・支援する取組の推進

〔補助率1／3〕〔補助事業者：都道府県、政令指定都市〕

インターネットを通じて行われるいじめ問題等に対応するための学校ネットパトロールへの支援。

(2) いじめ対策・不登校支援等推進事業 1,323百万円(50百万円)

①いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究

- ・1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入推進（全都道府県・政令指定都市等）（新規）
 - ・保護者への相談支援やアウトリーチ等の地域の総合的拠点機能形成（全都道府県・政令指定都市）（新規）
 - ・自殺予防教育の指導モデル開発（新規）
 - ・いじめ重大事態調査の運用改善に向けた調査研究（新規）
 - ・心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの開発（新規）
- 等

②スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究

◆ 夜間中学の設置促進・充実

95 百万円(75 百万円)

平成 28 年 12 月に成立した教育機会確保法及び教育振興基本計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）等を踏まえ、①夜間中学の新設・運営補助、②既設の夜間中学における教育活動の充実を図ること等により、夜間中学における就学機会の提供を推進する。

（参考：復興特別会計）

◇緊急スクールカウンセラー等活用事業 1,503 百万円(1,572 百万円)

被災した児童生徒等の心のケアや、教職員等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援。

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等の推進



令和6年度要求・要望額 114億円
 (前年度予算額 85億円)

文部科学省

背景・課題

○ 近年、いじめの重大事態の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数が増加傾向にあり、また、不登校が長期化しているにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・支援を受けていない小・中学生が4.6万人に上るなど、様々な困難を抱える児童生徒等に対する支援が喫緊の課題。

目標

○ 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）や「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月閣議決定）等に基づき、こども家庭庁等の関係機関とも連携を図りながら、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等を推進する。

文部科学省 < 令和6年度概算要求の概要 > 主に教育委員会を通じた対応

専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等
 10,071百万円 (8,461百万円)

- ① **不登校児童生徒の学びの場の確保の推進**
 - ・ **不登校特例校** (※) の設置準備に加え、新たに**設置後の運営支援**
※名称変更予定 (設置準備：20校、設置後：10校) 【拡充】
 - ・ **校内教育支援センター (SSR) の設置促進** (3,600校) 【新規】
 - ・ 在籍校とつないだり、自宅にいる児童生徒・保護者へ学習・相談支援を行うための **教育支援センターのICT環境の整備** (600ヶ所) 【新規】
 - ・ 教育支援センターにおける多様な相談・支援体制の強化等 (中核市を追加) 【拡充】



- ② **スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実**
 - ・ SCの配置 (全公立小中学校 27,500校、週4時間)
 - ・ SSWの配置 (全中学校区 10,000校、週3時間)
 - ・ **重点配置校数の拡充** (SC:7,200→7,800校、週8時間) (SSW:9,000→10,000校、週6時間) 【拡充】



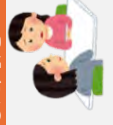
- ・ 上記のうち、より課題を抱える重点配置校の**配置時間充実** (SC・SSW:2,000校、週2日8時間) 【新規】
- ・ **不登校特例校におけるSC・SSWの配置充実** (週5日) 【新規】
- ・ オンラインを活用した広域的な支援体制整備 (全都道府県・政令指定都市)

③ **SNS等を活用した教育相談体制の整備推進**

- ・ **いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議**
- ・ **いじめ重大事態の情報共有**
- ・ **誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部**



- ・ **こども家庭庁** 主に**首長部局を通じた対応**
- ・ 学校外からのいじめ解消アプローチ
- ・ いじめ調査アドバイザー
- ・ こどもの多様な居場所づくり 等



いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究【委託】
 1,323百万円 (50百万円)

- ① **いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究**
 - ・ **1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入推進** 【新規】
(全都道府県・指定都市等)
 - ・ 保護者への相談支援やアウトリーチ等の**地域の総合的拠点機能形成** 【新規】
(全都道府県・指定都市)
 - ・ **自殺予防教育の指導モデル開発** 【新規】
 - ・ いじめ重大事態調査の運用改善に向けた調査研究 【新規】
 - ・ 心理・福祉に関する**教職員向けの研修プログラム**の開発 【新規】
 - ・ 経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援の在り方に関する調査研究
- ② **スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究**

【関連施策】

- ▶ 公立学校施設の整備、私立学校施設・設備の整備の推進
- ▶ 不登校児童生徒個々の実情に対応するために必要な支援に係る教員の加配措置
- ▶ 学習指導員等の配置
- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置 (私立) 私立高等学校等経常費助成費補助金 (特別補助)
- ▶ 養護教諭等の業務支援体制の充実
- ▶ 夜間中学の設置促進・充実
- ▶ 高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究
- ▶ 各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業

(担当：初等中等教育局児童生徒課)

不登校対策COCOLOプラン関連事業

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

115億円
86億円

※内数を除く



文部科学省

背景・課題

- ・不登校児童生徒は9年連続増加（令和3年度の小・中・高等学校の不登校児童生徒数：約30万人）しており、憂慮すべき状況。
- ・90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が4.6万人存在。
- ・令和5年3月、文部科学大臣の下、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を発表。
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2023」においても「不登校特別校や学校内外の教育支援センターの全国的な設置促進・機能強化」等を明記。

不登校の児童生徒全ての
学びの場を確保し、
学びたいと思った時に学べる
環境を整えます。

1



60

- ・不登校特別校（※）の設置促進 3億円（1億円） ※名称変更予定
- ・不登校特別校の設置準備に加え、新たに設置後の運営支援(設置準備:20箇所、設置後:10箇所)【拡充】
- ・SC・SSWの配置充実(週5日)【新規】
- ・廃校や余剰教室等の既存施設を改修して活用する場合の支援メニューの創設【新規】 2,097億円+事項要求の内数

校内教育支援センター（スペシャリストチーム）の設置促進 5億円

- ・校内教育支援センター（SSR）の設置促進【新規】
- ・学習指導員等の配置充実【拡充】 45億円の内数（36億円の内数）

教育支援センターのオンライン体制・アウトリーチ機能の強化 8億円

- ・在籍校とつながり、自宅にいる児童生徒・保護者へ学習・相談支援を行うための教育支援センターのICT環境の整備【新規】
- ・保護者への相談支援やアウトリーチ等の地域の総合的拠点機能形成（全都道府県・指定都市）【新規】



多様な学びの場、居場所を確保等

- ・関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置【拡充】
- ・不登校児童生徒支援協議会等の設置及び教職員研修会等の実施【拡充】
- ・夜間中学の設置準備・運営支援及び教育活動の充実【拡充】
- ・高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究【拡充】 1.1億円の内数(0.8億円の内数)
- ・各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業【新規】 2億円の内数

心の小さなSOSを見逃さず、
「チーム学校」で支援します。

2



1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見を推進 6億円

- ・1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入推進（全都道府県・指定都市等）【新規】

「チーム学校」による早期支援を推進 90億円（82億円）

- ・SC・SSWの配置及び重点配置校数の拡充、より課題を抱える学校の配置時間充実【新規】
- ・一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援
- ・SC・SSWの配置（再掲）、保護者学習会等の実施を支援【拡充】



学校の風土の「見える化」を
通して、学校を「みんなが安
心して学べる」場所にします。

3

学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善（子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現）

- ・校内教育支援センターの設置促進及び学習指導員等の配置充実（再掲）
- ・快速で温かみのある学校としての環境整備
- ・公立小・中学校等の施設整備を行う自治体に対し、その一部を支援 2,097億円+事項要求の内数（687億円の内数）



(担当：初等中等教育局児童生徒課)

いじめ防止・不登校対策関係予算（文部科学省・こども家庭庁）

- いじめを政府全体の課題として捉え直し、令和4年11月に設置された「いじめ防止対策推進法」に基づき、関係府省連絡会議の下、関係府省庁間の連携を強化。文部科学省は教育委員会-学校を通じた対策の充実を図り、こども家庭庁は新たに学校外からの対策を講じ、社会全体でのいじめ防止対策を一体的に推進。
- 不登校対策についても、文部科学省において、不登校特例校（※）の設置準備及び運営支援や校内教育支援センターの設置促進を図るとともに、こども家庭庁において、こどもの居場所づくりやこども家庭センターと教育支援センターの連携強化等を図る。
※名称変更予定

概要

「こどもまんなか」の発想で

社会総がかりのいじめ防止対策を推進・誰一人取り残されない学びの保証を推進

文部科学省

1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進

635百万円（新規）

- ・ 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入推進

いじめ重大事態調査の運用改善に向けた調査研究

1,323百万円の内数（新規）

- ・ 重大事態調査の運用改善・体制整備のあり方を検討

教育相談体制の充実

10,071百万円の内数（8,461百万円の内数）

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実
- ・ SNS等を活用した教育相談体制の整備推進

不登校児童生徒に対する教育機会の確保

1,745百万円（257百万円）

- ・ 不登校特例校（※）の設置準備及び運営支援 ※名称変更予定
- ・ 校内教育支援センター（SSR）の設置促進
- ・ 教育支援センターのオンライン体制・アウトリーチ機能の強化

いじめ重大事態に係る教育委員会等への指導助言

- ・ 重大事態報告等を踏まえた指導助言（非予算）

こども家庭庁

学校外からのいじめ解消アプローチの

開発・実証 205百万円（197百万円）

- ・ 各自自治体の首長部局（実証地域）と連携し、いじめの相談から解消まで関与する手法等を開発・実証
- ・ 民間事業者等に、実証地域への専門的助言や効果検証の伴走支援等を委託 等

いじめ調査アドバイザーの任命・活用

4.9百万円（3.5百万円）

- ・ 学識経験者等の専門家が重大事態調査を立ち上げる自治体に対し、第三者性確保等の観点から助言する 等

こどもの多様な居場所づくり

370百万円＋事項要求（R4年度2次補正150百万円）

- ・ すべてのこどもが多様な居場所をもつことができるよう、自治体の取組等を支援

主に首長部局
を通じた対応

学校外からの対策

学校における対策

主に教委・学校
を通じた対応

- ・ いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議

- ・ いじめ重大事態の情報共有

- ・ 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部

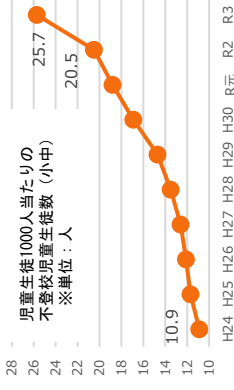
など

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

令和6年度要求・要望額 90億円
 (前年度予算額 82億円) 文部科学省

- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から9年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。
- ◆ さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2023」等を踏まえ、不登校、重大ないじめ・自殺への組織的な早期対応等に向けた相談体制の充実も課題。



スクールカウンセラー等活用事業

令和6年度概算要求・要望額 6,291百万円(前年度予算額 5,889百万円)
 事業開始年度: H7～(委託)、H13～(補助)

- ・ 負担割合: 国1/3、都道府県・政令指定都市・中核市 2/3
- ・ 実施主体: 都道府県・政令指定都市・中核市 ※実施主体に「中核市」を追加
- ・ 補助対象経費: 報酬・期末手当、交通費等
- ・ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者
 ⇒ 児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ・ 公認心理師、臨床心理士等

基礎となる配置 : 全公立小中学校に対する配置 : 27,500校 <週4時間>

重点配置 : 重点配置校 : 7,800校 (← 7,200校) <週8時間>

- > いじめ・不登校対策 : 3,500校 (← 2,900校)
 - > 虐待対策 : 2,000校
 - > 貧困対策 : 2,300校
- ※夜間中学への配置を含む

- より課題を抱える学校に対する連携支援体制強化のための配置時間の充実
 : 重点配置校のうち 2,000校 <週2日8時間> 【新規】

- ・ スーパーバイザー : 90人
- 不登校特例校 (名称変更予定) : 24箇所 <週5日8時間> 【新規】
- ・ 教育支援センター : 250箇所
- ・ オンラインによる広域的な支援 : 67箇所
- ・ 中学・高校における自殺予防教育の実施 ※支援対象に高校を追加

- SC配置以外の支援
- ・ SNS等を活用した相談のための相談員の配置
 - ・ 「24時間子供SOS電話ダイヤル」の相談員の配置
 - ・ 専門性向上のための研修・連絡協議会の開催に係る経費の支援



スクールソーシャルワーカー活用事業

令和6年度概算要求・要望額 2,659百万円(前年度予算額 2,313百万円)
 事業開始年度: H20～(委託)、H21～(補助)

- ・ 負担割合: 国1/3、都道府県・政令指定都市・中核市 2/3
- ・ 実施主体: 都道府県・政令指定都市・中核市
- ・ 補助対象経費: 報酬・期末手当、交通費等
- ・ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者
 ⇒ 児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ・ 社会福祉士、精神保健福祉士等

全中学校区に対する配置 : 10,000校 <週3時間>

重点配置校 : 重点配置校 : 10,000校 (← 9,000校) <週6時間>

- > いじめ・不登校対策 : 4,000校 (← 3,000校)
 - > 虐待対策 : 2,500校
 - > 貧困対策 : 3,500校
- ※夜間中学・ヤングケアラー支援への配置を含む

- より課題を抱える学校に対する連携支援体制強化のための配置時間の充実
 : 重点配置校のうち 2,000校 <週2日8時間> 【新規】

- ・ スーパーバイザー : 90人
- 不登校特例校 (名称変更予定) : 24箇所 <週5日8時間> 【新規】
- ・ 教育支援センター : 250箇所
- ・ オンラインによる広域的な支援 : 67箇所

(担当: 初等中等教育局児童生徒課)

夜間中学の設置促進・充実

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

1.0(億円)
0.8(億円)



文部科学省

背景

全国には未就学者が少なくとも約9.4万人、最終卒業学校が小学校の者が約80.4万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加（令和3年度は約25万人）。さらに、出入国管理法の改正により、外国人の数が増加。

⇒義務教育を実質的に受ける機会がなかった方にとって、夜間中学がますます重要な役割を果たす。

(参考：夜間中学の設置状況)

令和2年度に1校、令和3年度に2校、令和4年度に4校、令和5年度に4校が新設され、令和5年4月時点で、11都道府県・12指定都市に44校が設置されている。そのうち2校は、不登校特別校を併設。

目的・目標

教育機会確保法等（※1）に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、以下を進める。

（※1）平成28年12月に「教育機会確保法」が成立。「教育振興基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2023」等で全都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学設置を指すこととしている。

- ・都道府県、指定都市等における夜間中学の設置促進
- ・教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用
- ・多様な生徒に対応するための夜間中学の教育活動の充実

夜間中学のさらなる設置促進

① 夜間中学新設準備・運営支援（補助事業等） 76百万円

◆ 新設準備・運営支援

夜間中学新設準備に伴う協議会等の設置、コーデイネーターの雇用、ニーズ調査実施、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費について、最大5年間措置。

◆ 広報活動

教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。（文部科学省直接執行予算）

補助割合

新設準備 2年間：1 / 3 ※上限400万円
開設後 3年間：1 / 3 ※上限250万円

補助対象経費

諸謝金（報償費を含む。）、報酬、旅費、借損料、消耗品費、印刷製本費、図書購入費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、備品費、保険料、委託費

【関連施策】

- ▶ 不登校特別校の設置促進及び教育活動の充実
- ▶ 公立学校施設の整備
- ▶ 学びや生活に関する課題への対応のための教員の加配措置
- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

夜間中学の教育活動の充実

② 夜間中学における教育活動充実（委託事業） 19百万円

夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備等の在り方を検証。

- ✓ ICTの活用等を含めた高齢者や外国人向けのカリキュラム開発
- ✓ 不登校経験者支援のための相談体制の整備
- ✓ 他市町村の夜間中学や域内の昼間の中学校、近隣の定時制高校との連携
- ✓ 効果的な学校行事や校外活動等の在り方
- ✓ 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用 など

委託先

- ・夜間中学を有する都道府県、政令指定都市、市町村
- ・法人格を有する団体

委託対象経費

人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費（図書購入費を含む。）、会議費、通信運搬費、雑役務費（印刷製本費を含む。）、消費税相当額、一般管理費、再委託費

- ▶ 日本語の指導を含むきめ細かな指導の充実（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）
- ▶ 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進
- ▶ 外国人の子供の就学促進事業
- ▶ 多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）

(担当：初等中等教育局初等中等教育企画課)

緊急スクールカウンセラー等活用事業

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

15.0億円

15.7億円

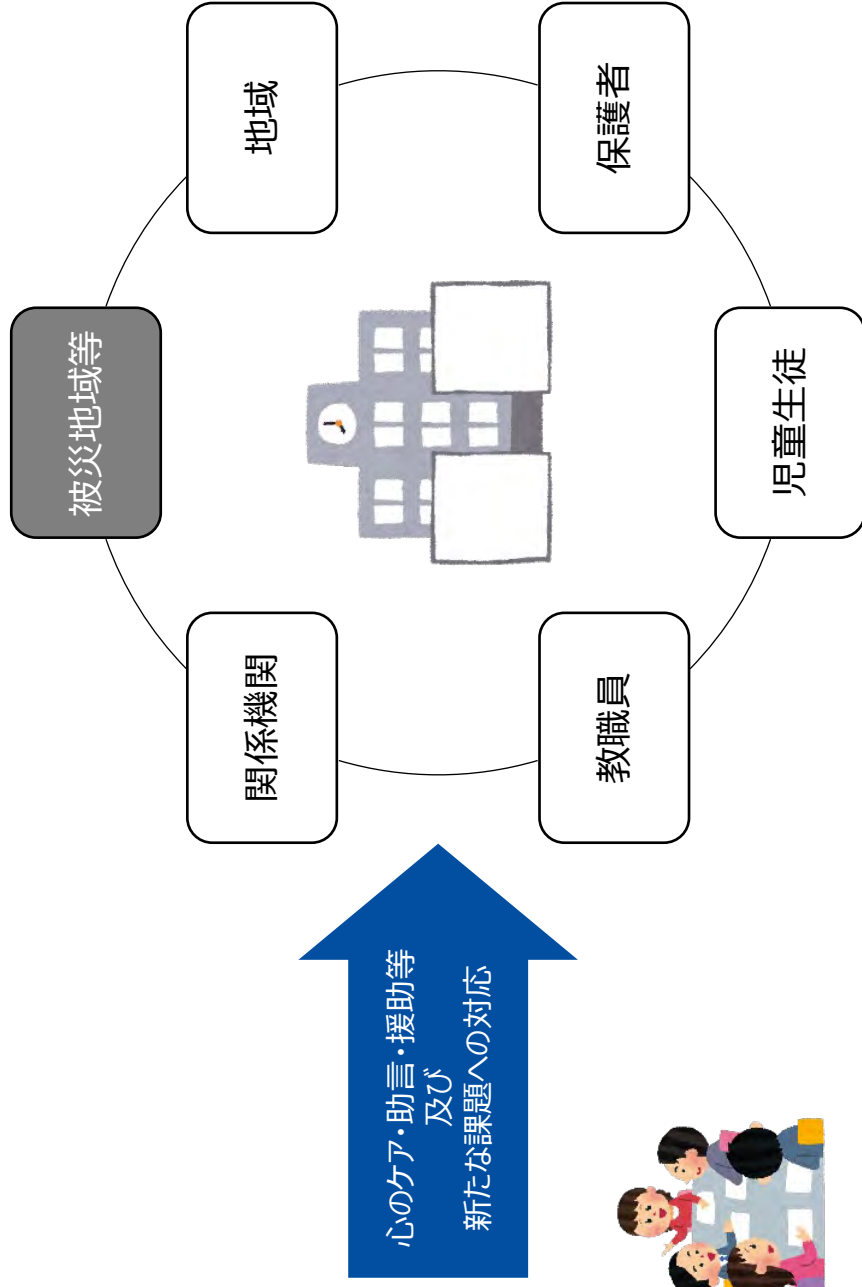


- 被災した児童生徒等の心のケアや、教職員等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援する。

※ 平成23～27年度は、委託費として実施。平成28年度からは、従来の委託費の方式を改め、新たに国庫補助の事業を創設するとともに、スクールカウンセラー等を学校等で活用するなど、被災した児童生徒等の心のケアに資する取組を中心とした事業としている。



- ・スクールカウンセラーの配置
公認心理師、臨床心理士、精神科医 等
- ・スクールソーシャルワーカーの配置
社会福祉士、精神保健福祉士 等
- ・心のケアに資するための支援活動事業



対象校種	小・中・高等学校等	実施主体	被災自治体
補助対象経費	報酬、期末手当等	補助割合	国 10 / 10

(担当：初等中等教育局児童生徒課)

8. 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

令和6年度要求・要望額 5,616百万円
(前年度予算額 4,114百万円)

1. 要 旨

障害のある児童生徒等の自立と社会参加を目指し、インクルーシブ教育システムの理念の充実を図るなど、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

2. 内 容

(1) インクルーシブ教育システムの理念の更なる実現

◆インクルーシブな学校運営モデル事業（新規）

100百万円

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築する。

- ・委託先：教育委員会、大学等
- ・箇所数：14箇所

(2) 医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

◆医療的ケア看護職員の配置〔補助率1/3〕（拡充）

4,726百万円（3,318百万円）

学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、自治体等による医療的ケア看護職員の配置（校外学習や登下校時の送迎車両への同乗を含む）を支援する。（3,740人分⇒4,550人分）

- ・実施主体：都道府県、市区町村、学校法人
- ・負担割合：国1/3、都道府県・市区町村・学校法人2/3

◆学校における医療的ケア実施体制の拡充事業（新規）

36百万円

①医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究

各自治体において保護者の付添いの状況等を分析し、保護者の負担軽減に関する調査研究を実施する。

- ・委託先：市区町村等
- ・箇所数：9箇所

②医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する調査研究

安定的な医療的ケア看護職員の確保等に向け、各自治体のこれまでの事業等における医療的ケア看護職員の配置の考え方を整理しつつ、配置方法等に関する調査研究を実施する。

- ・委託先：民間団体
- ・箇所数：1箇所

(3) ICTを活用した障害のある児童生徒等への支援

◆ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実(拡充)
136百万円(127百万円)

①ICT端末における著作教科書活用促進事業(新規)

文部科学省著作教科書(特別支援学校用)と連動したデジタル教材(動画資料等)を作成し、障害の特性に応じたICT端末の効果的な活用の在り方について研究を実施する。

- ・委託先:教育委員会、大学、民間団体
- ・箇所数:5箇所

②企業等と連携したICT人材育成のための指導の在り方に関する調査研究

企業等と連携して、将来の職業生活において求められるICT活用に係る知識や技能等を習得するために必要な指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究を実施する。

- ・委託先:教育委員会
- ・箇所数:3箇所

③病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究

病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業について、実施方法や評価方法等に関する調査研究を行い、効果的な方法等について調査・分析を実施する。

- ・委託先:教育委員会、民間団体
- ・箇所数:8箇所

◆教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト(拡充)

274百万円(263百万円)

発達障害や視覚障害等のある児童生徒が十分な教育を受けられる環境を整備するため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進等について実践的な調査研究等を実施する。

- ・委託先:大学、民間団体等
- ・箇所数:8箇所

(4) 特別支援教育の支援体制等の充実に資する施策

◆切れ目ない支援体制整備、外部専門家配置〔補助率1/3〕

165百万円(180百万円)

①切れ目ない支援体制整備

特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられるよう体制の整備を行う自治体等のスタートアップ(個別の教育支援計画等の活用、連携支援コーディネーター配置など)を支援する。

- ・実施主体:都道府県、市区町村、学校法人
- ・負担割合:国1/3、都道府県・市区町村・学校法人2/3

②外部専門家の配置

特別支援教育の充実に資するため、個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門家配置を支援する。

- ・実施主体:都道府県、市区町村、学校法人

・負担割合：国 1/3、都道府県・市区町村・学校法人 2/3

◆発達障害のある児童生徒等に対する支援事業

57 百万円（61 百万円）

①効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業

巡回指導を実施する自治体において、児童生徒にとって効果的かつ効率的な通級による指導の実施に向けたモデル構築を行い、全国的な普及を図る。

- ・委託先：教育委員会
- ・箇所数：8 箇所

②管理職をはじめとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築事業

各都道府県等に設置されている教育センター等と連携して特別支援教育に関する教員育成指標を作成し、管理職も含めた全ての教員が発達障害を含む特別支援教育を取り組んでいくための体制構築等に関する研究を行う。

- ・委託先：教育委員会
- ・箇所数：4 箇所

③発達障害のある児童生徒等に対する支援に関する家庭・教育・福祉の連携に関する調査研究事業

発達障害のある児童生徒等への支援においては、外部機関である福祉機関等との連携が重要であることから、学校や教育委員会と福祉関係機関等との連携について、実態の調査や好事例の収集及び整理などを行い、横展開を図ることで、先進事例の周知啓発を行う。

- ・委託先：民間団体
- ・箇所数：1 箇所

◆難聴児の早期支援充実のための連携体制構築事業

19 百万円（19 百万円）

特別支援学校（聴覚障害）を中核とした、難聴児に対する教育相談等の早期支援の充実に向けた体制構築に係る実践研究を行う。

- ・委託先：教育委員会
- ・箇所数：4 箇所

上記取組のほか、教科書等の作成や学習指導要領の周知・徹底、及び特別支援教育の理解啓発促進事業等に係る経費を計上。

《関連施策》

- ・通級による指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を着実に実施
- ・特別支援学校に関する施設整備について〔補助率 1 / 2（原則）〕、バリアフリー対策〔補助率 1 / 2（原則）〕への国庫補助
- ・学習者用端末の入出力支援装置の更新を実施

切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

56億円

4.1億円

文部科学省

障害のある児童生徒等の自立と社会参加を目指し、インクルーシブ教育システムの理念の充実を図るなど、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

インクルーシブ教育システムの理念の更なる実現

◆インクルーシブな学校運営モデル事業 100百万円(新規)

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、特別支援学校と小中高等学校のいづれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築

医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

◆医療的ケア看護職員の配置

4,726百万円 (3,318百万円) (拡充)
3,740人分 ⇒ 4,550人分 (+810人)

医療的ケア看護職員の配置(校外学習や登下校時の送迎車両への同乗を含む)を支援

◆学校における医療的ケア実施体制の拡充 36百万円(新規)

①医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究

保護者の付添いの状況等を分析し、保護者の負担軽減に関する調査研究を実施

②医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する調査研究

安定的な人材確保等に向け、これまでの配置の考え方を整理しつつ、配置方法等に関する調査研究を実施

ICTを活用した障害のある児童生徒等への支援

◆ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実 136百万円 (127百万円) (拡充)

①ICT端末における著作教科書活用促進事業(新規)

文部科学省著作教科書(特別支援学校用)と運動したデジタル教材(動画資料等)を作成し、障害の特性に合ったICT端末の効果的な活用の在り方について研究を実施

②企業等と連携したICT人材育成のための指導の在り方に関する調査研究

企業等と連携して、将来の職業生活において求められるICT活用に係る知識や技能等を習得するために必要な指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究を実施

③病氣療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究

病氣療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業について、実施方法や評価方法等に関する調査研究を行い、効果的な方法等について調査・分析を実施

◆教科書デジタルデータを活用した拡大教科書

教科書、音声教材等普及促進プロジェクト(※)

274百万円 (263百万円) (拡充)

発達障害や視覚障害等のある児童生徒の教育環境整備のため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効果的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進等の調査研究等を実施

特別支援教育の支援体制等の充実に資する施策

◆発達障害のある児童生徒等に対する支援

事業 57百万円 (61百万円)

効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業を実施

◆難聴児の早期支援充実のための連携体制構築

事業 19百万円 (19百万円)

特別支援学校(聴覚障害)を中核とした、難聴児に対する教育相談等の早期支援の充実に向けた体制構築の推進を実施

◆切れ目ない支援体制整備、外部専門

家の配置 165百万円 (180百万円)

自治体等の体制整備のスタートアップ、外部専門家の配置を支援

入出力支援装置の更新、特別支援教育就学奨励費、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金等を別途計上

(担当：初等中等教育局特別支援教育課
(※)について、初等中等教育局教科書課)

9. 道徳教育の充実

令和6年度要求・要望額	4,272百万円
(前年度予算額)	4,177百万円)

1. 要 旨

道徳教育は、児童生徒が自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としている。小学校・中学校では、「特別の教科 道徳」を要として、「考え、議論する道徳」へと質的な転換を図っており、令和3年度道徳教育実施状況調査結果では、教科化が目指した量的確保、質的転換の面で一定の成果が見られたところ。一方で、同調査においては、更なる授業改善や指導力向上、実践事例の見える化・共有化などの課題も見られており、引き続き道徳教育の更なる充実に向けた取組を行う。

また、高等学校では、生徒が、中学校までの道徳科の学習等を通じて深めた道徳的価値の理解を基に、主体的に社会の形成に参画する意欲・態度を身に付けることを目指しているが、現在、日本の高校生の社会課題への認識や社会参画の意識は諸外国と比較して低い状況にある。こうした状況を踏まえ、主体的に社会の形成に参画する意欲・態度の育成を図るため、生徒が自己の在り方生き方と一体不可分な課題を設定し、探究活動に取り組む「総合的な探究の時間」の質向上に向けた実証研究を行い、高等学校における道徳教育の充実を図る。

2. 内 容

○よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進等

(1) 道徳教育アーカイブの充実

道徳の「特別の教科」化の趣旨を踏まえ、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる授業動画をはじめ様々な情報を発信する「道徳教育アーカイブ」の充実を図ることで、教師の授業改善を支援する。

(2) 学校や地域等が抱える課題に応じた取組の支援

道徳の「特別の教科」化以降の各地域での実践的知見の見える化・共有化の促進、道徳科の授業改善に向けた指導や評価方法の研究・成果普及、道徳教育推進教師を中心とした実働する機能的な指導体制構築に向けた取組、家庭や地域社会との連携を図った道徳教育や地域教材の活用等を通じた地域の特色を生かした道徳教育の実践・成果普及等の取組を支援する。

(3) 「総合的な探究の時間」の質向上を通じた道徳教育の充実

道徳教育を通じた、未来を拓く主体性のある日本人の育成に向けて、高校「総合的な探究の時間」における、現代的な諸課題（人口減少社会、エネルギー・資源問題、国際平和など）に対する探究活動を発展・充実させるための実証研究を実施する。

(4) 道徳科の教科書の無償給与

小学校及び中学校の道徳科の教科書を無償給与する。

【連携重点施策】

- ・ いじめ対策・不登校支援等総合推進事業
- ・ 健全育成のための体験活動推進事業
- ・ 情報モラル教育推進事業
- ・ 道徳教育推進研修（独立行政法人教職員支援機構において実施）
- ・ 教員研修高度化推進支援事業

道徳教育の充実

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

43億円
42億円



背景・課題

- 平成27年3月に学習指導要領等を一部改正し、従前の「道徳の時間」を「**特別の教科 道徳**」（道徳科）として位置付け、平成30年度から小学校、令和元年度から中学校で**全面実施**。答えが一つではない道徳的な課題を自分自身の問題として捉え向き合う「**考え、議論する道徳**」へと**質的な転換**を図っている。
- 令和3年度道徳教育実施状況調査（「特別の教科」化以降初めて実施）の結果、教科化を受けた変化に係る肯定的回答が「教師の意識が高まった」97%、「授業時数を十分確保して指導」92.5%、「**話し合いや議論が活発になった**」86.9%など、「**特別の教科**」化が**目指した量的確保、質的転換の面で一定の成果**。
- 一方で、道徳教育の更なる充実に向けた課題として6割以上（都道府県・政令市では76%）の教育委員会が「**教師の指導力**」を挙げるなど、**指導力の維持・向上や研修機会等の充実が喫緊の課題**。道徳科のよりよい実施に向けて、**各種研修等の充実に加え、教科化以降の実践的知見の見える化・共有化を図る必要**。

1. よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進 2.7億円（2.7億円）

① 道徳教育アークライブの充実

道徳の「特別の教科」化の趣旨を踏まえ、「**考え、議論する道徳**」の授業づくりの参考となる**授業動画**をはじめ様々な情報を発信する「**道徳教育アークライブ**」の**充実を図ること**で、**教師の授業改善を支援**する。

また、(独)教職員支援機構(NITS)や各教育委員会等との相互の連携により活用促進、認知度向上を図る。



② 学校や地域等が抱える課題に応じた取組の支援

- 「特別の教科」化以降の**各地域での実践的知見の見える化・共有化**（地域アークライブ）
- 道徳科の授業改善に向けた指導や評価方法の研究・成果普及
- 道徳教育推進教師を中心とした実働する機能的な指導体制構築に向けた取組
- 家庭や地域社会との連携を図った道徳教育の実践・成果普及
- 地域教材の活用等を通じた地域の特色を生かした道徳教育の実践・成果普及 等

③ 「総合的な探究の時間」の質向上を通じた道徳教育の充実

道徳教育を通じた、未来を拓く主体性のある日本人の育成に向けて、高校「総合的な探究の時間」における、**自己の在り方生き方と一体不可分な課題に対する探究活動を発展・充実させるため、実証研究を実施**する。

- 日本社会が抱える現代的な諸課題をテーマとした実証モデルを創出。
- ✓ 学校と外部専門家、民間企業等との連携充実にため、連絡調整に係る支援を実施
- ✓ 生徒のフィールドワーク、インタビュー、実地体験等の直接的な体験活動について支援

委託先

- ・民間団体 (①)
- ・自治体、学校設置者 (②、③)

箇所数 単価

- ・1箇所 19百万円 (①)
- ・65箇所 4百万円/箇所 (②)
- ・5箇所 5百万円/箇所 (③)

2. 道徳科の教科書の無償給与（小・中学校分） 40億円（39億円）

小学校及び中学校の道徳科の教科書の無償給与を実施。

連携重点施策

- ◆ いじめ対策・不登校支援等総合推進事業
- ◆ 健全育成のための体験活動推進事業
- ◆ 情報モラル教育推進事業
- ◆ 道徳教育推進研修
- ◆ 教員研修高度化推進支援事業



全国の優れた実践事例・参考資料を集めた教師のためのWebサイト

道徳教育アーカイブ

文部科学省では、「特別の教科 道徳」の趣旨の実現を

図るため、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる

映像資料等を提供し、学校の取組を全力で支援します。



道徳教育アーカイブ

～「特別の教科 道徳」の全面実施～

<https://doutoku.mext.go.jp>

道徳教育アーカイブ



● 授業映像 ●



実際の授業の映像と授業者へのインタビューを通して、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる工夫のポイントを紹介。研修等においても活用しやすいように1事例20分程度の動画として編集している。「自分ならばこういう工夫をする」「この発問は効果的である」といったことを話し合ったり、検討したりするなど、様々な方法で活用いただくことを想定。

● 工夫事例(指導案) ●

各都道府県等で行われている道徳の授業の実践例(指導案)のうち、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となると考えられる事例を紹介。

● 授業で使える郷土教材 ●



教科書とあわせて、授業で活用できる郷土の伝統や文化、偉人などに関するものなど、各都道府県等で作成した地域の特色ある教材を紹介。

● いじめ防止を扱う実践事例 ●

道徳の授業における実践例に加え、特別活動(生徒会活動)で取り組む事例を含め、各都道府県で実際に行われている、いじめの防止に関する具体的な問題場面を取り扱った事例を紹介。

● 教育委員会作成指導資料 ●



各都道府県等の教育委員会が、教師向けに独自で作成した道徳教育のポイント等をまとめた指導資料や実践資料集等を掲載。

● 道徳教育を知るための資料 ●

道徳教育を知るための基礎資料として、道徳の「特別の教科」化の経緯に関する資料、学習指導要領解説や研修用資料、道徳教育実施状況調査の結果及び結果のポイントについての教科調査官による解説動画などを掲載。

● 文部科学省作成資料 ●



「私たちの道徳」や「心のノート」等、これまで文部科学省において作成してきた教材をまとめて掲載。

10. 子供の体験活動の推進

令和6年度要求・要望額	132百万円
(前年度予算額)	108百万円)

1. 要 旨

子供たちの豊かな成長に欠かせない、自然体験、農山漁村体験、文化芸術体験など様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むとともに、自己有用感を高め、自らの役割を意識させるなど一人一人のキャリア発達を促す。

2. 内 容

- (1) 健全育成のための体験活動推進事業 120百万円(99百万円)
(学校を核とした地域力強化プランの一部)

【総合教育政策局に計上】〔補助率1/3〕

宿泊体験事業

- ・小学校、中学校、高等学校等における取組(322校)
- ・学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組(134地域)
- ・教育支援センター等における体験活動の取組(134地域)

※上記について、学校教育の役割の回復に向けた体験活動機会の確保のための追加支援(47校(地域))

- (2) 小・中・高等学校等における起業体験推進事業【後掲】

12百万円(9百万円)

(将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育むキャリア教育推進事業の一部)

小・中・高等学校等において、児童生徒のチャレンジ精神や、情報収集・分析力、コミュニケーション力等、これからの時代に求められる起業家精神及び起業家的資質・能力の育成を目指した起業体験活動を行うモデルを構築し、全国への普及を図る。

《関連施策》

○補習等のための指導員等派遣事業

- ・公立学校における体験活動の実施をサポートする人材の配置について支援〔補助率1/3〕

健全育成のための体験活動推進事業

令和6年度要求・要望額

120百万円

(前年度予算額)

99百万円)



文部科学省

事業目的

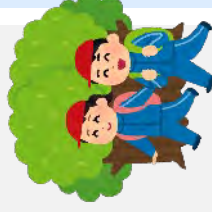
- 子どもたちの豊かな成長に欠かせない、自然体験、農山漁村体験、文化芸術体験などの様々な体験活動を、引き続き着実に支援。
- 学校とより広いコミュニティが相互に連携・協働する活動としての体験活動の充実することで、自己肯定感や協調性など、児童生徒のウェルビーイングの向上を図る。

事業概要

学校等における宿泊体験活動の取組に対する着実な支援

(1) 宿泊体験事業

- ①小学校、中学校、高等学校等における取組
 - ・学校教育活動における2泊3日以上の宿泊体験活動の取組に対する事業費の補助
- ②学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組
 - ・教育委員会が主催する夏休み期間中等に希望者を募って行う取組に対する事業費の補助
 - ・農山漁村体験活動をこれまで実施していない高等学校等の取組に対する事業費の補助
- ③教育支援センター等における体験活動の取組
 - ・教育委員会が主催する教育支援センター等における取組に対する事業費の補助



(2) 体験活動推進協議会（各都道府県・市区町村）

- ・各都道府県・市区町村において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について協議を行ったり、好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図るために開催する協議会への補助

学校教育の役割の回復に向けた体験活動機会の確保

上記(1)①～③及び(2)について、それぞれを追加支援

- ・感染症の影響で十全には発揮されなかった学校教育の役割の回復に向けて、学校とより広いコミュニティが相互に連携・協働する活動の推進により各種体験活動の実施を支援し、協働的な学びを支援するとともに、各地域での交流・活性化を図る。

対象校種

小・中・高等学校等

実施主体

都道府県・市区町村

補助対象経費

諸謝金、旅費等

補助割合

国 1 / 3

経済財政運営と改革の基本方針2023

(R5.6.16閣議決定)
『豊かな感性や創造性を育む文化芸術、スポーツ、自然等の体験活動や（略）を推進する。』

教育振興基本計画

(R5.6.16閣議決定)
『〇体験活動・交流活動の充実
・新型コロナウイルスの影響などにより減少した青少年の体験活動の機会の充実のため、地域・企業・青少年教育団体・学校等の連携により、学校や青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動など様々な体験活動の充実に取り組む（略）。
・異なる組織や集団の境界を越えた交流活動の機会充実のため、様々な体験・交流活動（自然体験活動、農山漁村体験活動、国際交流活動、地域間交流活動等）の充実に取り組む。』

まち・ひと・しごと創生基本方針2021

(R3.6.18閣議決定)
『子どもの生きる力を育むとともに、将来の地方へのUIJタンの基礎を形成するため、農山漁村体験に参加する学校等（送り側）や体験の実施地域である農山漁村（受入側）を支援する』

(担当：初等中等教育局児童生徒課)

1.1. キャリア教育・職業教育の充実

令和6年度要求・要望額	381百万円
(前年度予算額)	270百万円)

1. 要 旨

小学校からの起業体験や中学校の職場体験活動、高校におけるインターンシップ等のキャリア教育を推進するとともに、専門高校においては、最先端の職業人材育成のさらなる推進を図る。

2. 内 容

(1) 将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育むキャリア教育推進事業
28百万円(18百万円)

① キャリア教育の普及・啓発

キャリア教育推進連携シンポジウムの開催等

② 小・中・高等学校等における起業体験推進事業

小・中・高等学校等において、児童生徒のチャレンジ精神や、情報収集・分析力、コミュニケーション力等、これからの時代に求められる起業家精神及び起業家的資質・能力の育成を目指した起業体験活動を行うモデルを構築し、全国への普及を図る。

③ 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

(学校を核とした地域力強化プランの一部)

【総合教育政策局に計上】〔補助率1/3〕

「キャリアプランニングスーパーバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元就職し地域を担う人材を育成する。

(2) マイスター・ハイスクール(次世代地域産業人材育成刷新事業) 【再掲】
353百万円(253百万円)

デジタルトランスフォーメーション(DX)、六次産業化等、産業構造・仕事内容は急速かつ絶えず革新しており、さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、こうした革新の流れは一層急激になっていくことが予見される。我が国の産業の発展のためには、成長産業化を図る産業界と専門高校が一体となり、地域産業の持続的な成長を牽引する最先端の職業人材育成の取組を全国的に推進することが必要である。このため、産業界等と一体となった教育課程開発等の先進的取組を行う都道府県等・専門高校が中核となって牽引する産業界等と連携した人材育成の広域ネットワークの構築や、産業界等との連携に課題のある地域の連携体制強化の取組等を実施する。

将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育む キャリア教育推進事業

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

28百万円
18百万円



背景・課題

- 児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる資質・能力を育成するため、体験的なキャリア教育の推進が重要。
- そのため、キャリア教育の意義の普及・啓発や、教育関係者と地域・社会、産業界等が連携・協働した取組の推進等、キャリア教育を充実していく。

事業内容

1. キャリア教育の普及・啓発

1百万円(1百万円)

◆キャリア教育推進連携シンポジウムの開催、連携表彰等の実施

キャリア教育の意義の普及・啓発と推進に資するため、学校、地域・社会及び産業界等の関係者が一堂に会したシンポジウムを、文科省・経産省・厚労省の共催で開催し、最新の情報の提供や事例の紹介を行うとともに、キャリア教育の充実・発展に向け優れた取組を実施している団体等を表彰する。

2. キャリア教育推進体制の構築

27百万円(17百万円)

◆小・中・高等学校等における起業体験推進事業

1 2百万円 (9百万円)

小・中・高等学校等において、児童生徒のチャレンジ精神、創造性・探究心等の「起業家精神」や、情報収集・分析力、判断力、リーダーシップ、コミュニケーション力等、これからの時代に求められる「起業家的資質・能力」の育成を旨とした起業体験活動を行うモデルを構築し、全国への普及を図る。

対象 校種	小学校、中学校、高等学校等	委託先	都道府県教育委員会等 8地域	委託 対象経費	講師謝金、旅費、印刷費等
----------	---------------	-----	-------------------	------------	--------------

◆地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

1 5百万円 (8百万円)

【学校を核とした地域強化プランの一部】

「キャリアプランニングスパーバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元で就職し地域を担う人材を育成する。

対象 校種	小学校、中学校、高等学校等	実施 主体	都道府県 市区町村	補助 割合	補助率 (国:1/3 県市:2/3)	補助 対象経費	諸謝金、旅費等
----------	---------------	----------	--------------	----------	--------------------	------------	---------

(担当：初等中等教育局児童生徒課)

12. 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進等

令和6年度要求・要望額	3,248百万円
(前年度予算額)	2,887百万円)
[参考：復興特別会計	695百万円]

1. 要 旨

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることは、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、総合的な子供の貧困対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を実施する。

2. 内 容

(1) 教育相談の充実

○スクールソーシャルワーカーの配置充実【再掲】

2,659百万円(2,313百万円)

[補助率1/3] [補助事業者：都道府県、政令指定都市、中核市]

- ・スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置(10,000中学校区)
- ・貧困対策のための重点配置(3,500校)(ヤングケアラー支援含む)
- ・虐待対策のための重点配置(2,500校)
- ・いじめ・不登校対策のための重点配置(4,000校)
- ・より課題を抱える重点配置校の配置時間充実(2,000校)(新規)
- ・教育支援センターの機能強化(250箇所)
- ・スーパーバイザーの配置(90人)
- ・オンライン活用拠点(67箇所)
- ・不登校特例校(名称変更予定)への配置充実(週5日)(24校)(新規) 等

(2) 要保護児童生徒援助費補助

565百万円(545百万円)

[補助率1/2] [補助事業者：都道府県・市町村]

要保護児童生徒の保護者に対して市町村が行う学用品費、修学旅行費、学校給食等の就学援助への国庫補助を実施。「学用品費」やランドセル代等の「新入学児童生徒学用品費等」、「修学旅行費」の予算単価の引き上げにより、国庫補助の拡充を図るとともに、就学援助の着実な取組を支援する。

※上記に関連して、地方公共団体の標準準拠システム移行支援事業(就学)に係る経費を計上。

24百万円(28百万円)

[委託費] [委託事業者：民間企業等]

地方公共団体の就学事務(就学援助・学齢簿編製)について、各自自治体が令和7年度までに標準準拠システムへ円滑な移行が行えるよう、技術的な相談等への対応を行う。

※このほか、被災児童生徒就学支援等事業(大規模災害対応分)を実施。

49 百万円 (49 百万円)

〔補助率 2 / 3〕〔補助事業者：都道府県〕

大規模災害で被災し、経済的に就学が困難な児童生徒等の就学機会を確保するため、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免を実施する。

《関連施策》

- ・教職員定数の改善（貧困等に起因する学力課題の解消等）
- ・高等学校等就学支援金交付金等
- ・高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）
- ・特別支援教育就学奨励費負担等

（参考：復興特別会計）

◇被災児童生徒就学支援等事業

695 百万円 (804 百万円)

〔補助事業者：都道府県〕

東日本大震災で被災し、経済的に就学が困難な児童生徒等の就学機会を確保するため、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免を実施する。

要保護児童生徒援助費補助金

令和6年度要求・要望額

5.6億円

(前年度予算額)

5.5億円



文部科学省

現状・課題

学校教育法において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者」に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされており、また、就学援助法等において、国は市町村に対して必要な援助を行うこととされている。経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援を行い、義務教育の円滑な実施に資する。

事業内容

事業実施期間 昭和34年度～

【要保護者への就学援助】（令和3年度 約9万人）

市町村の行う就学援助のうち、生活保護法に規定する「要保護者」への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資するよう、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励」についての国の援助に関する法律」（就学援助法）「学校保健安全法」「学校給食法」等に基づいて必要な援助を実施。

◆補助対象費目：学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費、医療費、学校給食費

◆令和6年度予算額

・「学用品費」の単価引き上げ

小学校：11,630円 → 12,390円（+760円） 中学校：22,730円 → 24,210円（+1,480円）

・「修学旅行費」の単価引き上げ

小学校：22,690円 → 26,180円（+3,490円） 中学校：60,910円 → 62,300円（+1,390円）

・「新入学児童生徒学用品費等」の単価引き上げ

小学校：54,060円 → 57,060円（+3,000円）



【参考：準要保護者への就学援助】（令和3年度 約121万人）

要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める「準要保護者」への就学援助事業については、三位一体改革により、平成17年度から国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で事業を行っている。

対象校種

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程のみ）

実施主体

市町村等

補助割合

国 1/2、市町村等 1/2

対象者

生活保護法に規定する「要保護者」

補助対象経費

市町村等が行う学用品費、修学旅行費、学校給食費等の補助事業

地方公共団体標準拠システム移行支援事業（就学）

令和6年度要求・要望額
0.2億円
(前年度予算額
0.3億円)



文部科学省

現状・課題

- 地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和4年10月7日閣議決定）で、令和5年4月から令和8年3月までを「移行支援期間」とし位置付け、地方公共団体の基幹業務システムを、ガバメントクラウドを活用した標準拠システムへの移行を目指すこととし、国はそのために必要な支援を行う。

事業内容

事業実施期間 令和3年度～

各自治体が令和7年度までに標準拠システムへ円滑な移行が行えるよう、国は標準化法第9条等に基づき、自治体からの技術的な相談等に対し、遺漏なく対応する必要がある。また、令和6年度以降、他制度の制度改正や共通事項の標準仕様書等の改定があった場合、制度所管府省として、必要に応じて標準仕様書の改定を行う必要がある。

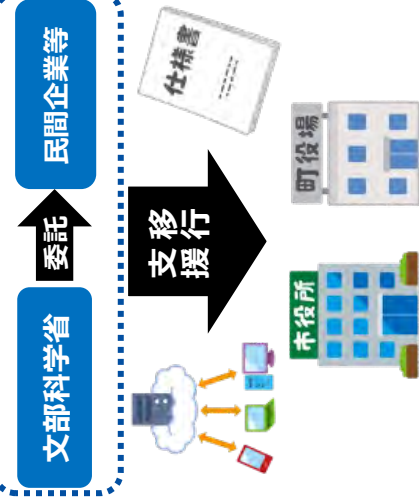
このため、専門的な技術的知見を有する民間企業等への委託事業として、地方公共団体標準拠システム移行支援事業（就学）を実施する。

自治体の標準拠システム移行支援

- 標準拠システム導入（移行）にかかる技術的な助言
- ベンダが開発したシステムと標準仕様書との適合確認
- 標準仕様書等に関する問い合わせ対応
- 先行導入した自治体の情報提供
- 自治体からの技術的な相談等を踏まえた調査研究 など

標準仕様書の随時改定

- 他制度の制度改正や共通事項の標準仕様書等の改定があった場合に係る標準仕様書の改定対応



関係する閣議決定など

- 「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）
地方公共団体における情報システム等の共同利用、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するため、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組む。
- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）
デジタル庁及び制度所管府省は、2023年（令和5年）3月までに、標準化法第6条第1項に定める機能標準化基準の内容となる標準仕様書を作成及び改定するとともに、標準化法第7条第1項に定める共通標準化基準の内容となるデータ要件・連携要件及び共通機能に係る標準仕様書を作成及び改定するなど、地方公共団体情報システムの一貫した標準化に向けて必要となる環境の整備を進めてきたところであり、2023年度（令和5年度）以降、国は、地方公共団体における標準拠システムへの円滑かつ安全な移行に向けて、必要な支援を積極的に行う。
③ 制度所管府省による標準化基準の策定等
標準化基準のうち、②の共通事項を除いたもの（機能要件等）については、地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、制度所管府省において、制度改正等に伴う政策上必要な標準仕様書の改定について、データ要件・連携要件の内容との整合性の確保を図る上で改定するなど適切に運用を行う。

■「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和4年10月7日閣議決定）

令和5年（2023年）4月から令和8年（2026年）3月までを「移行支援期間」とし位置付け、地方公共団体の基幹業務システムが、令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウドを活用した標準拠システムへの移行を目指すこととし、国は、そのために必要な支援を積極的に行う。
制度所管府省は、所管する事務が効率的かつ効果的に実施されるようにする観点から、標準化法第6条第1項に基づき定める基準以下（機能標準化基準）という、ゆり策定及び変更を行う。

■地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）

第九条 国は、地方公共団体情報システムが標準化基準に適合しているかどうかの確認を地方公共団体が円滑に実施できるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
2 国は、地方公共団体における地方公共団体情報システムの標準化の状況を把握するための調査を行うとともに、地方公共団体に対し、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

就学事務の概要

学齢簿編製

学齢簿は、学校教育法第16条、第17条に基づき、学齢児童生徒（満6歳～15歳）の就学義務の履行状況を把握し、義務教育の完全実施を確保するための基本的な帳簿である。市町村教育委員会は住民基本台帳に基づき、その作成・管理や就学義務の指定などの事務（就学事務）を行っている。

就学援助

学校教育法第19条に基づき、各市町村が、経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品費や通学費、修学旅行費、学校給食費などの援助を行う制度。

件数 1箇所 委託先 民間企業等

担当：初等中等教育局修学支援・教材課

被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）

令和6年度要求・要望額
0.5億円
(前年度予算額
0.5億円)



現状・課題

大規模災害により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図り、教育機会を確保することと喫緊の課題である。都道府県等が被災により就学困難となった児童生徒等に対して就学支援等を実施できるよう、国が支援することが必要である。

事業内容

大規模災害により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の一部（2/3）を国庫で支援する。
本事業は平成28年熊本地震を発端として同年度から実施している。

事業実施期間 平成28年度～

就学援助事業【小・中学校】

- (対象者) 被災により就学困難となった児童生徒
(対象事業) 市町村等において行う就学援助事業
(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等

※通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



奨学金事業【高等学校】

- (対象者) 被災により就学困難となった生徒
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業

特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

- (対象者) 被災により就学困難となった幼児児童生徒
(被災により支弁区分が変更となった者も含む)
(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業
(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

- (対象者) 被災により就学等が困難となった児童生徒
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

- (対象者) 被災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程、専門課程；修業年限1年以上
・専修学校一般課程、各種学校；原則修業年限2年以上
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業



7億円 【東日本大震災
8億円】復興特別会計】

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）

現状・課題

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図り、教育機会を確保することが喫緊の課題である。都道府県等が被災により就学困難となった児童生徒等に対して就学支援等を実施できるよう、国が支援することが必要である。

事業内容

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の**全額（10/10）を国庫で支援**（一部を除く。）する。

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の復興の基本方針（令和3年3月9日閣議決定）

- (1) **地震・津波被災地域** … 就学支援について、過去の大規模災害における取組事例等を踏まえ、支援の必要な子どもたちの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。
- (2) **原子力災害被災地域** … 就学支援について、支援の必要な子どもたちの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。

事業実施期間 平成23年度～

<地震・津波被災地域、原子力災害被災地域>

就学援助事業【小・中学校】

(対象者) 震災により就学困難となった児童生徒
(対象事業) 市町村等において行う就学援助事業

(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
※ 通学費には、スクールの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



<原子力災害被災地域のみ>

奨学金事業【高等学校】

(対象者) 原子力災害により就学困難となった生徒
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業
(返還免除) 原則として、死亡・障害により返還が困難なとき

私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

(対象者) 原子力災害により就学等が困難となった幼児児童生徒
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

(対象者) 原子力災害により就学困難となった幼児児童生徒
(原子力災害により支弁区分が変更となった者も含む)
(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業
(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

(対象者) 原子力災害により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程、専門課程；修業年限1年以上
・専修学校一般課程、各種学校；原則修業年限2年以上
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業
※ 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校については学校が実施した減免額の2/3が上限

担当：初等中等教育局修学支援・教材課

1 3. 高校生等への修学支援

令和6年度要求・要望額 431,158百万円
(前年度予算額 430,483百万円)

1. 要 旨

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給するとともに、低所得世帯に対しては、授業料以外の教育費に充てるために高校生等奨学給付金を支給すること等により、家庭の教育費負担の軽減を図る。

2. 内 容

(1) 高等学校等就学支援金交付金等 413,045百万円(412,856百万円)

① 高等学校等就学支援金交付金 410,370百万円(410,371百万円)

○ 高校生等の授業料に充てるため、年収約910万円未満の世帯の生徒等を対象に、年額118,800円を支給(設置者が代理受領)。

○ 私立高校等に通う年収約590万円未満の世帯の生徒等については、支給上限額を年額396,000円まで加算。

○ 令和5年度から高等学校等就学支援金制度において、家計が急変した世帯への支援を実施。

(対象学校種)

国公立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1～3年生)、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程(中学校卒業者を入所資格とするもの)を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校

② 高等学校等就学支援金事務費交付金 2,670百万円(2,478百万円)

○ 高等学校等就学支援金に関する事務の円滑な実施に資することを目的として、都道府県に交付。

③ 公立高等学校授業料不徴収交付金(旧制度) 5百万円(7百万円)

(2) 高校生等奨学給付金（奨学のための給付金） 15,263百万円（14,761百万円）

- 生活保護世帯、非課税世帯（家計急変により非課税相当となった世帯も含む）の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。

※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費、通信費など

- 都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に対して、国がその経費を一部補助する。（国庫補助率1／3）

（対象学校種）

高等学校等就学支援金の対象学校種（特別支援学校を除く）及び高校等の専攻科

【給付額】

非課税世帯について、全日制等（第1子）の給付額を増額することにより、低所得世帯の更なる教育費負担の軽減を図る。

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	117,100円 ↓（+13,000円） 130,100円	137,600円 ↓（+7,000円） 144,600円
非課税世帯 全日制等（第2子以降）	143,700円	152,000円
非課税世帯 通信制・専攻科	50,500円	52,100円

(3) 高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等奨学給付金を除く。）

713百万円（ 715百万円）

- ① 高校等で学び直す者に対する修学支援
- ② 海外の日本人高校生への修学支援
- ③ 高校等専攻科の生徒への修学支援

(4) へき地児童生徒援助費等補助金

2,137百万円(2,150百万円)

- へき地等の小・中・高校生の通学条件を緩和するため、地方公共団体が実施する通学費・居住費等の修学支援について補助を行う。



高等学校等就学支援金交付金 4,104 億円
 公立高等学校授業料不徴収交付金 0.1 億円
 高等学校等就学支援金事務費交付金 27 億円

＜内訳＞
 4,130億円
 4,129(億円)

令和6年度要求・要望額
 (前年度予算額)

高等学校等就学支援金等

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

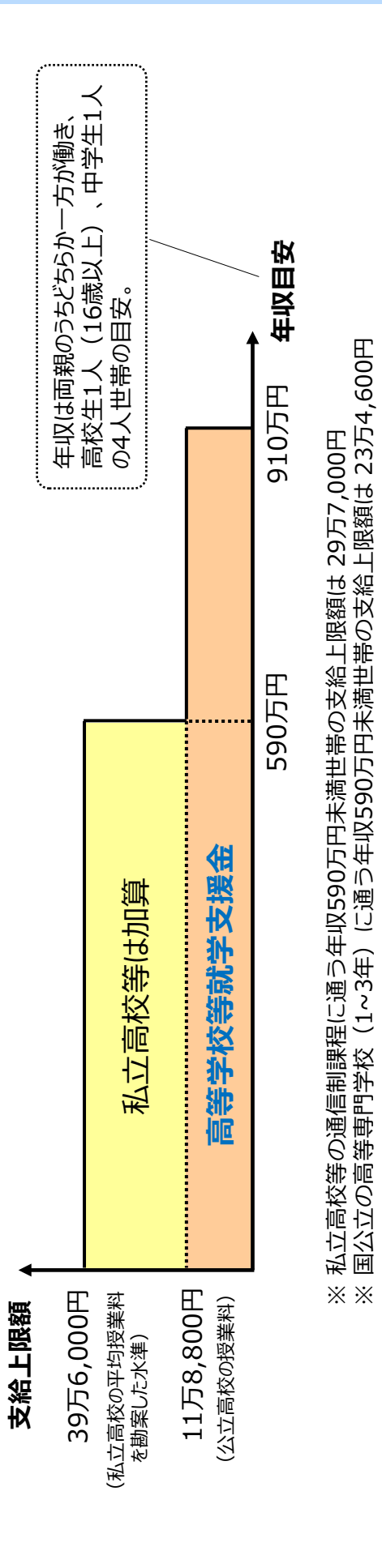


目的・目標

○高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容（事業実施期間：平成22年度～）

- ◆ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金を支給（設置者が代理受領）
- ◆ 令和5年度から高等学校等就学支援金制度において、家計が急変した世帯への支援を実施



対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校

実施主体

公・私立高校等：都道府県
 国立高校等：国

支援割合

国 10/10

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和6年度要求・要望額 153億円
 (前年度予算額 148億円)



背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容（事業実施期間：平成26年度～）

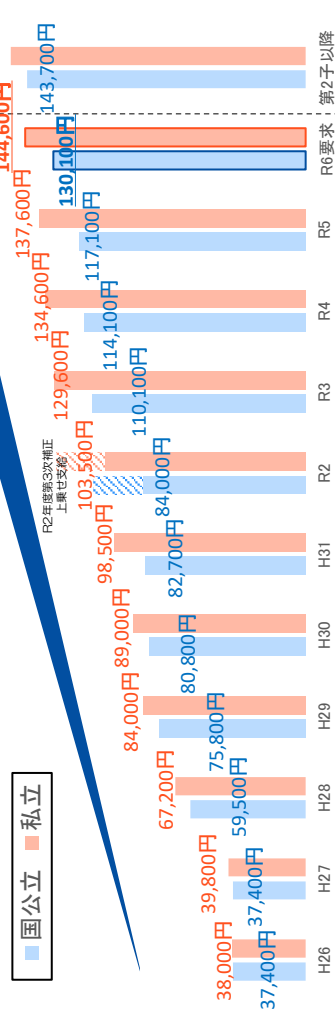
- ◆ 生活保護世帯・非課税世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。
 ※ 家計急変世帯については、急変後の所得の見込により判定
- ◆ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通用品費、入学用品費、教科外活動費、通信費など
- ◆ 令和6年度概算要求：非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額

【令和6年度概算要求 給付額】

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	117,100円 →130,100円（+13,000円）	137,600円 →144,600円（+7,000円）
非課税世帯 全日制等（第2子以降※）	143,700円	152,000円
非課税世帯 通信制・専攻科	50,500円	52,100円

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

【「第1子」の給付額の推移】



対象
校種

高等学校（専攻科含む）、中等教育学校（後期課程）
 高等専門学校（1～3年）、専修学校（高等課程）等

実施
主体

都道府県

補助対象
経費

都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に
 要する経費

補助
割合

国 1/3
 都道府県 2/3

担当：初等中等教育局修学支援・教材課

へき地児童生徒援助費等補助金

1. 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

2. 補助内容

(1) スクールバス等購入費 616百万円(619百万円)

へき地学校、過疎地域等に係る小・中学校等の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業に対する補助

(2) 遠距離通学費

1,078百万円(1,088百万円)

① 学校統廃合に伴う小中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助
(補助期間：5年間)

② 激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小中学校等への児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村の事業に対する補助 (補助期間：5年間)

(3) 離島高校生修学支援事業

238百万円(238百万円)

高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費を支援する都道府県及び市町村に対する補助

(4) その他

204百万円(204百万円)

寄宿舎居住費、高度へき地修学旅行費(3～5級地)、学校間移動費、保健管理費

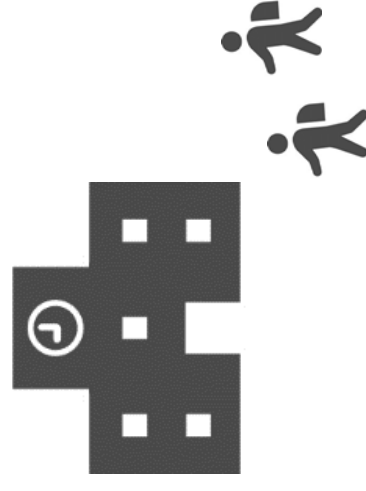
3. 実施主体

都道府県、市町村

4. 補助率

1/2

(高度へき地修学旅行費で過去3カ年の財政力指数0.4未満の市町村は2/3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1/3)



14. 義務教育教科書の無償給与

令和6年度要求・要望額 47,303百万円
(前年度予算額 46,356百万円)

1. 要 旨

憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神を広く実現するため、国公立の義務教育諸学校の児童・生徒が使用する教科書等を国が教科書発行者から直接購入し、児童・生徒に無償給与する。

2. 内 容

(1) 義務教育教科書購入費

「義務教育諸学校の教科用図書は無償に関する法律（昭和37年法律第60号）」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）」の規定に基づき、国公立の義務教育諸学校の児童生徒が使用する全教科書を全額国庫負担で無償給与するために必要な経費等。

令和6年度教科書定価については、教科書の高い公共性を鑑み、公共料金として適正な価格を維持するため、前年の定価をベースに物価指数や製造コスト等の変動要素を適切に反映して+3.0%とし、総額で約473億円を計上。

◆ 予算額等の推移

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度（要求）
予 算 額	460億円	463億円	460億円	464億円	473億円
定 価 改 定 率	(小)+3.2% (中)±0.0%	(小) ±0.0% (中)+3.3%	±0.0%	+1.4%	+3.0%

◆ 令和6年度児童生徒1人当たりの平均教科書費（要求ベース）

- ・ 小学校用教科書 4,266円（教科書一冊あたり443円）
- ・ 中学校用教科書 5,899円（教科書一冊あたり571円）

◆ 参考：物価指数

- ・ 令和5年1月～6月までの消費者物価指数の平均：104.4%
（対令和2年比、生鮮食品を除く総合）

義務教育教科書購入費

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

473億円

464億円



文部科学省

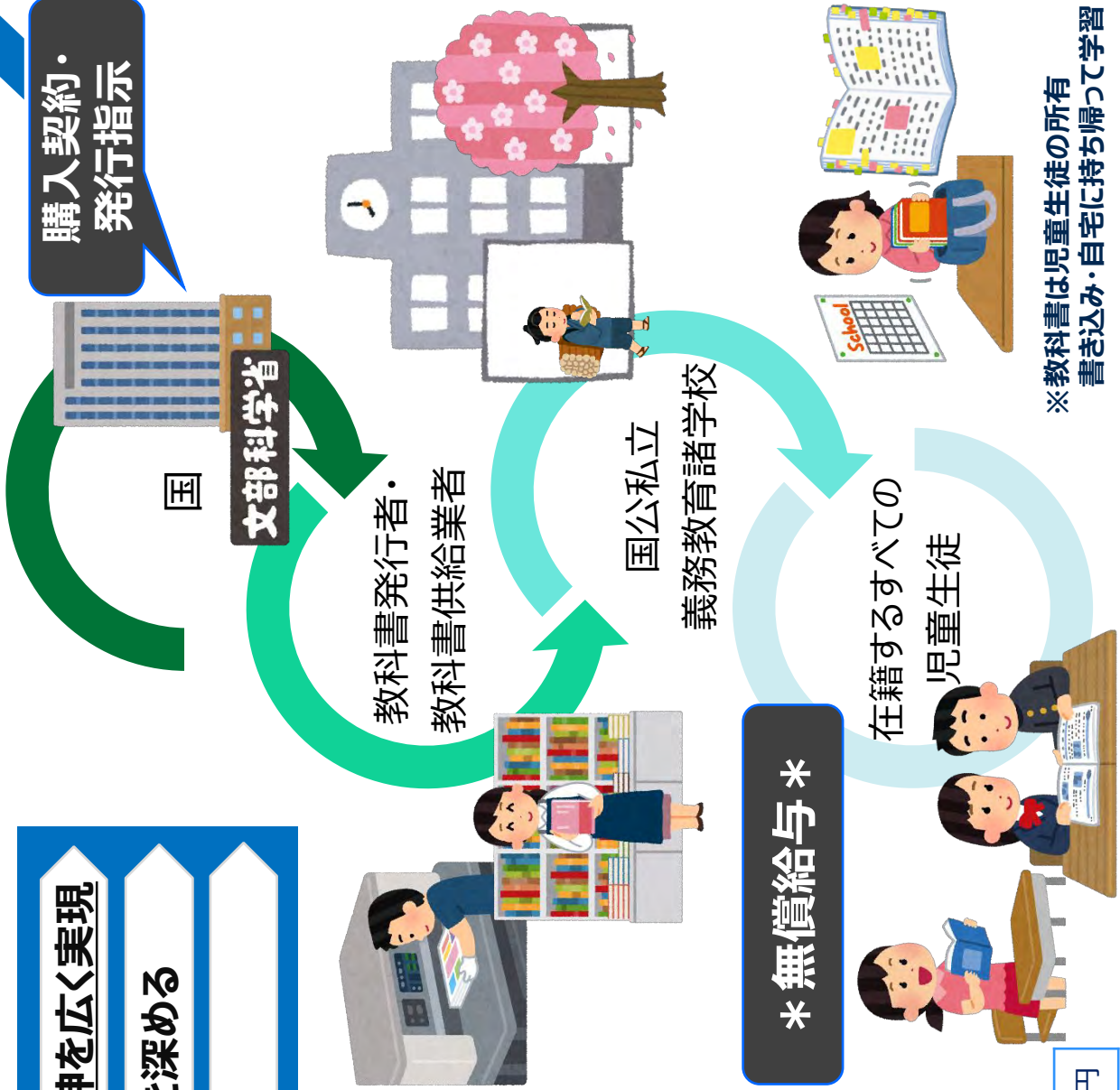
昭和38年度から

国・公・私立義務教育諸学校に通う全ての児童生徒に教科書を無償給与

憲法第26条の義務教育無償の精神を広く実現

次代を担う子供たちの国民的自覚を深める

教育費の保護者負担軽減



適正な教科書価格を維持

【予算額推移】

	予算額 (億円)	定価改定率 (%)
R6要求	473	+3.0
R5	464	+1.4
R4	460	0
R3	463	(小)0 (中)+3.3
R2	460	(小)+3.2 (中)0

【参考：R6児童生徒1人あたり平均教科書費】

小学校用	4,266 円	中学校用	5,899 円
------	---------	------	---------

15. 地方教育行政の推進

令和6年度要求・要望額 490百万円
(前年度予算額 243百万円)

1. 要 旨

教育行政は、学校教育法や地教行法等に基づき、国と地方公共団体の適切な役割分担と相互の連携・協力により行われることが重要であり、そのための地方公共団体に対する指導、助言、援助等に係る経費を計上するとともに、国が政策誘導してしっかり取組を進める必要のある行政による相談体制の充実、地方教育行政の連携促進、公立学校教員のメンタルヘルス対策、夜間中学の設置・促進等への対応について、必要な予算を計上する。

2. 内 容

○ 地方教育行政推進事業

◆ 行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業【再掲】

232百万円(新規)

保護者や地域住民からの過剰な苦情や不当な要求等の学校のみでは解決が難しい事案について、経験豊かな学校管理職OB等を学校問題解決支援コーディネーター(仮称)として活用し、様々な専門家と連携した行政による支援体制の構築に向けたモデル事業を実施する。

- ・市区町村における学校・保護者等間の問題解決支援体制の構築
- ・都道府県における広域的な学校への支援体制の構築

◆ 地方教育行政の連携促進事業

18百万円(20百万円)

少子高齢化や過疎化が進展し、教育委員会だけでは対応しきれない分野横断的な行政課題が多く存在する中、総合教育会議を通じた首長部局との連携や、自治体間の広域連携を支援し、各地域における先進的な取組をより一層促していくことで、地方教育行政を推進する。

◆ 公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業

65百万円(67百万円)

教職員の精神疾患による病気休職者数が令和3年度に5,897人と過去最多となった現状を踏まえ、各教育委員会において、専門家等と協力しながら、病気休職の原因分析や教職員のメンタルヘルス対策に関するモデル事業を実施するとともに、民間企業等への委託を通じて、各取組の分析や助言、横展開に向けた方策の検討等を行う。

◆ 夜間中学の設置促進・充実【再掲】

95百万円(75百万円)

平成28年12月に成立した教育機会確保法及び教育振興基本計画(令和5年6月16日閣議決定)等を踏まえ、①夜間中学の新設・運営補助、②既設

の夜間中学における教育活動の充実を図ること等により、夜間中学における就学機会の提供を推進する。

※ 上記のほか、地方公共団体に対する指導助言や連絡協議会等の開催に要する経費を要求

地方教育行政における連携促進事業

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

0.2億円
0.2億円



背景・課題

- ◆ 教育を取り巻く社会環境が多様化・複雑化・複雑化し、教育委員会だけでは対応しきれない分野横断的な行政課題が多く存在している。今後、自治体内における首長との間での一層の連携を通じて、社会福祉等の他の関係部局と一体となって取組を進めていくことが重要である。
- ◆ また、少子高齢化や過疎化が進展する中、職員数が10人以下の教育委員会が全体の約3割、指導主事の配置が行われていない教育委員会は約2割という厳しい実態がある。小規模自治体においては、自治体が有する物的・人的資源のみでは教育課題の解決に向けた対応に限界があり、自治体同士の連携を柔軟かつ積極的に進めていくことが重要である。
- ◆ このことを踏まえ、**総合教育会議を通じた首長部局との連携や、自治体間の広域連携を支援し、各地域における先進的な取組をより一層促していく**ことで、**地方教育行政を推進**していく。

事業内容

① 総合教育会議を通じた首長部局との連携の促進

(実施主体：都道府県、市町村)

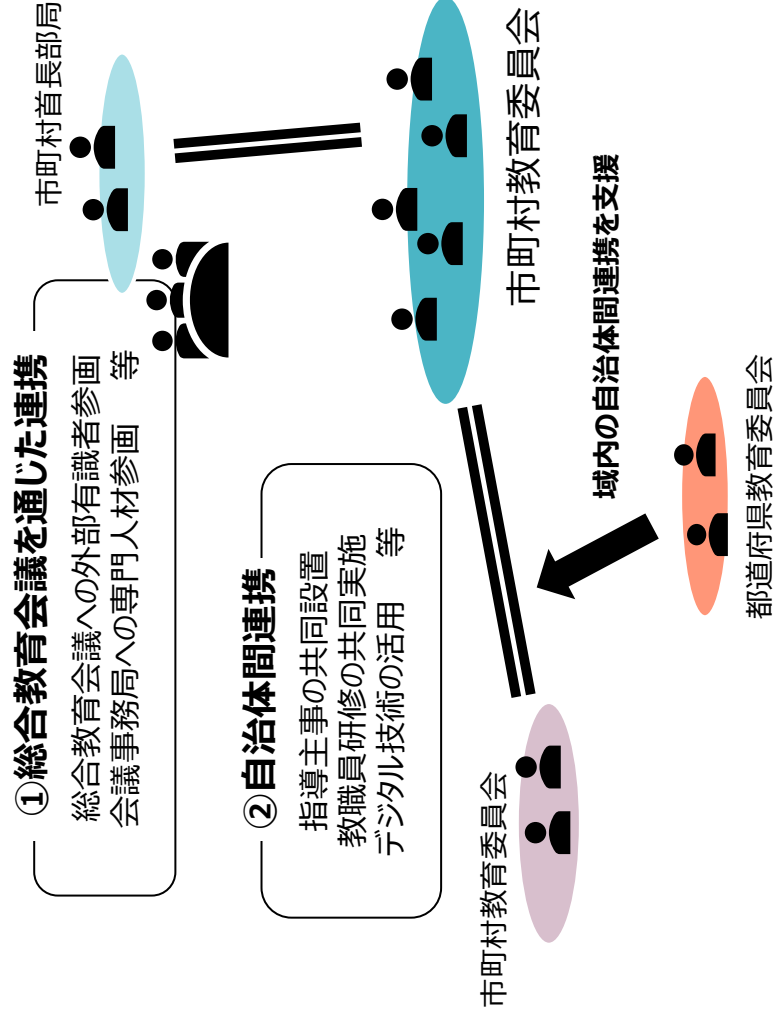
総合教育会議をより効果的に開催し、教育委員会と首長部局が一体となった専門的な課題への対応に繋げていく観点から、総合教育会議(※)への外部人材の参画、事務局における専門人材の活用等の取組を支援

(※) 地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的とする会議

② 自治体間の連携の促進

(実施主体：都道府県、市町村)

指導主事の共同設置や教職員研修・学校事務の共同実施に向けた調査・検討、デジタル技術の活用といった自治体間の連携の促進等に向けた取組を支援
域内の市町村間の連携を促す都道府県の取組を支援



公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

0.7億円
0.7億円



文部科学省

背景・課題

- 令和3年度の精神疾患による病気休職者数は、5,897人（過去最多）
→休職期間中の給与保障や代替教員等の配置による財政的負担も伴う
- 昨今、全国的に教師不足の状況（令和3年度始業日時点で、公立小・中学校等で2,558人が不足）
→臨時的任用教員等の確保も難しい中、病気休職者の増加は学校現場や児童生徒に対する教育への影響や、教職の魅力低下につながる恐れがある

事業内容

○各教育委員会において、専門家等と協力しながら、病気休職の原因分析や、メンタルヘルス対策及び労働安全衛生体制の活用等に関するモデル事業を実施し、教員のメンタルヘルス対策に関する事例の創出や効果的な取組の研究を行う。

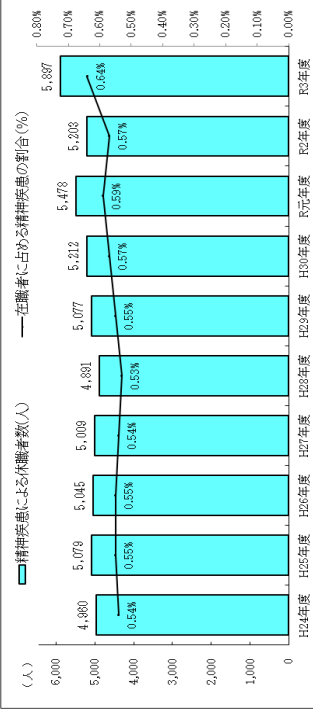
○実施期間：令和6年度～令和7年度（予定）

1. 教育委員会における病気休職の原因分析・モデル事業の実施

- 件数・単価：5団体（都道府県・市町村教育委員会）×約1,100万円
- 内容：令和5年度で構築した体制や取組内容・成果等を踏まえ、より詳細な原因分析や実効的な取組の充実・深化を図る。
(具体的な取組)
 - ✓ 関係者会議の設置（自治体担当者、医療・心理の専門家、学校管理職等で構成）
メンタルヘルス対策に関する情報共有と事業計画の立案・実施、効果検証等の中心的な役割
 - ✓ 教員の精神疾患による病気休職の原因分析
 - ✓ 域内の学校におけるメンタルヘルス対策のモデル事業の実施及び効果検証
 - ・セルフケア（セルフストレスチェック等）の促進、ラインケアの充実
 - ・ICT（心拍数の測定等）やSNS（オンライン相談等）等を活用したメンタルヘルス対策
 - ・相談員（精神科医・公認心理師・臨床心理士等）を活用した相談体制の充実 等

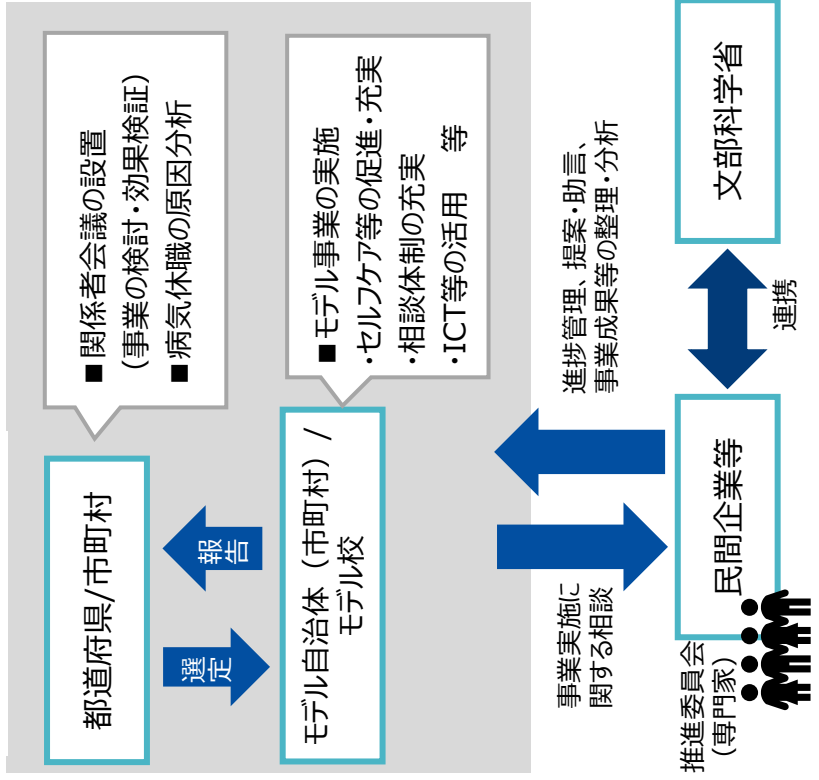
2. モデル事業の分析・助言、横展開に向けた取組（新規）

- 件数・単価：1団体（民間企業等）×約870万円
(具体的な取組)
 - ✓ 推進委員会の設置・運営（専門家、学識者、企業関係者、教育委員会関係者、学校管理職等で構成）
 - ✓ 各取組の進捗管理・連絡調整、推進委員会と連携した委託自治体への提案・助言
 - ✓ 各取組の事業成果等を体系的に整理・分析、横展開に向けた方策の検討 等



(出典) 公立学校教職員の人事行政状況調査

【事業のイメージ図】



【初等中等教育高初等中等教育企画課】

令和6年度東日本大震災復興特別会計概算要求

【初等中等教育局関係分】

児童生徒等の心のケアや教育支援等 26億円（28億円）

○緊急スクールカウンセラー等活用事業 15億円（16億円）

- ・被災児童生徒等の心のケアや教職員等への助言・援助等を行うためのスクールカウンセラーを配置（516人）等

○被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配 11億円（12億円）

- ・被災児童生徒に対する学習支援や心のケア等に取り組むための定数措置（495人）

就学支援 7億円（8億円）

○被災児童生徒就学支援等事業 7億円（8億円）

- ・震災により、経済的理由から就学等が困難となった世帯の児童生徒等に、就学支援等を実施

復興を支える人材の育成など地域における暮らしの再生 2億円（2億円）

○福島県教育復興推進事業 1億円（1億円）

- ・避難地域12市町村の小中学校や双葉郡中高一貫校における魅力ある学校づくりを支援

○福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成に関する事業 1億円（1億円）

- ・構想の中心となる浜通り地域等の初等中等教育機関において特色ある教育プログラムを実施し、専門人材等の育成のための取組を支援